

杉並区職員措置請求監査結果

(平成23年度政務調査費に関する住民監査請求(その1))

平成25年6月

杉並区監査委員

目 次

第 1	請求の概要と受理	
1	請求人	1
2	請求書の提出	1
3	請求の主たる内容	1
4	請求の受理	2
5	個別外部監査について	2
第 2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述	2
2	監査対象項目	2
3	対象部局とその抗弁要旨	3
3 - 1	総務部総務課	3
3 - 2	区議会事務局	4
4	区議会議長の調査回答の要旨	5
第 3	監査の結果と判断	
1	監査結果	6
2	判断	6
2 - 1	事実関係の確認	6
2 - 2	監査の基本的な考え方と視点	7
2 - 3	主要項目別判断	8
2 - 3 - 1	計上年度	8
2 - 3 - 2	按分比	8
2 - 3 - 3	領収書	8
2 - 3 - 4	会費	9
2 - 3 - 5	自動車・バイク	9
2 - 3 - 6	交通費	9
2 - 3 - 7	視察費及び研修費	9
2 - 3 - 8	会議費	10
2 - 3 - 9	資料購入費	10
2 - 3 - 10	広報費	10
2 - 3 - 11	事務費	11
2 - 3 - 12	固定電話・F A X	11
2 - 3 - 13	備品購入	11
2 - 3 - 14	事務所費	12
2 - 3 - 15	人件費	12
2 - 4	会派・議員別判断	13
3	意見・要望	22

別紙

1	措置請求書	
1 - 1	措置請求書・事実証明書	23
1 - 2	追加資料（平成 25 年 5 月 17 日付け）	122
2	抗弁書	
2 - 1	総務部総務課	127
2 - 2	区議会事務局	132
3	区議会議長の調査回答	
3 - 1	平成 25 年 5 月 22 日付け	152
3 - 2	平成 25 年 5 月 31 日付け	202
3 - 3	平成 25 年 6 月 14 日付け	209

資料

1	政務調査費条例	215
2	政務調査費施行規則	218
3	政務調査費取扱規程	220
4	事務処理の手引き	223

【注】 請求人等の氏名は仮名とし、請求人の住所・職業の記載は省略しています。

ホームページ掲載にあたり、別紙 1 - 2、別紙 2 ~ 3、資料 1 ~ 4 の掲載は省略しています。省略した資料を含む監査結果は、杉並区役所区政資料室及び杉並区立各図書館で閲覧することができます。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

2 請求書の提出

平成25年4月26日

3 請求の主たる内容

「杉並区の被った損害額に関し、平成23年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。要返還額の合計は、22,983,568円である。」(原文のまま)

(主張事実の要旨)

- ・ 請求人は、平成18、19、20、21、22年度及び平成23年4月分の政務調査費について、使途が不当であると判断した政務調査費の返還を求めて住民監査請求を行ってきた。
- ・ 政務調査費とは、会派・議員の多岐にわたる活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した区政の活性化に寄与する活動に限定されて支出される、公金からの一時預り金である。
- ・ 交付を受けた会派・議員には、その使途について、具体的な情報の開示を行い、その目的とする活動が、区政とどの様なつながりがあるかを、また、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任がある。
- ・ 平成23年度の政務調査費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。
- ・ 監査委員が関係人である区議会議長に対し、政務調査費の使途の調査を要請し、その結果、個々の会派・議員から更なる情報が開示され説明が加えられると判断し、公正な観点からの審査を求めて、監査請求できるとした。
- ・ なお、次の諸点を「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかどうかの具体的な検証の基点とした。 政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない、主体性のある活動である、公私混同のない活動である、コスト低減に徹した活動である、情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること
- ・ 以上の点から、政務調査費の使途に疑義があり、あるいは不十分と判断した時

- は、その旨を記載し、原則として計上された政務調査費の全額返還を求めた。
- ・ 平成21年度、平成22年度及び平成23年度4月分の政務調査費の監査結果が、公正不偏の監査のあり方に、強い危惧を抱かざるを得ないものであったこと等を理由に、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

請求書全文は23～125頁に掲載

4 請求の受理

本件請求は、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法（以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成25年5月9日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、法第199条の2に基づき、吉田愛委員、増田裕一委員の2名は除斥とした。（吉田、増田両委員は同年6月13日に退任）

また、同年6月14日に監査委員に就任した小泉靖男委員、小川宗次郎委員の2名については、同日の監査委員会議にて除斥とした。

5 個別外部監査について

請求人は、3に記載した理由により、個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかし、監査委員は、法第198条の3に定められたとおり、その職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して監査を行うことが義務付けられ、これを遵守しているのであり、請求人の個別外部監査契約に基づく監査の求めについては、相当と認められない。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成25年5月17日に陳述の機会を設けた。当日、請求人のうちから5人が請求の要旨を補足する陳述を行い、新たな追加資料の提出を受けた。

2 監査対象項目

本件監査に当たっては、請求人が「返還を求める」と主張する事項について、違法又は不当である理由の内容に基づき調査を行い、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

なお、住民監査請求においては、監査請求対象を特定し、それが違法又は不当である具体的理由あるいは事実を明確に示さなければならないこととされている。（法第242条第1項）

したがって、本件請求のうち、個別の支出が違法又は不当である理由を具体的に述

べていないもの、「根拠の説明を求める」、「開示を求める」などの意見・要望だけを述べたものなどは、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外とした。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成25年5月28日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3 - 1 総務部総務課

- ・ 法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、会派又は議員の調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。
- ・ 区は、平成13年3月に杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）を制定し、杉並区議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、要件を満たす会派の代表者又は議員に、議員1人当たり月16万円を交付している。なお、その年度の交付総額から支出総額を控除して残余がある場合には、区長は返還を命ずることができるとしている。（政務調査費条例第1～4条、第8及び第12条）
- ・ 政務調査費の用途については、政務調査費条例第9条に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「政務調査費施行規則」という。）で用途基準を定めている。（政務調査費施行規則第6条）
- ・ 議員の調査研究の対象は広範囲に及びその調査方法も多様であることから、政務調査費の支出適合性の判断は、会派、議員に一定の裁量が認められるものと解している。
- ・ しかし、政務調査費は公金であることから、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づく適切な支出が求められ、会計帳簿の作成や証拠書類の保管など、関係書類の整理は当然になされるべきとも認識している。
- ・ 区長は、予算の執行に関する調査権に基づく調査は行えるが、政務調査費の用途基準等に照らし、明らかに逸脱していると認められる場合を除き、会派又は議員の自主性、自律性が損なわれぬよう慎重に取り扱うべきと考えている。
- ・ 上記の政務調査費に関する枠組み及び観点に立ち、提出された報告書を検査した限りにおいては違法・不当な公金の支出は認められず、適正な執行がなされているものと認識している。

抗弁書全文は127～131頁に掲載

3 - 2 区議会事務局

- ・ 政務調査活動とは、一般的には会派・議員が、区政の課題や議会で審議する案

件等について行う調査研究のための活動や区民、民間の団体等との意見交換、区民等に対して行う広報・広聴活動などをいう。

- 政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いため、執行機関と議会ないしこれを構成する会派・議員との抑制と均衡の理念に鑑み、執行機関や他の会派・議員からの干渉を防ぐことも必要である。
- 政務調査費条例において、議長は合理的な範囲で用途について調査することができるかと規定されているが、個々の支出が調査研究に資するかどうかまでを法的に判断する権限は有しないものとする。
- したがって、政務調査活動の多様性とその性質から、合理性ないし必要性を欠くことが明らかである場合を除き、区政との関連性が類推されるものであれば、調査研究に資するかどうかは会派・議員の良識に基づく判断に委ねるべきである。
- 一方、会派・議員においては、政務調査費の用途の透明性を確保し、説明責任を果たすことが求められていることを十分に認識し、区議会では、平成 13 年度の政務調査費条例制定時から、出納簿を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう定め、さらに、収支報告の際にすべての領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を行って平成 19 年度から実施した。（政務調査費条例第 10 条）
- 平成 19 年 3 月には、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「政務調査費取扱規程」という。）を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの 9 項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- 平成 19 年度に区議会内部に政務調査検討会を設置して検討を進め、学識経験者の意見を反映させ、用途基準をより具体化した詳細な用途基準細目を政務調査費取扱規程に加え、平成 20 年 4 月分交付分から適用している。
- その後も、杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。平成 21 年度～）学識経験者等第三者による杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。平成 22 年度～）を設置し、区議会内部における継続的・自主的な改善に取り組み、用途基準細目については、平成 23 年度に引き続き平成 24 年度にも一部改正を行い、政務調査費の用途の適正化を図っている。
- なお、国において政務調査費制度の見直しとして、平成 24 年 8 月に法の一部改正がされて同年 9 月に公布され、政務調査費の名称は「政務活動費」に、交付目的は「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められた。
- これを受け、区議会においても平成 25 年 2 月に政務調査費条例、政務調査費施行規則及び政務調査費取扱規程の一部改正を行っている。
- 区議会事務局では、政務調査費の適正な執行のために、収支報告書及び出納簿の作成など手続についての手引を作成し、会派・議員に周知するとともに、提出された収支報告書や出納簿、領収書その他証拠書類についての点検などを行

っている。

この他に、請求人の主張に対する見解等が述べられている。

抗弁書全文は 132～151 頁に掲載

4 区議会議長の調査回答の要旨

政務調査費条例第11条で、議長は政務調査費の適正な運用を期するため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成25年5月9日付け文書により調査協力を依頼した。その回答要旨は以下のとおりである。

(1) 平成25年5月22日付け回答

- ・平成23年度分における、請求人が指摘している政務調査費の支出が、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。
- ・会派・議員が行う調査研究活動として、おおむね平成23年度の使用基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。しかし、領収書の記載内容だけでは政務調査との関連がわかりづらいものが複数見受けられたため、当該議員に確認し、調査研究活動との関連を補う説明処理等を進める。

この他に、請求人の主張に対する見解及び本件監査請求の対象とされた会派・議員による説明がされている。

回答全文は 152～213 頁に掲載

(2) 平成25年5月31日付け回答及び平成25年6月14日付け回答

本件監査請求が提出された後に会派・議員が行った誤記控除・誤記更正について、追加回答が2度されている。

これにより、監査期間中になされた自主的な返還額は次のとおりである。

誤記控除・誤記更正に伴う自主的な返還額

会派・議員名	自主返還額	会派・議員名	自主返還額
大泉時男	26,423 円	市来とも子	10,370 円
大熊昌巳	114,506 円	小松久子	393 円
大和田伸	5,000 円	市橋綾子	3,130 円
小泉やすお	3,640 円	無所属区民派	15,000 円
杉並区議会公明党	2,657 円	松浦芳子	3,000 円
		合 計	184,119 円

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成25年6月24日に監査委員2名の合議により、次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 判断

2 - 1 事実関係の確認

請求人から提出された措置請求書及び陳述並びに対象部局から提出された抗弁書及び説明聴取、その他監査資料から、以下の事実関係を認めることができる。

- (1) 法第100条第14項及び第15項に規定される政務調査費制度は、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その用途の透明性を確保することが重要であるとの趣旨から法制化された。交付の対象、額及び方法並びにその用途の透明性を確保するための具体的な報告の程度及び内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定め委ねるとしたものである。
- (2) 杉並区においては、平成13年3月に政務調査費条例及び政務調査費施行規則を制定し、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、用途基準等を定め、平成13年度から会派・議員に対して政務調査費を交付している。
- (3) 議長は、会派・議員から収支報告書及び出納簿の提出を受け、区民の閲覧に供している。なお、収支報告書及び出納簿には、支出の金額や内容を科目ごとに概括的に記載することとされ、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等は具体的に記載することは求められていない。
- (4) 平成18年12月に政務調査費条例を改正し、会派・議員に、収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付することを義務付けた。
- (5) 平成19年3月に政務調査費取扱規程を制定し、選挙活動、政党活動、後援会活動などの9項目は政務調査費から支出できない経費であると明示した。
- (6) 平成20年4月に平成19年度に区議会内部に設置した政務調査費検討会が学識経験者等第三者の意見も反映しながら行った政務調査費の用途に関する検討報告を踏まえ、政務調査費取扱規程に用途基準をより具体化した用途基準細目が加えられ、その後も、平成21年度に区議会内部に調査検討委員会を、平成22年度に学識経験者等第三者によるチェック機関として専門委員会を設置し、監査結果で指摘された事項を中心に検討を行い、調査研究費、人件費などについて用途基準細目の改正などが行われている。
- (7) 平成23年度政務調査費の交付を受けた会派・議員は6会派38議員、交付決

定額は88,800,000円であるが、政務調査費残余として17,249,007円が返還されているので、平成24年5月末時点での交付総額は71,550,993円である。

2 - 2 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、以下のとおりである。

- (1) 政務調査費は、区議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的に、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究に資するために必要とする経費」の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びにその用途の透明性を確保するための方法等については、各自自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による区政に関する政務調査活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、政務調査費を充てることができる調査研究に資するために必要な経費は、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、制度の趣旨からみて、調査研究に有益な費用も含まれるというべきである。(平成16年4月14日東京高裁判決参照)
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務調査活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務調査活動を行い、そのためにいかなる政務調査費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った用途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務調査費条例及び政務調査費施行規則に加え、区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる。
- (5) こうしたことから、政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されているものである。(平成21年12月17日最高裁判決参照)
- (6) 以上から、本件監査において、政務調査費の支出については、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務調査費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた用途基準細目等に照らし、また透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

2 - 3 主要項目別判断

請求人は、措置請求書及び事実証明書において、会派及び議員ごとに違法または不当である点を述べている。本件監査においては、その内容を共通する主要な項目として整理し、それに対する判断の考え方を以下に示すこととする。

2 - 3 - 1 計上年度

- ・ 政務調査費条例には、区政に関する調査研究活動とその支出が同一年度内でなければならないとする特段の定めがないので、新聞・雑誌の年間購読契約など自治体の会計年度と異なる期間が設定される場合に社会慣習などに即して柔軟に対応することを否定することはできない。
- ・ ただし、対象部局の抗弁書でいう「現金主義」を採るとしても全体として1年分を超える部分は不適切である。したがって、支出の範囲が1年以内であれば、会計年度を異にする期間分の計上があっても妥当なものと判断する。

2 - 3 - 2 按分比

- ・ 区政に関する調査研究活動とそれ以外の活動が混在する場合は、当該支出のうち政務調査費に計上することができる額は、政務調査活動に供される割合とするのが相当であるので、区政に関する調査研究活動以外の活動に当たる割合が適切に按分除外されていれば不適切ということとはできない。
(平成19年12月26日大阪高裁判決参照)
- ・ 按分が必要なすべての政務調査活動について、採用した按分比の妥当性を個々に説明し、証明することは、仮にできたとしても多大な労力を要するし、様々な状況のすべてを説明しきることは実際上不可能である。このため、現実的な妥当性を支える仕組みとして、支出内容に応じた標準的な按分割合ないしその上限を定める按分比の制度が生まれてきたものと考えられる。
- ・ したがって、按分比の上限が用途基準細目で定められている経費は、その範囲内であれば妥当なものと判断する。また、按分比の上限が定められていない経費は、会派・議員が自律的に判断し設定した按分割合から明らかに区政に関する調査研究への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、不適切ということとはできない。

2 - 3 - 3 領収書

- ・ 政務調査費が適正に使用されていることを証明する基本となる書類が領収書であり、宛名、日付、金額、購入品名、領収書発行者名・所在地等が記載されていることが原則である。また、レジスター出力の領収書の宛名については、手引では金額が5万円以上の場合には必要とされている。
- ・ 銀行振込、口座振替、カード決済など支払方法が多様化している今日、手引で案内されている支払方法である場合には、支出の範囲が1年以内であ

れば、会計年度を異にする期間分の計上があっても妥当なものと判断する。

- ・ 物品購入の代金に容易に充当できる家電量販店等のポイントは、値引き的性格を有しているので、支出額から控除する必要があるが、これと異なる性格のポイントについては、支出額から控除していなくても不適切ということとはできない。なお、使途基準細目では、還元ポイントが領収書で確認可能な限りにおいてポイント相当額を控除するとされている。

2 - 3 - 4 会費

- ・ 政治団体である場合や当該団体の活動が区政と関連しない場合は、会費を政務調査費から支出することが不適切なことはない。
- ・ 団体・会の目的が、区政に関する調査研究を行うことであり、その活動に充てるための費用を会費としているなど、区政に関する調査研究に資することが認められる場合は、不適切とする理由はない。ただし、団体・会の目的・活動に区政に関する調査研究に資する以外の要素がある場合は、適切に按分しなければならないことは、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおりである。
- ・ 講演会等一時的な参加費や資料代を会費という名称で支払っている場合、それらの内容が区政の調査研究に資するものであれば、妥当な支出として認められるものである。

2 - 3 - 5 自動車・バイク

- ・ 区政に関する調査研究を行うに当たり、移動手段として自動車・バイクを使用することは、通常想定できることであり、そのガソリン代及び駐車料金、有料道路料金を政務調査費から支出することは認められるので、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・ 月極駐車場代については、使途基準細目でその支出を認めており、按分比の上限が規定されていることなども勘案すると、政務調査費で支出することを不適切ということとはできない。

2 - 3 - 6 交通費

- ・ 目的地までの経路選択については、単に鉄道運賃等が安いというだけではなく、所要時間、天候、荷物、身体的状況を総合的に勘案して、会派・議員が自律的に判断するものであり、政務調査交通費記録簿に出張先・経路・出張目的が記載されていれば不適切とする理由はない。

2 - 3 - 7 視察費及び研修費

- ・ 区政に関する調査研究に資する視察及び研修は、視察報告書の提出や研修目的等が明らかにされていれば、認められるものである。
- ・ 当該視察や研修が区政に関する調査研究に資するか否かで判断すべきであり、その目的に、区政に関する調査研究に資する以外の要素がある場合は、

相当経費を適切に按分しなければならないことはいうまでもない。

- ・ 視察先へのお土産代については、社会通念上適正な範囲内であれば視察に要する経費として調査研究費に当たるとみるのが妥当であるので、使途基準等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。（平成19年4月26日仙台高裁判決参照）

2 - 3 - 8 会議費

- ・ 会議をどのような形で行うかは、基本的に会派・議員の自律性に委ねられるべきものであり、会場代や講師代などの会議開催に伴う必要な経費は、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 9 資料購入費

- ・ 区政に関する調査研究のために必要な資料の購入は、新聞、週刊誌、月刊誌等を含めて、資料名が明らかにされ、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、認められるものである。
- ・ 所属政党の機関紙は使途基準細目で1議員1部と限定するなど一定の制約を設けているので、不適切ということはいできない。

2 - 3 - 10 広報費

- ・ 会派・議員が区民の意思を区政に反映するため、区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布し、周知を図ることは、それらの施策等に対する区民の意見等を収集・把握する前提としての意義があり、調査研究に資すると解するのが妥当である。
- ・ 区政報告などの広報に、区政に関する調査研究活動以外のものが混在する場合、それぞれの記事の占める割合により適切に按分する必要はあるが、全体を違法な支出とする必要はなく、2 - 3 - 2 按分比で述べたように、区政に関する調査研究以外の活動が混在していても、適切に按分除外されていれば、不適切とする理由はない。（平成15年1月31日名古屋地裁判決参照）
- ・ 区政報告にどのような内容を記載するかは、会派・議員の自律性に委ねられるものであり、写真や区議会報告が中心であっても、区政に関する調査研究との関係が推認できれば、作成枚数、単価等まで明示されていなくても、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば妥当なものと判断する。
- ・ 区政報告等の郵送に区内特別郵便の利用など経費削減に努めることは当然であるが、状況に応じて通常の郵送方法を選択したとしても、直ちに不適切な支出ということはいできない。なお、郵送費についても、区政報告等に区政に関する調査研究活動に当たらない記載があれば、按分が必要であることはいうまでもない。

- ・ ホームページをどのような内容にするかは、会派・議員の自律性に委ねられるべきものであるので、ホームページの作成及び維持管理経費が実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 11 事務費

- ・ 事務用品について、使途基準細目は一定の按分が必要としているだけで、具体的な按分割合まで示していないのは、様々な使用形態が考えられ、一律に按分比を定めることが難しいためであると考えられる。
- ・ したがって、会派・議員が使用実態に即して自律的に判断し設定した按分割合が明らかに適当でない場合を除き、不適切とする理由はない。按分をしない場合は、その理由が合理的に説明されなければならないことはいうまでもない。
- ・ 区政に関する調査研究活動に使用するための切手・葉書は認められるところである。切手の購入の場合は、使途基準細目で定める限度額内であれば適正であり、葉書の購入の場合は、切手の購入限度額を適用するものではなく、必要数量の購入は認められるものである。

2 - 3 - 12 固定電話・FAX

- ・ 固定電話・FAXの使用料は、区政に関する調査研究活動に必要な経費として認められるものであり、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、使途基準細目に定める按分比の上限の範囲内で、適正に処理されていれば不適切とする理由がない。
- ・ 固定電話の料金は、基本料金と通話料金とから構成されており、政務調査費からの支出を通話料金のみ限定する理由はない。

2 - 3 - 13 備品購入

- ・ どのような備品を購入するかは、基本的に会派・議員の自律性に委ねられるものであり、購入した備品が区政に関する調査研究に使用されると推認できる場合には、2 - 3 - 2 按分比で述べたとおり、実態に即して適切に按分され、使途基準細目等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。
- ・ 備品は、その性格上、長期間にわたり使用されるものがあるので、当該備品の所得税法上の耐用年数内における同一品（類似品）の購入は安易に行われるべきものではないが、これまで使用していたものが修理不能となるなど、購入理由が合理的に説明されていれば、不適切とまではいうことはできない。

2 - 3 - 14 事務所費

- ・ 会派・議員が、区政に関する調査研究活動を行う拠点として事務所を設置し利用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、賃借料については賃貸借契約書の写し又は間取り図が提出され、実態に即して適切に按分されていれば、光熱水費については按分比の上限の範囲内で適正に処理されていれば、不適切とする理由はない。

2 - 3 - 15 人件費

- ・ 会派・議員が区政に関する調査研究活動を行うために、職員を雇用することは、一般的に認められることである。使途基準細目等に則して、雇用契約書の写し又は勤務報告書が提出され、支出が認められる金額の範囲内で適正に処理されていれば会派事務所で雇用する職員の人件費も含めて、不適切とする理由はない。
- ・ 雇用した職員の職務の中に区政に関する調査研究に関する業務とは認められない業務が混在する場合には、実態に即した按分が必要であることは2 - 3 - 2 按分比で述べたとおりである。

2 - 4 会派・議員別判断

請求人が主張している各会派・議員に対する返還請求理由等について、次のように判断する。

23頁からの措置請求書及び事実証明書の欄外左側に、監査対象とした部分に見出しを付してその範囲を明示した。また、請求人が個々に指摘した金額等の一部に誤りがあったが、判断に影響を及ぼさない誤りについては記載を省略した。

2 - 4 - 1 浅井くにお議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、議員から郵送方法について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 2 井口かづ子議員

監査対象項目なし

2 - 4 - 3 今井ひろし議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 資料購入費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 資料購入費 - 1 > については、< 2 - 3 - 9 資料購入費 > で述べたところであり、また、議員から購入理由について説明されており、指摘は当たらない。

< 人件費 - 1 > については、< 2 - 3 - 15 人件費 > で述べたところであり、また、議員から補助職員の雇用関係について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 4 大泉時男議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 ~ 2 >、< 事務費 - 1 ~ 2 >、< 事務所費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 ~ 2 > については、< 2 - 3 - 5 自動車・バイク > で述べたところであり、また、< 調査研究費 - 1 > は平成 25 年 6 月に、< 調査研究

費 - 2 > は平成 25 年 5 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。
< 事務費 - 1 ~ 2 > については、< 2 - 3 - 2 按分比 > で述べたところであり、また、平成 25 年 5 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。

< 事務所費 - 1 > については、< 2 - 3 - 14 事務所費 > で述べたところであり、議員から必要な資料が提出されており、指摘は当たらない。

< 人件費 - 1 > については、< 2 - 3 - 15 人件費 > で述べたところであり、また、議員から補助職員の勤務内容について説明されており、指摘は当たらない。

(補 足)

< 事務所費 - 1 > の一部は、平成 25 年 6 月に誤記控除・誤記更正されている。

2 - 4 - 5 大熊昌巳議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 ~ 2 >、< 事務費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、議員から区政報告について説明されており、指摘は当たらない。

< 広報費 - 2 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、平成 25 年 6 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。

< 事務費 - 1 > については、< 2 - 3 - 2 按分比 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

(補 足)

< 広報費 - 1 > の 8 月 27 日の印刷代は、請求人が指摘している区政報告に該当しないが、平成 25 年 6 月に誤記控除されている。

2 - 4 - 6 大和田伸議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 研修費 - 1 >、< 広報費 - 1 ~ 2 >、< 事務費 - 1 >

[判 断]

< 研修費 - 1 > については、平成 25 年 5 月に誤記控除されており、指摘は当たらない。

< 広報費 - 1 ~ 2 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、議員から郵送方法について説明されており、指摘は当たらない。

< 事務費 - 1 > については、< 2 - 3 - 2 按分比 > で述べたところであり、また、議員から使用実態について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 7 小泉やすお議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 会議費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 会議費 - 1 >については、< 2 - 3 - 8 会議費 >で述べたところであり、また、平成 25 年 6 月に誤記控除・誤記更正され、議員から会議参加人数について説明されており、指摘は当たらない。

< 人件費 - 1 >については、< 2 - 3 - 15 人件費 >で述べたところであり、また、議員から区政報告会の実施状況等について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 8 富本卓議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 >については、< 2 - 3 - 6 交通費 >で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 9 吉田あい議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 ~ 2 >、< 研修費 1 ~ 3 >、< 資料購入費 - 1 >、< 事務費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 ~ 2 >については、< 2 - 3 - 13 備品購入 >で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 研修費 - 1 ~ 3 >については、< 2 - 3 - 7 視察費及び研修費 >で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 資料購入費 - 1 >については、< 2 - 3 - 9 資料購入費 >で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 事務費 - 1 >については、< 2 - 3 - 1 計上年度 >で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 10 脇坂たつや議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、議員から支出内容について説明されており、使途基準細目の切手購入の規定には該当せず、指摘は当たらない。

2 - 4 - 11 杉並区議会公明党

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 ~ 2 >、< 資料購入費 - 1 ~ 3 >、< 事務費 - 1 >、< 事務費 - 2 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 > については、< 2 - 3 - 5 自動車・バイク > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 調査研究費 - 2 > については、< 2 - 3 - 7 視察費及び研修費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 資料購入費 - 1 ~ 3 > については、< 2 - 3 - 9 資料購入費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 事務費 - 1 ~ 2 > については、< 2 - 3 - 11 事務費 > で述べたところであり、また、会派から計上理由について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 12 安斉あきら議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 ~ 2 >、< 資料購入費 - 1 >、< 事務費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 > については、< 2 - 3 - 5 自動車・バイク > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 調査研究費 - 2 > については、< 2 - 3 - 7 視察費及び研修費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 資料購入費 - 1 > 及び < 事務費 - 1 > については、< 2 - 3 - 1 計上年度 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 13 市来とも子議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 研修費 - 1 >、< 資料購入費 - 1 >、< 広報費 - 1 >、< 事務費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 研修費 - 1 >、< 資料購入費 - 1 >、< 広報費 - 1 > 及び < 事務費 - 1 > については、< 2 - 3 - 3 領収書 > で述べたところであり、また、必要な資料は再提出されており、指摘は当たらない。

<人件費 - 1>については、平成 25 年 5 月に誤記控除されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 14 小川宗次郎議員

[監査の対象とした請求人の主張]

<広報費 - 1>

[判 断]

<広報費 - 1>については、<2 - 3 - 10 広報費>で述べたところであり、平成 25 年 5 月に誤記控除・誤記更正され、議員から按分について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 15 河津利恵子議員

[監査の対象とした請求人の主張]

<調査研究費 - 1>、<事務費 - 1>

[判 断]

<調査研究費 - 1>については、<2 - 3 - 5 自動車・バイク>で述べたところであり、貸借契約は賃貸人との合議（話し合い）により更新されていると認められ、指摘は当たらない。

<事務費 - 1>については、平成 25 年 6 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 16 増田裕一議員

監査対象項目なし

2 - 4 - 17 山下かずあき議員

[監査の対象とした請求人の主張]

<調査研究費 - 1>、<事務費 - 1>

[判 断]

<調査研究費 - 1>については、議員から支出理由について説明されており、指摘は当たらない。

<事務費 - 1>については、<2 - 3 - 13 備品購入>で述べたところであり、また、議員から購入理由について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 18 山本あけみ議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 資料購入費 - 1 >

[判 断]

< 資料購入費 - 1 > については、< 2 - 3 - 9 資料購入費 > で述べたところであり、また、議員から購入理由について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 19 日本共産党杉並区議団

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 >、< 資料購入費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 > については、< 2 - 3 - 7 視察費及び研修費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 資料購入費 - 1 > については、< 2 - 3 - 9 資料購入費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 20 小松久子議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、必要な資料が提出されており、指摘は当たらない。

< 人件費 - 1 > については、< 2 - 3 - 15 人件費 > で述べたところであり、指摘は当たらない

2 - 4 - 21 市橋綾子議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 >、< 広報費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 > については、平成 25 年 5 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、必要な資料が提出されており、指摘は当たらない。

< 人件費 - 1 > については、< 2 - 3 - 15 人件費 > で述べたところであり、指摘は当たらない

2 - 4 - 22 そね文子議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、必要な資料が提出されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 23 すぐろ奈緒議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 人件費 - 1 > については、< 2 - 3 - 15 人件費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 24 無所属区民派

[監査の対象とした請求人の主張]

< 事務費 - 1 >、< 事務所費 - 1 >

[判 断]

< 事務費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 事務所費 - 1 > については、平成 25 年 5 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 25 佐々木浩議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、議員から購入時期について説明されており、不当であるとはいえない。

2 - 4 - 26 松浦芳子議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 >、< 研修費 - 1 ~ 4 >、< 資料購入費 - 1 ~ 2 >、< 広報費 - 1 ~ 2 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 > については、< 2 - 3 - 7 視察費及び研修費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 研修費 - 1 ~ 4 > については、< 2 - 3 - 7 視察費及び研修費 > で述べたところであり、< 研修費 - 4 > の理由として、議員から研修の対象について説明されており、指摘は当たらない。

< 資料購入費 - 1 ~ 2 > については、< 2 - 3 - 4 会費 > で述べたところであり、また、議員から支出理由について説明され、< 資料購入費 - 2 > は平成 25 年 6 月に誤記控除・誤記更正されており、指摘は当たらない。

< 広報費 - 1 ~ 2 > については、< 2 - 3 - 11 事務費 > で述べたところであり、議員から按分について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 27 岩田いくま議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 調査研究費 - 1 >、< 資料購入費 - 1 >、< 事務費 - 1 >

[判 断]

< 調査研究費 - 1 > については、< 2 - 3 - 6 交通費 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 資料購入費 - 1 > については、< 2 - 3 - 3 領収書 > で述べたところであり、指摘は当たらない。

< 事務費 - 1 > については、< 2 - 3 - 12 固定電話・F A X > で述べたところであり、指摘は当たらない。

2 - 4 - 28 藤本なおや議員

監査対象項目なし

2 - 4 - 29 横田政直議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >、< 人件費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、議員から区政報告について説明されており、指摘は当たらない。

< 人件費 - 1 > については、< 2 - 3 - 15 人件費 > で述べたところであり、また、議員から補助職員の勤務内容について説明されており、指摘は当たらない。

(補 足)

< 広報費 - 1 > の区政報告は、提出されており、提出されていないとの指摘は請求人の誤認である。

2 - 4 - 30 木梨もりよし議員

[監査の対象とした請求人の主張]

< 広報費 - 1 >

[判 断]

< 広報費 - 1 > については、< 2 - 3 - 10 広報費 > で述べたところであり、また、議員から区政報告の発行理由について説明されており、指摘は当たらない。

2 - 4 - 31 堀部やすし議員

監査対象項目なし

3 意見・要望

平成23年度の政務調査費を対象とした本返還請求については、不適切と認定した支出はなかった。このことは、平成18年以降、区議会において区民の意見や監査結果等を受けとめ、政務調査費の使途の適正と透明性を確保する取組を進めてきた成果と考えられ、評価されるものであるが、他方で、監査請求後の点検により、収支報告等の訂正と自主返還が少なからず行われている現状が依然見られる。

収支報告書提出後はもとより、交付期間中から四半期毎に適切な点検等に取り組むなど、こうした問題を解消するよう要望する。

政務調査費制度については、平成24年9月の地方自治法改正により「政務活動費」に衣替えし、杉並区でも条例が一部改正され、平成25年交付分から新制度が適用されている。

新制度においても、会派及び議員の区政に関する調査・研究等を通じた区議会の活性化と審議能力強化という基本的な目的に変わりはない。むしろ使途の範囲の拡大に伴い、これまで以上に使途の適正と透明性の確保が求められているといえる。

会派及び議員の自律性をより高めるとともに、区議会における第三者的なチェック機関の機能の強化を図り、区民の納得と信頼が得られる制度運営に努めるよう期待する。

別紙

(注)
欄外には監査対象と
した部分に見出しを
付してその範囲を明
示した。

(平成25年4月26日 杉監査第2501号収受)

2013年4月26日

杉並区監査委員(宛)

杉並区議会の会派および議員に対する平成23年度政務調査費に関する措置請求書

地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

1. 請求の趣旨および内容

別紙の通り

2. 請求人

A

1. 請求の趣旨

請求人は、地方自治法第242条(住民監査請求)第1項「普通地方公共団体の住民は、(中略)違法若しくは不当な公金の支出(中略)があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成18,19,20,21、22年度及び平成23年4月分の各政務調査費(政調費と略す)について、監査請求を行ってきた。

一方、一般市民・区民の立場から行う政調費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証は、政調費の収支報告書及び添付された領収書等の証明書や政務調査活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠って行うが、当然の事として、その検証には、限界がある。平成18年度から平成22年度及び平成23年4月分までの過去6回の政調費の検証作業において、多くの場合、これらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、限られており、又、その情報の当否を調査・判断することに、難しさが伴うものであった。従って、会派・議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政調費の収支報告書等の内容が、明確な形で開示されていることを前提とし、主として、その開示された内容を基に検証を行い、請求人が、使途が不当であると判断した政調費の返還を求めて監査請求を行ってきた。

更に、自治法第199条8項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政調費条例第11条「議長は、政調費の適正な運用を期すため、報告書、出納簿及び領収証等が提出されたときは、必要に応じて調査を行うことができる」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を依頼し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、政調費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求めてきた。平成22年度の政調費監査請求に対する監査結果書においても、区議会議長を、関係人と位置づけ、文書により調査を依頼したことが明記されており、請求人は、ある範囲で、政調費の使途内容の公式な調査が行い得る法体系が整っていると解している。従って、請求人は、監査委員が、関係人である区議会議長に対し、政調費の使途の調査を要請し、その結果、個々の会派・議員から、更なる情報が開示され、説明が加えられると判断し、公正な観点からの審査を求めて、監査請求できるとした。

この様な観点から、平成23年度の政調費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。

以下に、請求人が、政調費をどの様に捉えているかについての基本的立脚点及びその立脚点に基づき、政調費の検証における基本的考え方と視点を記した。更に、政調費監査請求に対する監査の進め方、監査結果書の記載内容、監査実施における対象部局、関係人の対応等について、請求人が、情報開示及び是正が必要と判断した内容について記した。

1) 政務調査費に対する基本的考え・立脚点について

政調費とは、何か、どのような目的のために、会派・議員に交付されているの

だろうか？

政務調査費の交付に関する条例第1条は、会派・議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9条に、「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と明示されている。条例施行規則第6条に、政調費の用途基準が規定され、それに拠ると、政調費は、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費であり、その調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費、調査研究に基づく政策立案のための会議や区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取する為の会議の開催に要する経費等への支出とされる。更に、地方自治法第104条に規定された議長権限に基づき、会派・議員に対して、政調費の取扱い規定が、服務規程の形で、議長訓令として出されている。当該訓令第2条1項に、政調費としての用途を禁止する経費が明示され、3項には、施行規則の用途基準に対応した細目が規定されている。

このことから、請求人は、政調費は、会派・議員の多岐に亘る活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した「区政の活性化に寄与する活動」に限定されて支出されるものとされ、更に、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する活動は、当然のことながら、政調費に計上することが出来ないと解する。一方、議長訓令に規定されている用途基準細目には、納税者・一般区民の感覚・視点からは、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費とは異なり、政調費に計上することに疑いのある用途内容が規定されている。

それでは、そのお金は、どこから捻出されて、会派・議員に交付され、どのような性格をもつものなのだろうか？

政調費条例の第6、7、8条に、「議長から、会派・議員の状況について通知を受けた区長が、政調費交付の決定を行い、会派・議員の政調費請求に基づいて、区長が交付する」とされ、更に、第12条に、「その年度内に交付を受けた政務調査費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されている。このことから、請求人は、政調費は、会派・議員の「公金からの一時預り金」と解する。

では、このように、私たち区民が納めた税金・公金から交付された政調費の使い道について、会派・議員には、どのような責任があるのだろうか？

政調費は、請求人を含めた区民の納める税金・公金であるとの性格から、交付を受けた会派・議員には、その用途について、何に支出されたかの具体的な情報の開示を行い、その支出の目的とする政務調査活動が、区政とどの様なつながりがあるかを、又、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任が生じると解する。加えて、その政調費を計上した政務調査活動の進展状況及び結果を、継続的に、区民に開示し、報告する義務・責任が生じる、と解する。

2) 政調費検証の基本的考え方と視点

請求人の政調費の基本的捉え方を上述したが、それに沿って、以下の諸点を、政調費の対象とされた政務調査活動が、地方自治法第242条(住民監査請求)第1

項に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかどうかの具体的な検証の基点とした。

第1点：政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない

公金が交付される政調費は、区政の活性化に結び付く政務調査活動に資するものであり、政調費条例等で禁止されている会派・議員の政党活動、後援会活動、選挙活動と一線を画しているかどうかの検証を出発点とした。それらの政治的活動と政務調査活動の間には、いわゆる灰色の境界領域があるとされるが、政調費に計上された活動が、直接であれ、間接であれ、更には、将来的であるにしても、如何に、一般区民の生活に結び付いた区政の進展を目指しているかが、検証の判断基準である。請求人が行ってきた過去6回の政調費の検証結果に拠れば、政調費のほぼ半分が、広報活動の経費として計上されているが、それには、区政報告、ホームページ等に拠る広報に加え、例えば、駅前等の街頭での宣伝活動を区政報告の政務調査活動とし、その実施日時を知らせるポスターの作成費やメガホンなどの購入費等が政調費に計上されていた。このような街宣活動は、会派・議員の宣伝活動そのものであり、公金が交付される政務調査活動とは、明確な一線を画すべきとした。又、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員自身及び議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する様な活動の経費は、当然のことながら、政調費に計上することが出来ないとした。一方、政務調査活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の社会生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政調費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。会派・議員の政党、後援会活動、選挙活動の一環とみなしうる活動を、「按分の魔術」で、政調費に計上されている支出に対しては、納税者・一般区民の視点から、その合理性・妥当性を検証した。

第2点：主体性のある活動である

政務調査活動の範囲としては、区民の意見の集約、現地調査、講演会、新聞・雑誌・書籍の購読等の情報収集活動、それらの調査研究に基づく区政立案・討議のための会議、区民からの要望・意見の再々聴取、関連資料の作成、更に、立案された政策の委員会・議会等における審議、具体的な実践計画・行動内容等を、区政報告を始めとした広報手段により、広く区民に伝える広報活動など多岐に亘っている。それらの活動において、会派・議員が、その活動の目的・意義を明確に、一般区民に伝え、主体的に実行されるべきであると解している。例えば、単に、一般区民と共に、当該活動に参加するにとどまらず、それらを、主体的に、区政の活性化に結び付け、何かを生み出す方向性を有する活動に導くべきであるとした。又、複数の議員で行われてきた視察の報告書の多くに、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての考えが示されず、報告書を作成したと思われる議員の視察報告書参照とされているのみであった。参加議員の間で、視察結果について、種々の討議がなされたと推測するが、多くの報告書には、各議員の意見が記載されておらず、主体性を持った政務調査活動であったかどうか不明であった。それらの視察が、公金を使ったものである限り、議員の自律性を守る観点から限界があるとしても、視察について、個別の意見を、一般区民に伝える責務があると、請求

人は解する。

第3点：公私混同のない活動である

議員の活動ために、自宅及び議員本人や親族経営の店舗・会社等の一部を活動の事務所として使用している等、議員の実生活と結び付いた形で議員活動が営まれている場合があり、それらの場合は、当該議員の政務調査活動との明確な線引きがなされるべきと解している。議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政調費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話、水光熱費等の基本料金は、それらの使用量の大小で変動しうるとしても、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。又、事務所として使用されている自宅の部屋の家具等の備品の購入を、政調費に計上して支出する必要が生じた場合も、その備品の耐用年数と議員の任期との関係を考慮して判断すべきとした。又、議員の所属する会派の事務所を利用し、加え、その事務所で、雇用されている従業員が、当該議員の事務を担っている場合があるが、それらの場合は、当該議員の政務調査活動との明確な線引きがなされるべきと解した。

第4点：コスト低減に徹した活動である

政調費が公金として交付されることから、その支出は、一般区民生活における市民感覚と同様に、あるいは、それ以上に強いコスト意識の下に行われるべきと解する。例えば、政務調査活動の視察先は、十分な予備調査・情報活動により選定されるべきであり、その目的地への公共交通手段の選択、タクシーの利用の有無、自己保有の車両の利用によるガソリン代・駐車場代等の政調費への計上は、公金の使用であるとの「緊張感」と、明確な情報開示の下に、なされるべきである。又、新聞購読、書籍等の資料購入、区政報告の作成、広報のためのホームページの作成・運営、パソコン、プリンターそれらの関連製品、各種備品、事務用品の購入・リース等について、一般常識に沿ったコスト低減意識の下に行われるべきである。

第5点：情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること

政調費収支報告書は、十分な情報の開示と説明責任を基にした透明性を有するものであるべきと解する。請求人が行ってきた平成18年度以降の政調費監査請求の監査結果書においては、請求人の要請した監査に対して、その多くを「会派・議員の自律性の尊重」によるとして監査委員の判断が避けられてきた。このために、政調費が「会派・議員の聖域」となり、一般区民の感覚・常識が入れない状態にされてきている。会派・議員が政調費とし計上する政務調査活動については、それが公金によるものである限り、一般区民・納税者に対して、その情報開示を明示し、説明する責任があると解する。従って、この情報開示、説明責任が、どのような形で、どのような範囲でなされているかを精査することとした。

以上の点から、政調費の検証において、その用途に、政調費条例の趣旨及び区民としての視点から、疑義があり、あるいは、不十分と判断した時は、その旨を記載し、原則として、計上された政調費の全額返還を求めた。

3) 交付される政調費を超えた収支報告書について

請求人は、平成21、22年度政調費の監査請求において、下記の様に、交付された政調費を超えた収支報告書が法令に準拠していないことを指摘し、その訂正・再提出を求めてきた。

条例第1条は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政調費を交付すると規定し、更に、当該第4条で、議員に係る政調費は月額16万円とされている。従って、条例で規定される政調費額は、月額16万円、年額192万円を限度とすると解される。このことから、各議員が、交付される年額192万円を超えて調査研究に支出した金額は、条例で規定される政調費でなく、議員個人の資金による支出となる。平成18年度以降平成21年度までの政調費の監査請求において、議員から提出された収支報告書のうち、年額192万円を越える支出を記載した収支報告書についても、監査委員が監査を実施しているが、それは、個人資金の支出を、公的立場にある監査委員が監査・判断をしたことにあたり、監査そのものに疑義が生じる。」と主張した。

請求人のこのような指摘に対して、平成22年度政調費監査請求の監査結果書には、監査委員からは、何らの応答も示されていなかった。又、与島正彦区議会事務局長の抗弁書及び藤本なおや区議会議長の回答書には、同文で、「現行の条例・規則等においては、調査研究に資する経費が交付額を超えた場合、交付額の範囲内で収支報告書を作成・提出する旨を区議会で定めているわけではないため、会派・議員の判断に委ねることが適当である」と考え、記されているのみであった。一方、与島正彦区議会事務局長の抗弁書6(4)政務調査費に関する自主改善についての文中には、「平成20年度以降は、毎年政務調査費に関する住民監査請求が提出されており、平成21年度に議会内に設置した政務調査費調査検討委員会(調査検討委員会)において、継続的に自主的な改善に取り組んでいるところである。また、より適正な執行の確保を目的として、第三者によるチェック機関である政務調査費専門委員会(専門委員会)を平成22年度に設置し、監査結果で指摘された事項を中心に検討を重ね、そこでの議論等を踏まえて検討を行い、その結果に基づき、規程で定める用途基準細目の一部を改正し、(後略)」と記されている。請求人が、平成22年度政調費監査請求書に記した平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書の監査委員(四居誠ほか)の判断及びそれに対する請求人の考え方を、下記に再記したが、「交付される政調費を超えた収支報告書」についての請求人の主張、四居誠他の監査委員の指摘を、専門委員会及び調査検討委員会において、どの様に扱ったのだろうか、あるいは、何ら討議さに付されなかったのだろうか、情報の開示を求める。なお、田中良区長の抗弁書の6.政務調査費の適正な執行に関する区の見解の項で、専門委員会、調査検討委員会において、政調費の適正な用途の検討が行われていることに言及し、「このように、時代の要請に応えられる用途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指した検討が常に進められている」と述べている。

請求人が、平成22年度監査請求書において、交付される政調費を超えた収支報告書について述べたことは、以下の内容であり、今回の監査請求において、監査委員の判断を求めて、再記することとした。

<平成22年度政調費監査請求における請求人の主張>

平成21年度政調費監査請求に対する監査結果書に記載された監査委員の判断は、以下(下線は、請求人による)の通りであった。

政調費条例第10条や政調費条例施行規則第7条は、政調費収支報告書を定められた期限までに提出することや政調費出納簿の様式を定めているが、記載方法などについての定めはない。そのため、政調活動に要した経費として政調費収支報告書等の支出に計上されている額が、政調費交付額の上限である192万円を超えていることが少なからずある。もとより、交付される年額192万円は、交付額の上限として定められているものであって、会派・議員の政調活動がこの金額の範囲内に抑えられなければならないものではない。したがって、会派・議員が、この交付額の上限を超えて収支報告書に記載したとしても、それをもって直ちに不実を記載したものとはいえず、また、当然ながら交付額の上限を超えて政調費が交付されるものではない。したがって、交付額の上限を超えて収支報告書等の支出が記載されていたとしても、それをもって違法・不当とすることは出来ず、請求人の主張は採用できない。ただし、こうしたことの結果として、請求人も指摘するように、支出額のどの部分が政務調査費による支出かが不明確な事態が生じる。公費として交付を受けた政調費がどの支出に充てたのかを明確にすることが望ましいことは言うまでもないことであり、収支報告書の記載のあり方については、そうした面も考慮して、今後、検討されることを期待する。なお、上限額を超えた部分について監査することが監査そのものに疑義が生じる」としている点については、請求人の感想に過ぎない。」(下線は請求人によるものである。)

請求人は、会派・議員が、交付された政調費の額を超えて、政務調査活動に個人資金を投入することの是非を指摘したのではなく、政調費の交付条例に従って交付される政調費の定義・範囲を明確にすることを要請したのである。当該条例では、会派・議員の政務調査活動に資するため必要な経費の一部として、政調費が交付されることが明示され、その上限が、議員一人当たり月16万円とされている。更に、その第9条で、政務調査費の交付を受けた会派・議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、続いて第10条で、前年度分の政務調査費収支報告書に政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならないと規定されている。このような条例の規定の流れから、提出された収支報告書に、会派・議員の私的資金が含まれ、交付された公金である政調費と会派・議員の私的資金が入り混じって、「政調費」として認識することが許されるであろうか。

監査結果書の判断にも言及されているように、支出額のどの部分が政務調査費による支出かが不明確な事態が生じ、公費として交付を受けた政調費がどの支出に充てたのかを明確にすることが望ましいことは言うまでもない、とすべきでないだろうか。

しかし、当該監査結果書の判断が公開された後に、平成23年5月に、区議会事務局が作成し、会派・議員に配布された「政務調査費の支出に関する事務処理について(平成23年度)」には、そのような監査結果書の判断が、何ら反映されていない。

更に、上限額を超えた部分について監査することが監査そのものに疑義が生じる」としている点については、請求人の感想に過ぎない、と請求人の指摘を切り捨てているが、公金でないものを、どのような基準で監査するのか、公的な監

査の対象を、公金の範囲に限定せず、公金と私的資金の混在する収支報告書・出納簿を監査することは、法的にも疑問があり、認められないとすべきであると解している。条例で規定され、それに則した収支報告書は、公的文書であるが、法に規定されていない私的資金を含んだ収支報告書は、公的文書と言えるのだろうか。次のようなことが起こった場合、どう処理されるのだろうか。

<平成21年度政調費の監査請求に対する公的な監査結果に基づき、区長から、北島邦彦議員に、452,439円の政調費の公的な返還命令が出されている。一方、当該議員の収支報告書の支出合計額は、1,987,825円とされ、私的資金67,825円を含んでいた。もし、返還命令が出された政調費の支出科目に、私的資金が含まれていた場合、法に基づき、区長から提出された公的な返還命令の金額に齟齬が生じてしまうと言えないだろうか。言い換えれば、監査委員によってなされた政調費返還の判断に間違いがあったことにならないだろうか。>

現在まで、会派・議員の多くが、交付額を超えた収支報告書を提出しているが、それらが、収支報告の訂正・再提出が要請されることなく、監査対象とされ、監査が実施されてきている。この様な状況を勘案して、平成23年度の政調費の交付額を超える収支報告書についても、検証・精査し、監査請求を行うこととした。しかし、法令上から、交付額を超える額を計上した収支報告書は、監査対象とならず、訂正・再提出がなされなければならないとの請求人の立場に変更はない。

なお、平成23年度政調費において、交付額を超えた収支報告書を提出した議員及び私的資金額(収支報告書に記載された使途総額マイナス交付額)は、以下の通りであった。

自民党	大和田伸	117,652円、田中ゆうたろう	1,099,653円
	富本卓	155,482円、吉田あい	134,365円
	脇坂たつや	362,866円	
民主党	河津利恵子	37,030円、山本あけみ	156,790円
自ク	岩田いくま	83,902円、藤本なおや	75,293円
ネット	小松久子	172,887円、市橋綾子	180,688円
みどり	すぐろ奈緒	25,290円	
創新	佐々木浩	17,780円、松浦芳子	386,237円
区民派(けしば誠一、新城せつこ)		383,133円	
みんな	横田政直	133,710円	

請求人が、平成24年11月に、議員の一人と区役所3階議会事務局前で、交付額を超えた収支報告書があることを話していた時、その議員から「交付額を超える収支報告書を出すのは、返還の必要があった時に、単に、収支報告書を訂正するだけで済み、実際に返金する必要がなくなるためだ」との趣旨の返答があった。請求人は、この返答に、その議員が、政調費が公金であり、その使途の適正が要求されていることを、理解しているのだろうかとの疑問を抱いた。更には、今までに出された監査委員の判断の基本としてきている「議員の自律性」とは、何を指しているのだろうか、と強い疑念を持たざるを得ないものであった。議員個人の資金の使い道を決める場合と公的資金の使途の判断の間には、どちらの場合も、

議員本人の自律性の基に決断・判断がされるにしても、当然のことながら、それらの決断・判断の方向・内容には、大きな違いがあると解すべきである。請求人は、後者における「自律性のある判断」の基本は、公的目的のため、区民の利益のための要素が主体を占めし、占めるべきであり、上述した議員の言う「一種の相殺のため」は、政調費の公正な在り方を否定するものであると言わざるを得ない。

請求人は、平成21年度政調費の監査請求書の請求の趣旨の(5)で、議会内に設置された政務調査費検討委員会及び政務調査費専門委員会における討議内容を公開すると共に、その審議過程で、一般の区民の意見を聴取する機会を設けること等を、開かれた区政とするための重要な課題の一つとして、区の執行機関に、その実現を要請した。更に、当該委員会等において、政務調査費のあるべき姿や政調費の3ヵ月毎に前渡しで交付する現在の方式の見直し、例えば、会派・議員からの事後請求に応じて、公金を交付する等のより透明性のある政調費枠組の構築の審議がなされることを提案した。請求人は、政調費の前渡しでなく、事後請求にすることが、交付額を超えた収支報告書をなくすための手立ての一つと解しており、今回の政調費監査請求において、重ねて、請求人の提案を実現することを強く要請する。

4) 監査請求人の氏名公表と会派・議員の仮名表示について

請求人は、平成18、19、20、21、22年度及び平成23年度4月分の各政務調査費の監査請求において、請求人の氏名の非公表及び会派・議員の明示を求めてきた。現時点において、区内の図書施設に区民の閲覧用として配布されている監査結果書の内、平成18、19、20、21年度政調費の分については、請求人の団体名・氏名の部分が白く塗りつぶされ、平成22年度及び平成23年4月分については、「甲」と表示されている。又、区のホームページで閲覧可能となっている監査結果書における請求人の団体名・氏名は、仮名表示となっている。これらのことから、請求人の氏名の非公表は、区の図書施設や区のホームページの自由に閲覧可能な監査結果書においては、仮名表示という形がとられ、請求人の氏名の非公表の要請が受け入れられたと解した。

一方、会派・議員の氏名については、自由に閲覧可能な監査結果書のすべてにおいて、政調費の返還勧告がなされた会派・議員を除き、すべてアルファベットの仮名表示が用いられ、実名が公表されていない。公金の交付の対象者である会派・議員は、公的組織・公人とみなされ、請求人は、社会通念上からも、自由に閲覧可能な文書等に、その名称・氏名を公開することは、必然のことと解する。又、区議会情報公開条例第7条(情報の原則公開)ただし書きに対応して定められた「区議会公開しないことができる情報の取扱い基準」の第3に、別表3に規定する情報は公開するとされている。当該別表には、議員及び元議員の氏名、所属会派等が公開する情報として列挙されている。このように、法令上からも、会派・議員のすべての名称・氏名を明示することを、再再度、要請する。

なお、平成22年に、請求人が日本弁護士連合会(日弁連)に、人権救済の申し立てを行っていたが、平成24年9月5日に、日弁連から、杉並区監査委員に対して、「今後、議会会派や議員の政務調査費の支出に関する住民監査請求に対する結果を通知し、また、公表する際、全ての会派及び議員につき匿名とせず、いずれもその実名を記載するよう、勧告する」との是正勧告がなされている。この勧

告に従い、会派・議員の実名を公表することを重ねて要請する。

5) 収支報告書の領収書等の証拠書類の記載事項の黒テープ貼りについて

閲覧に供された領収書等の証拠書類の記載事項に、黒いテープが貼られ、領収書によっては、ほとんどが、真っ黒になっているものがあるが、議会事務局の担当者の説明によると、個人情報保護の点から、議会事務局の判断で、個人名等を見えない様になっているとのことであった。このテープ貼りの結果、証拠書類として提出された銀行の通帳の多くは、領収書としての内容をほとんど判読できない状態になっている。

この一種の「隠蔽」は、区議会情報公開条例第7条(情報の原則公開)ただし書きに対応して定められた「区議会公開しないことができる情報の取扱い基準」の第2の別表1大項目2に記載されている情報について、会派・議員から提出された証拠書類等対して、議会事務局が行っていると推測される。一方、区議会情報公開条例第11条4項に、「公開請求に係る情報の一部を公開するとき又は全部を公開しないときは、公開決定等にその理由を併せて通知しなければならない」と規定されているが、平成23年政調費に係る領収書等証拠書類一式の情報公開可否決定書には、「一部公開」と記載されているのみである。従って、請求人は、区議会議長に対して、黒いテープを貼る具体的理由の説明・開示を要請する。

6) 個別外部監査について

平成18、19、20年度の各政務調査費の各監査請求において、地方自治法第252条の43第1項の規定により、監査委員に代えて、個別外部契約に基づく杉並区とは利害関係を共有しない外部の専門家による監査に委ねることを求めてきた。しかし、監査委員は、法第198条の3に定められたとおり、その職務の遂行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査を行うことを義務付けられ、これを遵守しているものであり、請求人の要請は相当とは認められずとして、棄却されてきた。平成21、22年度及び平成23年度4月分の政調費の監査請求においては、監査委員の常識ある公正な判断を期待して、外部監査請求を行わなかったが、それらの監査結果も、公正不偏の監査のあり方に、強い危惧を抱かざるを得ないのであった。このような状況をもたらしている主たる要因の一つが、監査委員が、社会通念上に基づいて判断すると言及するとしながら、最終的には、会派・議員の自律性ある判断に任せるとして、会派・議員の収支報告内容を、ほとんどの場合、そのまま認める立場を保持してきていることにあると言える。このような点からも、監査の機能の果たす役割、それを遂行する監査委員の責任の在り方に、失望を超えて、疑義を持たざるを得ない。

一方、請求人が行ってきた過去6回の政調費監査請求に対する監査結果書には、監査委員の判断基準が記されている。例えば、平成22年度政調費の監査請求に対する監査結果書の2-2に、監査の基本的な考え方と視点として(下線は、請求人に拠る)、6点が記され、それらのまとめとしての6点目に、「以上から、本件監査において、政務調査費の支出については、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務調査費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた用途基準細目等に照らし、また透明性の確保の観点にも留意しその適合性を総合的に判断するものとする。」と記されている。一方、その前段の基本的考え方と視点には、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員

の政治活動の自由は保障されなければならない」、「会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解する」、又、最高裁判決(平成21年12月17日)を引いて、「明らかに違反がうかがわれるような場合を除くと、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使用制限適合性を審査することを予定していない」と記され、更には、「しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使用の適正が自律的に確保されなければならない、また、それらを客観的に確認できる透明性を確保することが必要である」が、「このため、政務調査費条例及び政務調査費施行規則に加え、区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる」との見解が記されている。

監査委員のこの記述を読んで、請求人は、一般区民として、納税者として、いくつかの素朴な疑問・疑念を持たざるを得ない。まず、「会派・議員の自律性・自律的判断」とは何かということ、次に、「制度の趣旨に沿って、使用の適正が自律的に確保されなければならない、それらが客観的に確認できる透明性が必要であるとするが、そのための区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる」としているが、その判断(下線部分)の具体的な根拠は何であるかということである。監査委員の視点を言い換えると、会派・議員は、公金である政調費の使用を、区議会の自主的なルールの基に、自律性のある判断で決めており、その使用が、収支報告書等の記載から、明らかに違法であるとうかがわれる場合以外は、監査委員として、是正の行動をとることが出来ない、しない」ということであろうか。もしそうなら、「自律性」の意味するもの、「あきらかな違法」の判定基準とは、何だろうか、どの様に定義されるのだろうか。

一方、自治法第198条の3(職務上の義務)で、「監査委員は、その職務を遂行するに当っては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない」と規定されており、請求人は、住民監査請求に対して、監査委員が、「公正不偏の態度」を基に、判断することを前提にしてきた。もし、監査機構・制度そのものが、単に、独立性のない、行政機構の一つにすぎないとすると、法が謳う「公正不偏」の基本理念が、容易に瓦解してしまうと危惧せざるを得ない。請求人は、監査委員(あるいは、監査室)は、税金・公金の不正使用の監視役として、その使用を検証する責務があると、解している。

広辞苑によると、自律とは、自分で自分の行為を規制すること、外部からの制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること、と定義されている。勿論のことながら、請求人は、選挙で選ばれた議員が、その見識を基に、自律性のある判断をすることを否定しているものではない。監査委員も記している様に、公金である政調費の使用には、その適正が自律的に確保されなければならない、それを客観的に確保できる透明性の確保が必須になる。従って、政調費の使用決定・判断には、私的資金の活用とは根本的に異なる「自律性」が要求されることになると解すべきである。

又、監査委員は、区議会による自主的なルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められるとしているが、請求人は、その仕組みは、例えば、議長訓令で定められている政調費使用細目の内容に見られるように、公金である政調費の使用の適正が自律的に確保されているとは言えず、使用の適性を客観的に確認出

来る透明性が確保された仕組みには、全くなっていないと解している。監査委員が、そうだと判断した具体的な根拠の開示を強く求める。

以上に述べた観点から、請求人は、今回提出する平成23年度の政務調査費の監査請求においては、個別外部監査を実施することを要請する。

7) 政調費監査請求に対する監査実施における対象部局、関係人及び会派・議員の請求人の在り方に関する要求・要請・異議について

請求人が、平成18年度の政調費の監査請求を行って以来、監査の関係人とされる区議会議長の調査に対して、会派・議員が、請求内容等について、反論・異論が提示されてきている。それには、請求人の理解・調査不足を指摘する内容もあり、請求人の対応可能な範囲で是正を行ってきている。平成21年度政調費の監査結果書の関係人調査回答書において、議長経験のある河野庄次郎議員が、関係議員と請求人との直接対話を提案しているが、その提案は、政調費の適正使途への改善には、有用な道の一つであろうと捉えている。その一環として、請求人は、議会に設置されている政調費調査検討委員会を公開し、一般区民の意見表明の機会を設けること等を、監査請求書の中で提案を行ってきている。しかし、残念ながら、それらの提案に対して、会派・議員も含めどの部署からも、何ら応答が得られていない。

平成24年4月に、平成22年度政調費の監査請求を行って以来、請求人の在り方について要職にある行政機関の長から発せられた意見に対し、以下に、請求人の疑問・考え方を記したが、意見を発した当事者に、その根拠について具体的説明を要請する。

平成24年11月20日の第4回議会定例会における田中区长答弁について

けしば誠一議員の一般質問(政務調査費の政務活動費への変更について)への答弁の中で、監査実施における対象部局の長であり、監査請求に対して抗弁書の提出を求められる田中区长が、請求人が今までに行ってきた監査請求に関連して、以下の答弁(一部を抜粋、下線は請求人による)をしている。

「(前略) 杉並区に来て驚いたことは、監査事務局で皆さんの政務調査費を一々一々チェックしているということですよ。このあり方が本当に正しいかどうか、あるべき姿であるかどうかということは、ぜひすべての議員の皆さんに私は考えていただきたいというふうに思っております。そもそも私の認識でいえば、私も東京都の監査委員をやっていた経験もありますが、本来業務というものがあって、その本来業務というのは、区の行政の予算執行、事業執行あるいは補助金を出している団体の事業が適正にその趣旨に沿ってやられているかということをきちんとチェックをするというために、そういったセクションがあるんだろうというふうに私は思っております。それが、その本来業務に割くべき時間を、議員の皆さんに交付している政調費のチェックを一々一々大がかりでやっているということ、この現状が果たしていいのかどうかということは、皆さんに私は問いかけたいと思っております。(中略) 今後将来、法律が変わって、議会のご判断によってさまざまな使途というのは決められていくものだろうとおもいますけれども、私のほうからチェックしたい、執行機関側からチェックしたいという思いは、少なくとも私には全くありません。皆さんが議会活動をされることに対して、そ

それぞれの党派で、それぞれの立場、考え方の違いがあり、そして議員というのは一律ではありません。(中略) ある新聞記者が政務調査費のことを、私が都議会時代に取材に来ました。新聞記者はいろいろ言っていました。彼に私は言ったんですよ。あなた、執行機関なり、あるいは議会の本場に大事な情報をとるのに、どういうとり方をしているんだと。(中略) じゃ、それを全部つまびらかに公開できるか。公開できません。それは、我々だって同じだよ。(後略)」

年間1,500億以上の一般会計予算執行の責任を持つ区長にとって、議員に交付される政調費(平成23年度は、4月分を含めて交付額89,440,000円)と行政の各種事業費・補助金等に投入される税金との間に、公金としての性格・取扱いに、何か違いがあるとしているのだろうか。都の監査委員の経験から、区長も分かっているだろうが、自治法第241条第1項の規定を基に従って、区の各種の事業内容に対して、住民監査請求が出されているが、それらの監査請求と会派・議員の政調費の用途についての監査請求との間に、何か違いがあるのだろうか。監査室が、皆さん(議員)の政務調査費を一タークチェックし、監査室員の貴重な時間を無駄に浪費しているとしているのだろうか。あるいは、政調費監査請求の結果として、会派・議員が、自律性の基に、自由に行われている政務活動を妨害していると考えているためだろうか。答弁からは、区長の真意を読み取ることは難しいが、区長が、述べている様に、請求人も、各会派・議員は、一律でないし、その自由な活動内容の公開を求め、活動自体を縛ることが、請求人の目的でもなく、実質的にも、その様なことは不可能である。加えて、公金・税金の執行責任がある区長は、議員万能とも取れる表現で、政調費の用途は、すべて、会派・議員に任せ、区長自身は、それをチェックする意思は全くなしと明言している。

請求人は、公金そのものである政調費の用途について、会派・議員は、説明責任があると解しているが、区長の答弁内容は、政調費の用途と会派・議員の活動の自由、情報取得源の非公開等を同じ俎板の上で論じ、よもや、議員の活動の自由と政調費の用途自由と混同しているのではなかろうが、結果として、自治法に加え、区議会の情報公開法で付与されている、一般区民の知る権利を攻撃し、法違反の疑いさえも持たざるを得ない。政調費監査請求の対象部局の長である田中区長に、当該答弁の真意、発言の根拠を明確にし、上述した請求人の疑念に答えることを強く要請する。

なお、平成22年度政調費監査請求に対して、田中区長は、その抗弁書(下線は、請求人による)で、以下に主張していることを、確認のため付記する。

平成20年4月に第三者の意見を反映した政務調査費の「用途基準細目」を定めた。さらに、平成22年4月に規程を改正し、「用途基準細目」をより適切な内容と改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。さらに、区議会では、平成21年6月に、「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として、「杉並区議会政務調査費専門委員会」を、平成22年5月設置することとなった。両委員会では、「監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、平成23年5月及び平成24年4月には、「用途基準細則」の一部改正を行い、より明確な基準となっている。」区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議

会の自主性及び自律性を尊重しつつも、政務調査費収支報告書の写しの内容から、政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費の交付者としての責任を果たしていく所在である。」政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。(中略)しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費の使途について今まで以上に明確な説明責任が求められている。」

上述のように、田中区長は、「使途基準細目」をより明確な基準にしてきていると、区議会の努力を認める抗弁を行っているが、区議会の自律性により適正化と透明性の向上は図られているのだろうか。例えば、平成24年度から、タクシーの利用額の上限を、月額20,000円までとし、年額240,000円と定めたが、請求人の調査によると、高額タクシー利用者は以下の議員であり、ほぼ、同一議員がタクシーを多く利用してきている。

平成20年度	横山みえ 302,460円、青木さちえ 288,140円、 北明範 198,710円、今井譲 177,150円
平成21年度	横山みえ 249,230円、青木さちえ 227,620円、 今井譲 187,080円、はなし俊郎 164,950円
平成22年度	青木さちえ 238,590円、横山えみ 234,980円、 今井譲 212,390円、大泉ときお 165,770円

請求人が、平成18年度の政調費から住民監査請求を行ってきたが、政調費として計上されるタクシーの利用は、減少傾向にあると解してきた。平成22年度には、年額24万円を超えてタクシーを利用する議員はいなくなっていた。その中で、平成24年度に使途基準を改正し、年額240,000円を上限とした根拠は何であったのだろうか。田中区長が、抗弁書の中に記している様に、政調費は、税金(公金)であり、区議会に、その意識があるのだろうか、区議会には、この様に、緩い基準を作る素地が存在していると言わざるを得ない。一般区民感覚からは、このような改定は、改正ではなく、「改悪」と思わざるを得ない。

平成22年度政調監査結果書に記載された河野庄次郎議員(当時)の意見について

河野庄次郎元議員は、当該監査結果書の議長の調査への回答の中で、請求人に対して以下の要請をし、回答を要求している。

「オンブズとは、国民(区民)の行政機関に対する苦情処理や行政活動の監視・告発等を行うことを職務とする者(代理人・行政監察委員)と定義づけられているが、公費の使い方を調査する以上、前回の2点に加え、3点を明らかにして行動することが、オンブズとしての必須条件と考え、再々度意見を申し述べる。

-) オンブズ1人ひとりの、住民票を添付すること(杉並区民であることの証明)
-) オンブズ1人ひとりの、住民税の納税証明書を添付すること(納税者であることの証明)
-) オンブズ1人ひとりの、略歴書を添付すること(責任の明確化を図る証明)

以上、3点を明らかにすることで、真のオンブズとしての評価が一層高まることは間違いないと考える。ぜひ、回答を願う。更に、「4年ごとの選挙による安定しない身分、年齢・家族構成・住居要件・経験等に関係ない一律報酬、議員年金の崩壊など、特に、若い議員にとって厳しい現実が待ち構えている。この事からも、民主主義の根幹である選ばれた議員が、端的に言えば、住民福祉向上を図る目的のために公職の任についていることに対し、厳しくも公平公正な目線でオンブズの役割を発揮してほしいと最後に強く願うものである。」と記している。

請求人は、最初に、この河野庄次郎元議員の言う3点の必須条件とは、何か公的、法令上の条件なのだろうか、あるいは、彼自身の個人的判断に基づくのだろうか、との基本的な疑問を持たざるを得ない。河野庄次郎元議員は、平成12、19年度に議長職に就いており、平成18年度政調費監査においては、関係人として、会派・議員の調査を行い、監査委員に回答書を提出している。その監査結果書の要件審査の請求人の住民資格の項(ページ5)には、「請求人として認定した」ことが、明記されている。又、河野元議員が議員任期中であった平成12年2月29日に可決された区議会情報公開条例の前文(一部抜粋)に、「区民の知る権利を保障する観点から、会議の公開はもとより、杉並区議会に関する多様な情報を、従来にもまして積極的に公開し、提供することこそが、区民に信頼される民主的で公正な議会の実現に不可欠であるとの認識に立ち、この条例を制定するものである。」と記し、その第6条(請求権者)に、「何人も、この条例に定めるところにより、議長に対し、情報の公開を請求することができる」と明記されている。そして、第10条(請求の方法)で、「公開請求をしようとする者は、議長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない」とし、「氏名、住所等」の記載が必要とされている。河野庄次郎元議員は、監査結果書の記載内容及び区議会情報公開条例の規定事項を、理解した上で、3点の必須条件を、請求人に要求しているのであろうか。請求人の知りえる範囲では、区議会に関する情報公開請求ににおいて、河野庄次郎元議員の要求する事項は、法的にも、慣例的にも、一切ないし、なかったと解している。

従って、河野庄次郎元議員に、再度、請求人に開示要求した3点の必須条件について、その根拠を明確に説明することを要請する。又、要求している内容は、一般区民がどのような人生を送り、どのような生活を営んでいるかを示し得る情報であり、ある意味で、個人の「秘密」に属しており、極めて高い必要性がない限り、公開の必要はないと解すべきである。河野庄次郎元議員が、このような情報の開示を求めることによって、結果として、一般区民である請求人の請求行動を委縮させる可能性・危険性がありうることを想定したのだろうか、併せ、その考え・説明を求めらる。

なお、河野庄次郎元議員は、現在、議会で選出される選挙管理委員であり、その委員長の大要職にある。

請求人は、この監査請求の結果として、更に、政調費のより明確な用途基準が確立され、公金が会派・議員の政務調査本来の活動に、より合理性・妥当性のある形で投入され、区政がより活性化することを期待している。

なお、平成23年度に交付された政調費総額(平成23年4月に、一部議員に交付された政調費を除く)は、88,160,000円であったが、平成24年12月末までに返還さ

れた政調費額は、18,043,083円になり、交付額の20.5%が、戻入・返還されている。

2. 措置請求

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成23年度政務調査費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めよう杉並区長に勧告すること求める。

要返還額の合計は、22,983,568円である。

平成23年度の政務調査費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記の順に記述した(所属会派名は、平成24年7月23日現在とした。

なお、同一会派の議員については、あいうえお順とした)。又、いくつかの会派に共通する事項については、最後に、会派共通事項として、その検証内容を記した。

自由民主党(浅井くにお、井口かつ子、今井ひろし、大泉時男、大熊昌巳、大和田伸、小泉やすお、富本卓、吉田あい、脇坂たつや)、公明党(青木さちえ、大槻城一、川原口宏之、北明範、島田敏光、中村康弘、山本ひろこ、横山えみ、渡辺富士雄)、民主・社民クラブ(安齊あきら、市来とも子、小川宗次郎、河津利恵子、増田裕一、山下かずあき、山本あけみ)、日本共産党(金子けんたろう、くずやま美紀、鈴木信夫、富田たく、原田あきら、山田耕平)、生活者ネット・緑の未来(小松久子、市橋綾子、そね文子、すぐろ奈緒)、無所属区民派(けしば誠一、新城せつこ)、創新(佐々木浩、松浦芳子)、自民と区政クラブ(岩田いくま、藤本なおや)、みんなの党(横田政直)、共に生きる杉並(木梨もりよし)、無所属(堀部やすし)

付記 < 政調費の使途として規定されている9科目の分類の明確化について >

検証した収支報告書の政調費として計上されている支出の各科目への分類・振分けが、請求人が、政調費条例施行規則の規定から理解しているものと異なっている場合が多々あり、そのままでは、政調費を目的別に正確に検証することが難しい状態であった。これらは、議員の単なる誤記・間違いであるかどうかは不明であるが、会派・議員から、収支報告書を公式に受理する議長・議会事務局において、その内容等を確認し、必要に応じて、会派・議員に訂正を要請するシステムの見直しを行うことに加えて、議会事務局が作成し、議長名で、会派・議員に配布される政調費の使途ガイドラインに、上述の様な誤記を無くすことを明示することを要請する。

請求人は、必要に応じて、請求人の判断で、科目への振分けを訂正し、その旨を明示して検証を行った。

別紙事実証明書

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。従って、監査委員が、自治法第199条(職務)8項に規定される監査委員の調査権限に基づき、請求人の指摘する疑義等を明確にするために、関係人である区議会議長に対して、該当する会派・議員に、その情報の開示・説明等の調査を求め、その開示内容について、監査委員の判断を要請した。

なお、平成23年度政調費の検証は、政調費条例で提出期限とされている平成24年4月30日までに提出された収支報告書を基に行った。ただし、その後、請求人が、監査請求書を提出するまでの間に、一部の会派・議員により収支報告書の訂正がなされているが、それらについては、請求人が確認出来る範囲で検証し、個々の会派・議員の監査請求内容に加えた。

< 自由民主党 >

1. 浅井くにお

政調費交付額	1,760,000円
戻入額	453,476円(平成24年4月30日現在)
返還請求額	50,606円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

杉並区議会議員になって初めての政調費の支出であると思うが、以下、田中区長が述べているように、明確な説明を求めたい。

平成22年度監査結果書 P 248に田中区長が「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を述べている。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その用途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

広報費 - 1

広報費

11/9, 区政レポート郵送費80円×636通=50,880円

12/30, 区政レポートNo 2 郵送費80円×649通=51,920円

11月9日、12月30日の区政レポート郵送費は、1通80円ですべて荻窪郵便局から発送

している。区議会事務局が出している「政務調査費の支出に関する事務処理について」の手引きP7に「安価な郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します」と明記してある。それぞれ636通、649通と大量の郵送であるのに、区政レポート郵送費を、1通80円で支出したことは、切手の購入規定に該当しないだろうか。切手購入は使途基準細目で「議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない」と規定されている。安価な郵便区内特別郵便を使用しないのは何故か。説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、2,800円の返還を求める。

事務費

備品等の購入費がすべて按分50%で計上されているが、単純にすべて50%でいいのだろうか。その根拠について、丁寧な説明を求める。

パソコン関係 6/6,パソコン按分50% 78,200円 6/7,パソコンソフト按分50% 14,083円 3/11,パソコンソフト1,340円

・木製デスクとキャビネット 13,150円 デスクライト1,176円を8/6、それぞれ按分50%で購入している。区議会事務局より「政務調査費の支出に関する事務処理について」の手引きによれば、事務机、キャビネットの耐用年数は8年(金属製の物は15年)となっている。浅井議員の任期が4年であるということは確実だが、未来のことはわからない。また、木製デスクとキャビネットとデスクライトはどこで使用しているのだろうか。按分を50%とした明確な根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、13,150円と1,176円の返還を求める。

・デジカメ、SDカードを2/27に按分50%で8,530円で購入している。これらの耐用年数は5年である。按分を50%とした明確な根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、8,530円の返還を求める。

・自転車を11/28に按分50% 24,950円で購入している。自転車の耐用年数は何年だろうか。按分を50%とした明確な根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、24,950円の返還を求める。

2. 井口かつ子

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>1,155,689円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>204,047円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

広報費 計上合計額 398,675円

4/3 区政報告制作費(按分比50%) K E I 工房 131,500円

領収書263,000円を按分し、131,500円を政調費として計上している。領収書には、但書に、区政報告制作費他とある。作成枚数、単価等が解る明細の提出や補記等の開示を求める。明細の開示がない場合は、計上した131,500円の返還を求める。

尚、議員から提出されている業者発行の領収書の中には、(製品名、数量、単価、金額)のすべての内容が明確になっているものがあるので、今後は、業者に発注する際に、明細が記されている領収書を要求されたら良いのではないかと。例えば、4/27ポスティング代(株)ポップアイの領収書には、(年月日、適用、単価、配布枚数、金額)、(小計、消費税、合計)と凡てが記載されている。領収書の条件がすべて揃っているし、勿論(発効日、業者名、所在地、TEL, FAX等)もある。

議長をされている井口議員から、領収書に、数量、単価、適用等の明細が解る付記又は請求書の添付を、48人の議員に徹底されたい。

事務費 計上合計額 135,324円

携帯電話代として、72,547円(按分比50%)を計上

携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な説明を求めるが、それに、合理性妥当性が認められない場合は、計上された全額72,547円の返還を求める。

3. 今井ひろし

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 996,858円

返還請求額 651,704円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

資料購入費 計上合計額 70,955円

赤旗8月～3月=33,100円の支出の他は、書籍の購入費として、37,855円を支出計上している。

購入した書籍のうち、

7/11 東京23区ランキング1,260円は、娯楽性が強いと判断し、1,260円の返還を求める。

以下の書籍は、保育関連、

幼保一元化と認定こども園848円、保育所待機児童対策1,889円、保育園と幼稚園がいっしょになるとき525円、認定子ども園と人権保育1,050円、これならできる待機児童解消630円、認定子ども園法の解説2,730円、変わる保育園504円、保育の質を高める1,890円、合計10,066円

今井ひろし区議は、選挙公報によると、元区議で父親の 〃 の経営する上水保育園の事務長と記載されている。

この様な事から、保育園関係の書籍の購入目的が、政務調査活動のためか、あるいは、上水保育園の運営上のそれを含んでいるのか、公私混同の疑いを抱かざるを得ない。従って、今井区議に、明確な説明を求めるが、その内容に、合理性・妥当性が認められない場合は、10,066円の返還を求める。

事務費 計上額合計 86,241円

携帯電話料として、按分比50%で、20,209円を計上

携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な説明を求めるが、それに、合理性妥当性が認められない場合は、計上された全額20,209円の返還を求める。

8/11ヨドバシカメラ/ノートPC 114,800円を購入し発生ポイント11,840円を引いて、50%の按分をし、51,660円を計上している。且つ、添付されている領収書には、届け先住所に、杉並区高井戸東2-3-4上水保育園今井洋様とある。

資料購入費の欄で書いた様に、今井ひろし区議は、上水保育園の事務長である。50%の按分で政調費に計上して購入しているPCの使用実態区議について、区議の種々の活動における政務調査活動の位置づけの説明を求める。

以上の事から、公金・税金である政調費からの支出が、不適切であると判断された場合は、計上額の51,660円の返還を求める。

人件費 - 1

人件費 合計計上額 568,509円

2012年4月25日に、杉並監査委員に提出した平成22年度政調費の措置請求書P88に、父親の 〃 区議(当時)は、人件費546,929円を a 氏に支払っている。返還請求をした。父親の引退に伴い、交代で区議になられた今井ひろし氏も、今期2013年4月に提出する為に、平成23年度政調費を調べていた所、同じく a 氏に568,509円を支払っている。23年5月 24年3月まで11ヶ月雇用しているのに雇用契約書の提出が無く、勤務場所等の勤務実態が不明である。又、勤務報告書によると、11ヶ月の8月、9月以外の9ヶ月間は、保育相談資

料業務と有る。

資料購入費、事務費でも書いた様に、今井ひろし区議が、上水幼稚園の事務長である事から a 氏の勤務実態は透明性を欠き、a 氏の人件費は、税金である政調費からの流用を疑わざるを得ない。又、勤務内容欄に記載されている建設問題等相談資料(1日4時間~5時間45分、年間118時間45分)業務は、政調費からの支出が妥当であるか今井議員の明確な説明を求める。

今井ひろし議員に、a 氏の勤務実態、業務内容の情報開示を求め、開示内容に合理性、妥当性がない場合は、計上額568,509円の返還を求める。

4. 大泉時男

政調費交付額	1,920,000円
戻入額	238,651円(平成24年7月3日現在)
返還請求額	1,258,023円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

平成22年度の杉並区議の政務調査費について、請求人が住民監査請求をしたことに対し、大泉議員は次のように意見を述べている。(22年度監査結果書 P 287)

はじめに、議員に支給されている政務調査費は、使途基準及び使途基準細目に沿って処理され、支給総額内の報告がなされている限り、議員の裁量によって支出されているものと認定すべきものであって、要返還額が86%にもなる指摘については、指摘者の資質を疑うものである。

大泉議員に請求人は資質を疑われたが、請求人の返還要求に対し、大泉議員は22年度政調費から、請求人の指摘を認め、領収書のないタクシー代4,060円、政策チラシの折り込み料20,790円、プログラムタイマーの按分2分の1の990円を返還した。23年度の政調費を調査すると、9月30日「高速料金9月分ETC」して14,360円を政調費から支出しているが、この中にはカードの年会費10,500円が含まれていた。カードの年会費は政調費に該当すると大泉議員は理解しているのだろうか。政調費=税金である故、政調費の使い方に対し、丁寧な説明を求めたい。

22年度監査結果書 P 248に田中区長が「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を述べている。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

区長の見解にあるように、今まで以上に明確な説明責任を問われているが、大泉議員は改善したのだろうか。請求人から見て、23年度政調費の使い方について説明が不十分な場合は、説明を求めると同時に、認められない部分は返還要求を提出した。

調査研究費

1、 タクシー代年間計207,190円

毎月、調査研究交通費として計上されている交通費はすべてタクシー代で、すべて区内で使用している。区議会事務局が出している「政調費の支出に関する事務処理について」P2によれば「タクシーの利用も可能ですが、その他の公共機関の利用が原則という点に留意してください」とある。大泉議員はなぜ公共交通機関を1回も利用せず、タクシーのみを利用するのか説明を求める。

また、タクシーの利用方法に疑問がある。(資料1)

4月8日は和泉 高円寺、高円寺 善福寺、善福寺 阿佐ヶ谷の3回の利用で計4,470円、

4月27日は永福 西荻、西荻 宮前、宮前 高井戸、高井戸 阿佐ヶ谷の4回の利用で

計5,270円、

5月24日は永福 下高井戸、下高井戸 大宮、大宮 西荻窪の3回の利用で4,630

円、9月5日は西永福 高井戸東、高井戸東 阿佐ヶ谷、阿佐ヶ谷 久我山、久我山 成田西の4回の利用で計7,160円支出している。このようなタクシー利用は11回ある。(資料1)

すべて区政相談となっているが、不動産業を営む大泉議員の明確な説明がなければ、不動産業者はこのような乗り方をするので、区民には誤解を招く恐れがある。

(現実に請求人がこの書類をまとめている時、請求人以外の区民にそのように指摘された。) また、7月27日には23時34分に出張先が善福寺で南阿佐ヶ谷から区政相談としてタクシーを1,520円使用している。(資料2) 深夜に区政相談に出かけるとは議員の仕事は激務だと思う。しかし、善福寺からの帰りのタクシー代は計上されていない。議員の仕事をすべて透明にできない部分もあろうが、政調費=税金からの支出であれば、説明が必要ではないか。

ちなみに大泉議員のタクシー利用は年々増加し、21年度116,170円、22年度165,770円、23年度207,190円である。21年度と比較し、23年度は約1.8倍に増加している。政務調査交通費記録簿に載っている交通費はすべてタクシー代で、すべて区内で利用している。なぜか、説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合にはタクシー代207,190円の返還を求める。

(資料1)、(資料2)

調査研究費 - 1

2、高速料金代 合計55,460円

高速料金は「銀行のクレジットカードご利用明細」を提出している。そこに書いてある利用日、使用目的は以下のとおりである。

カード決済をしているので、()内は政調費収支報告書記載日

5月15日 1,340円 福祉相談、山梨県富士河口湖町

5月17日 1,300円 区政相談 山梨県大月市(以上、7月11日計2,640円、)

利用日不明 年会費10,500円 (資料3)

7月15日 2,250円 福祉相談、山梨県富士河口湖町
 7月17日 1,610円 福祉相談、山梨県富士河口湖町(以上、9月30日、14,360円)
 8月1日 700円 永福下、目的不明
 8月15日 7,050円 東日本震災視察 井上浜 仙台空港
 8月16日6,250円 東日本震災視察 井上浜 仙台空港
 8月21日1,590円 福祉相談、山梨県富士河口湖町
 8月22日1,550円 福祉相談、山梨県富士河口湖町(以上、10月31日、17,140円)
 9月15日1,400円 福祉相談、市川市妙典
 9月25日1,120円 福祉相談 江東区潮見(以上、11月30日、2,520円)
 10月15日2,100円 福祉相談 市川市妙典
 10月16日1,790円 福祉相談、山梨県富士河口湖町(仮眠帰宅)
 10月17日1,550円 福祉相談 八王子本線
 10月23日560円 区政相談 浦安市富士見
 10月29日1,400円 区政相談 浦安市富士見(以上 12月12日、7,400円)
 11月9日1,400円 区政相談 浦安市富士見
 11月23日3,200円 福祉相談、山梨県富士河口湖町(以上、1月10日、4,600円)
 12月31日2,100円 区政相談、江東区豊洲(以上、2月10日、2,100円)
 1月1日 1,700円 区政相談 浦安市富士見
 1月21日3,000円 福祉相談、山梨県富士河口湖町在住者(以上3月31日4,700円)

7月の明細欄に「年会費10,500円」が記載され支出している。カードの年会費まで政調費から支出するのは何故か。認められないので10,500円の返還を求める。

(資料3)

1月21日のカード利用の明細に「福祉相談 山梨県富士河口湖町在住者」と書いてある(資料4)。10月16日は仮眠帰宅と書いている。議員として親身に行動することはいいことだが、山梨県富士河口湖町在住者のために、杉並区議会議員に交付される政調費支出の目的が不明である。高速料金利用と区政との関係の説明を求める。政調費と高速料金の明確な関係を示すその説明に合理性・妥当性がない場合は、8月15、16日の東日本震災視察以外の費用、31,660円の返還を求める。

(資料4)

調査研究費 - 2

3、ガソリン代 11月12日以外は按分1/2で計上。
 11月12日の領収書は10,275円で、領収書添付用紙の備考欄に「ガソリン代は領収書に整備代(洗車代)が入っておりましたので1/2の計上と致しました。」とある。また、整備代不明のため1/2計上」とも書いてある。ガソリン・洗車代込の金額を2分の1に按分して5,137円を計上している。11月12日以外はすべてガソリン代のみを2分の1に按分しているため、この日もそうすべきである。5,137円の2分の1の2,558円の返還を求める。

11月12日以外のガソリン代

4/5、3,390円 5/16、3,536円 6/23、3,394円 7/14、2,059円 7/17、3,189円 8/1、4,282円 8/15、3,379円 8/18、3,271円 9/12、3,411円 9/27、3,314円 10/15、2,466円 10/23、2,815円 11/29、3,057円 12/30、2,032円 1/24、3,349円 3/6、3,788円
合計50,732円

ガソリンの使用は前記の高速料金と関係がある。高速料金の欄にも書いたが、山梨県富士河口湖町在住者のための福祉相談等に杉並区の政調費が使用される関係が不明である。ガソリン使用の明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、ガソリン代(11月12日も含む) 53,290円の返還を求める。

(資料5)

事務費

事務費 - 1

1、 11/16液晶テレビを31,800円で購入(按分なし)

このテレビは事務所か、自宅か、どこに置いてあるのだろうか。テレビ番組の大部分は娯楽番組であり、按分なしで購入費の100%を政調費(税金)から支出する根拠を求める。政調費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」と規定されている。税金が不足し、消費税増税も決定している時、区議の見るテレビを税金で購入する根拠はなんだろうか。議員として調査研究のためだけに使用しているというならばその説明を求める。区議会事務局より「政務調査費の支出に関する事務処理について」の冊子によれば、テレビの耐用年数は5年となっていて、未来のことはわからないので、購入した時点で議員の任期は3年半しかない。年収1,000万円以上ある区議のテレビを税金で買っていると区民が知ったら、どう思うだろうか。請求人としては区議が見るテレビの100%を政調費とは認められない。31,800円の返還を求める。

事務費 - 2

2、 3/20事務椅子を7,980円で購入(按分なし)

この椅子は按分なしで政務調査費で購入している。H22年11月14日パソコンを按分60%で66,024円で購入している。この椅子をパソコンで使用する時はないのか。もし、使用するとすればパソコンは60%、椅子は100%ということはあるのだろうか。また、この椅子はどこで使用しているのか。事務所ならば不動産のグリーン住建と同じ建物、自宅であれば政務調査のためだけと限定できるのか。いずれにせよ、公私混同の恐れがある。説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は7,980円の返還を求める。

事務所費 - 1

事務所費(契約書に基づいて家賃・電気・ガス・水道代、年間計355,603円)と人件費560,000円

大泉議員は永福駅前の不動産業者のグリーン住建株式会社代表取締役であり、不動産業者のグリーン住建の建物の中に区議会議員としての議員事務所を構えている。グリーン住建店舗内の36,32%を議員事務所として使用しているので毎月家賃26,695円を政調費(税金)から支払っている。その根拠として大泉議員は平成13年3月27日に作成した「覚書」(資料6)を提出している。「覚書」を交わした甲はグリーン住建株式会社代表取締役大泉時男、乙は大泉時男事務所代表大泉時男である。甲、乙が同一人物であ

る「覚書」は信頼できるのか。大泉議員はH17年7月の都議選に立候補し、H19年4月まで議員でなかった時期があった。この期間はグリーン住建店舗としてのみ使用し、議員になると間仕切りを設けることで家賃を政調費(税金)で支払うことは不条理でないか。

「覚書」1によれば事務所の一部、事務社員、電話を含む事務機器等の使用を共有している。

人件費 - 1

事務社員は8月は11日間、12月は11日間、1月は10日間、他の月はすべて12日間の勤務で、10時から14時の実働4時間、単価1,000円で人件費が支払われている。グリーン住建店舗内の大泉時男事務所で働いていて、人件費を56万円政調費から出しているが、公私混同になっていないか。政調費に関係する勤務内容と明確な区分ができるのか。説明を求める。

「覚書」以外に大泉議員から、「契約条件」(資料7)が提出されている。そこには「2、電気、ガス、水道料の36.32%を使用として支払うこと」と明記している。しかし、収支報告書には、電気、ガス、水道料料金は按分2分の1で記載されている。どちらが本当だろうか。

電話料については「契約条件」に「会社と兼用している電話料の1/2を負担すること」と明記している。グリーン住建のHPを見ると、多数の来客があり、繁盛している様子を伝えている。繁盛しているグリーン住建と電話代を1/2に按分しているが、繁盛しているお店と同じくらい区議としての電話使用があるのか、根拠が明白ではない。

「覚書」2によれば、使用期間は甲(グリーン住建代表取締役、大泉時男)の指定する日までとなっているが、平成13年に発行した「覚書」の効力はいつまでであるのか、説明を求める。

「覚書」3によれば、「使用上疑義が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって話し合い、解決する」とあるが、同一人物である甲乙がどのように誠意をもって話し合うのか、説明を求める。甲乙が同一人物であったため、今まで、家賃を議員自身で決めてきたではないか。H15、16年度は月10万円、その後、議員でなかったためグリーン住建店舗のみに使用。19年度は月5万円、20年度から月26,695円になっている。家賃が下がったから、いいというわけではなく、いかようにも自分で家賃を決定できることに問題がある。大体杉並区の不動産で、共有でさらにわずか15.2㎡の物件に家賃が10万円もするところがあっただろうか。区内の相場を当然熟知している議員がそのように決定したことに区民は疑義を持つのである。

以下は、グリーン住建のHPである。

2010年12月30日の時点でグリーン住建株式会社の代表取締役は b 氏になっている。

覚書に書いてある「グリーン住建株式会社 代表取締役 大泉時男」とは異なるので、この覚書は無効である。

グリーン住建HPより

願わくば、お客様の厳しい選別の目に応えられる不動産業者として、多くのご縁に恵まれ、感謝と共に締め括れる一年にしたいものです。

そのためには、何よりも自己研鑽を怠ることなく、消費者需要に対する感受性を高め、また健康に留意して、精進して参りたいと思います。

最後になりますが、今年一年、弊社を支えて下さった多くのお客様、大家様、同業

者様に心から感謝と皆さま方のご多幸をご祈念申し上げ、2010年締め切りのご挨拶とさせていただきます。
また来年も宜しくお願い申し上げます。
どうぞ良い年をお迎え下さい。
2010年12月30日
グリーン住建株式会社
代表取締役 b

以上検証してきたように、同一人物であるグリーン住建株式会社代表取締役大泉時男と、大泉時男事務所代表大泉時男が覚書を交わし、同一の部屋を使用するため、公私混同が生じ、明確に政務調査費を決定できない。よって事務所費355,603円と人件費560,000円の返還を求める。

(資料6)、(資料7)

5. 大熊昌巳

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>405,663円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>900,240円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

なお、検証に用いた収支報告書は、平成24年7月3日付のものである

広報費

広報費 - 1

1. 区政報告「区政報告No.1」は、日付が記載されておらず、透明性に欠ける。印刷費85,607円、郵送料58,205円は返還を求める。
2. 平成24年3月に配布された「スポーツの力」写真展の案内関係費用は、政務活動とは言えない。従って、印刷費13,300円、郵送料68,870円は返還を求める。

広報費 - 2

3. ホームページ管理費が315000円計上されているが、ホームページには日ごろの雑感を述べた部分が多く、政務調査費として算定できるのは50%程度と判定される。従って、157,500円の返還を求める。

事務費 - 1

事務費

1. 事務費の大半を占めるのは、パソコン関係費である。業者からの請求に90%をかけた金額が計上されているが、なぜ90%のか、判然としない。
2. パソコン、及びパソコンソフトはリース料支払いとなっているが、契約書が添付されていない。
3. パソコン、及びパソコンソフトは、平成24年1月分以降支払いがない。
現在、当該パソコン及びソフトの所有権者が誰であるのか、明示を求める。
4. 以上の理由から、パソコンリース料、パソコンソフトリース料、カラーブ

リント保守料、パソコン無線ラン料、パソコン接続料合計422,782円の返還を求める。

5. 携帯電話は、50%を請求している。政務調査に使用していることになっているが、区議会のしおり、区政報告など、区民との接点となる媒体に電話番号が掲載されておらず、政務調査に使用されているとは判定できない。従って、携帯使用料70,531円の返還を求める。

調査研究費

1. デジカメ購入費の50%が計上されている。なぜ50%なのか不透明である。従って、13,900円の返還を求める。
2. 以下のガソリン代は、杉並区外で使用されている。区政に関わりがあるならば、訪問先及びその目的を明示するべきであり、その記載がないのであるから、9,545円の返還を求める。

10月29日	群馬県渋川市で給油	2492×0.5=1246
11月20日	埼玉県三芳パーキングエリア	3800×0.5=1900
1月28日	三鷹市新川で給油	2780×0.5=1390
2月3日	埼玉県三芳パーキングエリア	3497×0.5=1748
2月14日	横浜市泉区で給油	3312×0.5=1656
2月26日	埼玉県蓮田市で給油	3210×0.5=1605

合計 9,545円

なお、埼玉県三芳パーキングエリアでの給油領収書は添付されているものの、高速料金が記載されていないのは不自然である。

按分(1/2)されたガソリン代は、総額56,280円にのぼる。ガソリン1リットルの価格を140円とすると、402リットルとなる。これだけの給油で、軽自動車なら8040kmを走行できる。普通車なら4020kmである。杉並区内を日中走行すれば、平均時速は約20kmであり、軽自動車では402時間走ることになる。計上されているのは、ガソリン代の半分である。すべてご本人が運転しているならば、804時間となり、週5日運転するなら、毎日3時間は運転台にいることになる。区政に割く時間を、ぜひ十分確保していただきたい。

また、大熊議員の住まいは久我山3丁目であるが、区議会への移動交通費は一切入っていない。また、政務活動に関する交通日もない。すべてガソリン代で賄われているのだろうか。移動には公共交通機関の利用が原則とされていることに、是非留意してほしい。

6. 大和田伸

政調費交付額	1,760,000円
戻入額	なし(平成24年4月30日現在)
収支報告書私的資金額	117,652円
返還請求額	952,351円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検

証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

大和田議員が平成24年1月に出した《杉並区議会報告》には、「新人議員として「新鮮な心」を忘れず、改革の手を緩めることなく頑張ります。」と書いている。

田中区長は22年度監査結果書 P 248に「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を述べている。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

新人議員として「新鮮な心」を持って、初めて使う政務調査費について、納税者である区民に対し、十分な説明をして支出したのだろうか。

調査研究費

- ・ 駐車場代、合計30,100円

理由はすべて区民相談(以下は領収書の記載で、地名のない領収書もある)

5月2日, 1,000円(17:39 ~ 20:05)

5月5日, 阿佐谷北1,000円(10:38 ~ 12:45) 阿佐ヶ谷駅前1,400円(13:18 ~ 15:51)

5月8日, 新高円寺2,000円(12:50 ~ 17:46)

6月5日, 東高円寺1,200円(11:53 ~ 13:52)

6月10日, 新高円寺800円(9:13 ~ 10:30) 高円寺南4丁目300円(18:49 ~ 19:15)

6月18日, 新高円寺2,200円(7:26 ~ 13:03)

7月17日, 高円寺南1,800円(9:07 ~ 13:47) 上井草3丁目900円(14:15 ~ 16:19)

8月20日, 800円(14:26 ~ 16:17)

9月7日, 荻窪駅南口1,600円(17:47 ~ 21:27)

9月19日, 300円(10:51) 阿佐ヶ谷北4丁目400円(12:26 ~ 13:20) 300円(13:27)

9月25日, 高円寺南400円(10:34 ~ 11:32)

10月15日, 200円(11:12 ~ 11:40)

10月18日, 高円寺北600円(15:57 ~ 16:53)

10月23日, 東高円寺600円(9:19 ~ 10:08)

10月29日, 新高円寺1,600円(11:42 ~ 14:10)

12月11日, 上井草3丁目700円(12:39 ~ 15:42) 高円寺南700円(16:03 ~ 17:42)

12月25日, パーキングメーター300円(17:18) 高円寺南4丁目600円(18:28 ~ 19:15)

12月28日, 阿佐ヶ谷北4丁目200円(19:50 ~ 20:18)

12月30日, 阿佐ヶ谷駅前800円(11:17 ~ 2:46) パーキングメーター300円(15:23) 下高井戸300円(19:07 ~ 19:54)

1月10日, パーキングメーター300円(17:43)

1月11日, 上荻400円(11:09 ~ 13:05) 高円寺南1,400円(14:11 ~ 17:30)

1月12日,成田東500円 (10:58 ~ 12:54) 下高井戸600円 (17:34 ~ 18:52)

1月13日,桜上水400円 (10:17 ~ 11:32)

1月15日,高円寺南200円 (12:59 ~ 13:27) 高円寺南5丁目300円 (13:34 ~ 14:26) 高円寺第1、300円(14:30 ~ 15:26) 高円寺第1、400円(17:24 ~ 18:28)

1月22日,新高円寺2,000円 (15:25 ~ 18:58)

1月23日,方南町駅前800円 (19:03 ~ 19:53)

1月24日,高円寺南4丁目600円 (19:44 ~ 20:55)

大和田議員の事務所は高円寺南2-16-2であり、自宅は高円寺南2-

である。事務所・自宅から近距離にある駐車場を利用し、多額の駐車場代金を払って区民相談を行った。さらに1月15日の駐車場代金を見ると、高円寺の中で数分の違いで3か所駐車場を移動している。大和田議員は区議になると同時に5月1日から高円寺南に事務所を借り、政調費から事務所代を支出している。なぜ、事務所を使用して区民相談を行わないのか。その上、8月5日には政務調査費から按分2分の1で自転車を12,040円で購入した。駐車場代金を使用している多くは、自宅や事務所から歩ける、或いは自転車で移動できる範囲である。何故に車で移動し、高い駐車場代を払うのか、説明を求め。その説明に合理性・妥当性がない場合は駐車場代金の30,100円の返還を求め。

・交通費

5月分2,700円(全額タクシー) 7月分1,625円(全額タクシー、視察時の915円を含む)、11月分5,400円(迎車代300円を含む全額タクシー)、12月分4,840円(全額タクシー)、である。区議会事務局が出している「政調費の支出に関する事務処理について」P2によれば「タクシーの利用も可能ですが、その他の公共交通機関の利用が原則という点に留意してください」とある。タクシーは区民相談で区内の利用である。何故に公共交通機関や政調費で購入した自転車を使用しないのか。説明を求め。その説明に合理性・妥当性がない場合は視察時以外の交通費13,650円の返還を求め。

・ガソリン代すべて按分は2分の1 合計57,135円

5/4, 4,050円 5/24 2,500円 6/10, 3,750円 7/3, 4,235円 7/17, 2,500円
7/31 4,190円 8/30, 4,425円 9/24 3,450円 10/10, 2,700円 10/28, 3,225円

11/12, 4,230円 12/10, 4,050円 12/18, 1,785円、12/31, 2,195円

1/10, 3,475円 2/2, 3,875円 2/12, 2,500円 合計57,135円

按分(1/2)されたガソリン代は、総額57,135円にのぼる。ガソリン1リットルの価格を140円とすると、408リットルとなる。単純に計算すると、これだけの給油で、軽自動車なら8160km、普通車なら4080kmを走行できる。たとえば、杉並区内を日中走行すれば、平均時速は約20kmであり、軽自動車では408時間走ることになる。計上されているのは、ガソリン代の半分であり、すべて大和田議員が運転しているならば、多くの時間を運転台にいることになる。多くの時間とガソリン代を要して区政調査をしているのであるから、ガソリン代の使用目的等を明らかにするべきである。多くの議員は公共交通機関を利用し、1区間の130円の切符代についても、明確に説明している。安易に按分2分の1にするのではなく、使用目的等を含め、十分な説明を求め。その説明に合理性・妥当性がない場合はガソリン代57,135円の返還を求め。

研修費 - 1

研修費 7/8, 自民党東京都支部連合会主催研修会参加費 5,000円

これは政調費として認められない政党活動に関する経費なので5,000円の返還を求める。

資料購入費

都政新報6~2月分15,120円

公明新聞8~2月分12,845円

赤旗3か月分2,400円、

5/20, 週刊ダイヤモンド20号、文芸春秋1,550円、

7/1、文芸春秋800円、

8/9、 「地方議会」 「自治を拓く市民討議」 等10,920円、

11/12、 仙台学東日本大震災1,000円、

1/14、 地域の力が日本を変える2,100円、

1/18、 特別区職員ハンドブック580円、

2/7、 「地震に関する地域」 「あなたのまちの地震危険度マップ」

広報費関係

・ 区政報告第1号関係

7/31、 区政報告作成補助人件費49,000円

8/15、 区政報告郵送作業補助人件費50,000円、

8/15、 区政報告郵送代第1号50円×4,770通= 238,500円、

区政報告郵送代第1号80円×1955通= 156,400円

9/2、 区政報告郵送用切手73枚5,840円、

9/6、 区政報告第1号印刷代88,200円、

9/15、 区政報告用封筒8,000枚69,090円、

10/17、 切手15枚1,200円

広報費 - 1

郵送料は、区内特別割引を利用して、4,770通は1通50円で郵送している。しかし、後の1955通は同じ郵便局で郵送しているので、何ら割引が適用されていない。1995通を荻窪郵便局、杉並南郵便局に持っていけば区内特別割引で1通65円が適用されるはずである。区議会事務局が出している「政調費の支出に関する事務処理について」に「安価な郵便区内特別料金」等がある点に留意して計上」と記されている。どうして安価な区内特別料金を使用しないのか。大量の郵送であるのに、区政レポート郵送費を、1通80円で支出したことは、切手の購入規定に該当しないだろうか。切手購入は用途基準細目で「議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない」と規定されている。安価な郵便区内特別郵便を使用しないのは何故か。説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は10万円を超える郵送費56,400円 + 1,200円の返還を求める。

広報費 - 2

・ 《杉並区議会報告》のハガキ関係(平成24年1月)

12/21、 区政報告用ハガキ50円×5,000枚 = 250,000円、

12/22、 , 区政報告用ハガキ50円×1,500枚 = 75,000円

12/27、 区政報告ハガキ印刷6,500枚、75,600円

12/30 区政報告郵送作業補助10,000円

このはがきは「皆様には健やかに新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。」から始まり「本年が皆様にとりまして良い一年でありますことをお祈り申し上げまして、ご報告と致します」で終わっている。区政を調査した内容はなく、新年のあいさつ文である。よって八ガキ関係経費410,600円の返還を求める。

事務所代

議員になると同時に、平成23年5月1日に高円寺南2-16-2を事務所とすることを賃貸人と契約した。月50,000円の家賃を按分2分の1で25,000円×11か月= 275,000円を政調費から支出している。駐車場代金の欄で書いたが、事務所近くの高円寺での区民相談時に、何度も車を利用し、駐車場代金を払っているなど、事務所の利用実態が不明である。大体、議員になると同時に事務所として賃貸契約をすれば、利用実態の説明もなく、275,000円という大金が政調費 = 税金から支出することは妥当だろうか。利用実態の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は事務所代275,000円の返還を求める。

事務費

事務費 - 1

・事務所コピーリース料金(按分2分の1) 6月~1月分の8か月分 6,247円×8 = 49,976円

区議会事務局の「政務調査費の支出に関する事務処理について」の冊子P9に事務所で使用するパソコンのリース料についての仙台高裁の判決が「個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる」と載っている。コピーのリースでも同様に考えるべきではないか。按分を2分の1にしたのは何故か、説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合はコピーリース料金49,976円の返還を求める。

・事務用品6/9 按分1/2, 40,000円

書庫39,000円、テーブル10,250円、パーテーション4台18,000円、送料3,500円、値引き8,550円で按分2分の1で40,000円を政調費から出している。当選するとすぐ事務所を借り、家具を購入する議員はわずかである。物品等の耐用年数からすると、主として金属製のものは15年、その他の物は8年となっている。大和田議員の任期は4年で、それ以後のことは未定である。長期に使用できる家具を安易に按分2分の1でいいのか。按分2分の1の根拠はなんだろうか。説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は事務用品代40,000円の返還を求める。

・自転車購入、按分各2分の1、8/5, 12,040円 12/22,自転車スタンド取り付け1,250円

ガソリンも駐車場料金も多く使用している。自転車の按分2分の1の根拠はなんだろうか。説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は自転車関係費13,290円の返還を求める。

7. 小泉やすお

政調費交付額 1,920,000円

戻入額 1,153,409円(平成24年4月30日現在)

返還請求額

335,369円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

会議費40,169円

- 4/28 民謡ボランティア 他4名(FiKaFiKa)で@500円×5=2,500円
(領収書の但し書きの記入がないので購入品は不明)
- 5/6 与謝野公園意見徴収 他7名 亀井堂@500円×8=4,000円
(菓子袋詰め@500円×8袋)
- 5/16 育成会活動報告意見徴収 他7名 亀井堂@400円×8=3,200円
(菓子袋詰め@400円×8袋)
- 5/19 保護司意見徴収 他1名 FiKaFiKa@500円×2=1,000円
(コーヒー代として)
- 5/20 学童保育意見徴収 1名 FiKaFiKa@500円
(アイスコーヒー代として)
- 6/3 民謡ボランティア 他5名 PuKuPuKu@約450円×6=2,709円
(食パン@300円×6、マ-メイドメロン130円、こし・つぶ@130円×5)
- 6/18 放射線量測定に関する意見徴収 他9名 亀井堂@400円×10=4,000円
(茶菓代、菓子袋詰め@400円×10)
- 10/25 民謡ボランティア意見徴収 他11名 亀井堂@350円×12=4,200円
(御菓子袋詰め@350円×12袋)
- 11/6 与謝野公園意見徴収 他9名 亀井堂@315円×10=3,150円
(御菓子袋詰め@315円×10袋)
- 12/4 育成会子供会意見徴収 他5名 亀井堂@500円×6=3,000円
(菓子詰め合わせ@500円袋×6袋)
- 12/12 道路問題陳情 他1名 FiKaFiKa @500円×2=1,000円
(コーヒー代として)
- 12/19 民謡ボランティア 他4名 PuKuPuKu @380円×5=1,900円
(領収書の但し書きの記入がないので購入品は不明)
- 1/6 与謝野公園打ち合わせ 他7名 亀井堂@500円×8=4,000円
(菓子詰め合わせ@500円袋×8袋)
- 1/23 民謡ボランティア打ち合わせ 他4名 PuKuPuKu @495円×5=2,475円
(食パン@350円×5、クリ-ムパン@145円×5)
- 3/26 民謡打ち合わせ 他5名 PuKuPuKuで6人コーヒーとクッキー計2,535円

(資料A)

所内のFiKaFiKa を利用している。このコーヒー代は250円である。領収書は500円となっているがなぜか、説明を求める。また、上記の金額はすべて会議費だろうか。例えば6/3民謡ボランティア6人に PuKuPuKuで一人ずつに食パン300円、5人にアンパン、1人にメロンパンを買って会議費としている。これは手土産に相当しないのか。

監査委員から23年2月に出された、21年度政調費に関する「杉並区職員措置請求監査結果」のP13に会議費についての以下のように監査委員の判断が記述されている。

「会議における茶菓代であるが、使途基準細則でも、1人あたり500円という限度額を設け、会議の目的・参加人数も記載すべきものとされており、一般的な会議費の支出よりも要件を厳しくしているのもあって、直ちに不適切とすることはできない。ただし、会議参加者に対するみやげ物の購入費まで認める趣旨でないことは言うまでもない。」

小泉議員の会議費の茶菓代については請求人は購入代金・購入品からして、「みやげ物に相当するのではないか」と何度も指摘している。

小泉議員は22年度の返還請求に対し、監査結果書P297で次のように抗弁している。

会議費 1) 茶菓代、政務調査活動として、使途基準細則に沿って適正に計上しているものである。茶菓に対する指摘は請求人の一方的な見解であり、受け入れがたいものである。

22年度監査結果書 P 248に田中区長が「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を述べている。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

区長の見解に従い、また、上記の監査委員の判断と照らし合わせて、納税者である区民に対し、小泉議員には今まで以上の明確な説明を求める。

それに民謡ボランティアのように同じ人物に何度も手土産を政調費で出すことは合法だろうか？ 金額の問題ではなく、何度も政調費=税金から手土産を持たせることが問題である。

小泉議員の行為は公職選挙法で禁じている寄付行為に該当しないか。東京都選挙管理委員会のページには以下のように記されている。

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず法律で禁止されています。

また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも禁止されています。

公職選挙法に違反すると請求人は判断するので、会議費40,169円の返還を求める。

人件費 - 1

人件費について

小泉議員の人件費は時給820円で、氏に払われている。しかし、4月から10月までは実際に払った賃金(領収書)と異なった額を政調費から支出している。11月から3月までは収支報告書と領収書は一致している。政調費の収支報告なので、政調費

から支出した分だけ計上すべきである。政調費と関係ない人件費を計上することは公私混同につながる恐れがある。

以下、政調費からの支出と実際に払った額を()内に記す。

4月 45,920円(49,200円) 5月 19,680円(49,200円) 6月 22,960円(49,200円)

7月 24,600円(49,200円) 8月 19,680円(49,200円) 9月 24,600円(49,200円)

10月 19,680円 (49,200円) 11月 24,600円 12月 24,600円 1月 19,680円

2月 24,600円 3月 24,600円

4月から10月までは払った賃金の中から、区政報告会補助に関する賃金分のみを政調費で計上した。11月から3月までの勤務内容は区政報告会資料作成他と区政報告会補助他をのみ計上なので支出額と領収書が一致している。区政報告会資料作成他と区政報告会補助他に使われた人件費の合計は295,200円である。

ところで、区政報告会はいつ、どこで、どんな内容で行われたのだろうか。収支報告書には、4月28日「区政報告の為にプリント代、2,258円」が計上されているのみで、「会場費」「区政報告会のお知らせ」等の費用の計上はない。4月28日の資料作成代があるだけで、3月までずっと人件費が支払われていたのはどうしてか。区議会事務局から出されている「政務調査費の支出に関する事務処理について(平成23年度版)」の手引きによれば、P12に人件費について「区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します」と、書かれている。作成した資料の提出はなく、区政報告会はいつ、どこで、どんな内容で行われたのか不明である。区政報告会がいづ、どこで、どんな内容で行われたのか、証拠書類を提出して、説明を求め。説明がなければ、請求人は検証の方法がない。検証できない支出は認められないので人件費295,200円の返還を求める。

8. 富本卓

政調費交付額	1,920,000円
戻入額	なし(平成24年4月30日現在)
収支報告書私的資金額	155,482円
返還請求額	330,000円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

平成22年度監査結果書 P 248に田中区长が「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を述べている。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その用途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

富本議員は区長の見解に従って、「23年度の主な成果事例」「購入した書籍と政務調査活動」「主な按分の考え方」を書き、支出した政調費についての説明がされておりやすい。

しかし、なぜか、出張先が区役所への交通費については説明がない。

調査研究費 交通費について

政務調査費使途基準細則 P 9 の科目調査研究費の内容欄に

交通費の計上については、

- a 「政務調査交通記録簿」を作成して実費を計上する と、記載されている。

区役所への交通費について監査委員の判断(22年度監査結果書 P 12～13)は以下のようになっている。

本会議や委員会開催日における費用弁償の廃止と政務調査活動に伴う交通費の支出は別の問題である。本会議や委員会開催日であるか否かにかかわらず、区政に関する調査研究活動に伴う交通費は認められているものであり、交通費が使途基準等に則して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない

監査委員の判断として「使途基準等に則して適正に処理」と書いてあるが、適正に処理という規定が明確にされていないため、議員は実費を書けばよいと判断して最高の交通費を計上した。今まで監査委員は議員の申請のみで、支出を認めてきた。

区役所往復 23年度は580円×150回=87,000円

自宅は西荻窪なので、JRで西荻窪 阿佐ヶ谷駅を利用すれば往復300円のところを、必ず、最高の交通費になるように、JR西荻窪～荻窪 地下鉄荻窪～南阿佐ヶ谷を利用している。22年度は1回あたり580円支出し、580円×75回を支出した。22年度の住民監査請求で請求人がJRで西荻窪-阿佐ヶ谷駅を利用すべきではないかと求めたことに対し、下記のように富本議員は抗弁している。

富本議員の説明(22年度監査結果書 P 301)「ルールに基づき、適切に処理しております。ご意見は一つの考えとして伺っております。」

議員に認められたルールとは何か、明確な説明を求める。

杉並区職員の旅費に関する条例によれば、旅費は以下のように明記している。
第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。
第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

22年度の75回から、23年度は区役所への交通費は150回と倍増し、全てJR西荻窪～荻窪 地下鉄荻窪～南阿佐ヶ谷を利用し、580円×150回=87,000円支出した。JRの利用だけならば、300円×150回=45,000円で済み、42,000円の税金の無駄な支出を抑えることができる。「杉並区職員の旅費に関する条例」に基づけば、最も経済的な経路に基づくべきである。

2013年3月25日の東京新聞一面の「認可保育所不足で集団異議、杉並でシンポ、区議7会派出席」の記事によれば、富本議員は「保育園だけ造ればいいわけではな

い。少子高齢化で財政も厳しい」と発言している。区民に対し、杉並区の厳しい財政を説明しながら、自身の交通費は、条例に基づかず、最高の交通費を政調費から支出するのは何故か。説明を求める。

また、22年度の監査結果書 P 35に監査委員の意見が載っている。

(3) 効果的な支出について、

法に謳われている「最小の経費で最大の効果を挙げる」(法第2条14項)という考え方は、政務調査の支出に当たっても十分に考慮されなければならない。会派及び議員にはこの点にいつそう留意し、政務調査費を効果的に活用し、区議会の活性化を図るとともに、区民の納得と信頼を高めるよう期待するものである。

富本議員の交通費の支出は地方自治法第2条14項と杉並区職員の旅費に関する条例に違反しているので、42,000円の返還を求める。

ホームページについて

HPメンテナンス・運営代等を按分80%で12月27日に288,000円を政調費から支出している。富本区議は「主な按分の考え方」として「HPについてはHPのページ数等から実績按分」と説明している。確かに富本議員はHPの更新数が多く、区政のことを載せていることはわかる。しかし按分を80%にした根拠は不明である。というのは区民が富本議員のHPを見るたびに、下記のような富本議員の「ごあいさつ」と並んで必ず「がんばれ！とみもと卓」として石原のぶてる - 自由民主党幹事長 衆議院議員 - の推薦を読むことになる。関連リンクは自民党関係(自由民主党・自由民主党東京都支部連合会・衆議院議員石原のぶてる・自民党都議会議員)が多い。これは政調費として認められない選挙・政党活動に関する経費にも該当する。選挙・政党活動に関する経費は政調費から排除すべきである。HP経費を按分80%とした明確な説明を求める。その説明に合理性・妥当性が認められない場合は、288,000円の返還を求める。

(資料B)

9. 吉田あい

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>なし</u>
<u>収支報告書私的資金額</u>	<u>134,365円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>189,223円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

1. 収支報告内容調査結果の総括

下記 . 項 個別具体的内容の問題点」において指摘する理由により、次に記す経費の政務調査費への支出計上の取消しと、計上金額189,223円の区への返還を求める。

調査研究費	12月12日	原付バイク修理代	9,454円
"	3月25日	自転車購入	14,328円
"	3月31日	会派視察費用(柏崎刈羽原発・小千谷市)	37,052円
研修費	視察費用	沖縄県与那国町 7月19日～20日	118,000円
"	7月 2日	研修会「中学校教科書比較に関する研修」	1,000円
"	8月15日	研修会「日本の歴史に関する研修」	1,000円
資料購入費	やまと新聞	各月500円×12ヶ月分	6,000円
事務費	4月度インターネットプロバイダー契約料	1/2計上	2,389円
		(3月1日分 三井住友カード払い)	
		合計	189,223円

上記の個別内容の詳細は下記の通りである。

・ 個別具体的内容の問題点

1. 調査研究費

調査研究費 - 1	(1) 12月12日	仕事用原付バイク修理代	9,454円
調査研究費 - 2	(2) 3月25日	政務調査用自転車購入	14,328円

上記の(1)および(2)は、器具備品の購入および修理であり、政務調査のための経費にはならず、区の政務調査費の調査研究費使途基準に規定する

1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託分析に要する経費

2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費に該当し

ない。

(3) 3月31日	会派視察費(柏崎刈羽原発・小千谷市)	37,052円
-----------	--------------------	---------

大泉議員、関議員 同行

視察報告書を読んでも、ただ柏崎刈羽原子力発電所と小千谷市市役所で受けた説明と感想を記述しているのみで、どの立場の誰と面談したかの記述もなく、帰任後の区政への反映についての提言も具体性がなく抽象的であり、報告書の最後に「中長期的なスパンで見据えて行かなければならないと感じた。」とか、「誰もが安全安心に暮らせる杉並を築くため、今後も研究を進めていきたい。」というのが結論では、この出張は無駄である。

特に原子力発電については、事前の調査・準備がなければならぬが、報告書を読む限りではそれが見られない。区民としては、公費をもっと有効に使っていただきたいと考えるものである。

2. 研修費

研修費 - 1	(1) 6月30日	視察費用 沖縄県与那国町	118,000円	松浦議員同行
		(日本会議議員連盟視察研修)		
研修費 - 2	(2) 7月 2日	研修会「中学校教科書比較に関する研修」	1,000円	
		(日本会議議員連盟)		
研修費 - 3	(3) 8月15日	研修会「日本の歴史に関する研修」	1,000円	
		(草莽全国地方議員の会)		

上記(1)～(3)の視察および研修は、それぞれ特定の政治・思想団体が主催するものであり、それへの参加は「区政に関する調査研究に資する」区政のための研修に該当しない。

社会通念上、特定の政治・思想活動への関与に当るものであり、議員個人の参加は自由であるが、公費で費用を支出すべきものではない。

上記の視察および研修は、政務調査の目的に合致せず、区政に関する調査研究には当たらないため、「政務調査費の取り扱いに関する規定」第二条の二および九の規定するところに該当し、政務調査費からの費用の支出は規定に反し、不当である。

資料購入費 - 1

3. 資料購入費

23年4月11日～24年3月10日

やまと新聞 各月500円 合計6,000円

(500円×12ヶ月=6,000円 三井住友カード払い)

「やまと新聞」は、特定の政治的・思想的主張を掲げる新聞であるが、各月500円の購読料の場合は、WEB会員に該当する。WEB会員には新聞紙面は送付されず、インターネットによるWEBの閲覧である。したがって、「新聞講読」というよりも、むしろ「会費」に相当する。なお、銀行振込みでは年間購読料一括払いで、各月払いならばクレジットカード・カード払いである。

この「やまと新聞」購読についても、上記の視察および研修と同じく、政務調査の目的に合致せず、区政に関する調査研究には当たらないため、「政務調査費の取り扱いに関する規定」第二条の二および九の規定するところに該当し、政務調査費からの費用の支出は規定に反し、不当である。

事務費 - 1

4. 事務費

23年4月11日～24年3月10日インターネットプロバイダー契約料 1/2計上 合計39,029円のうち、

4月11日 インターネットプロバイダー契約料 1/2計上

3月1日分 三井住友カード払い 2,389円

その23年4月度に計上の2,389円は、実際には23年3月の接続分であるが、下記に指摘する通り、そのように実際の利用の2ヶ月後に接続料の支出を行わねばならない正当な理由はない。

前年度に発生した経費の今年度での計上は、やむを得ない理由または然るべき理由がない限り、不適切且つ不当である。該当費用2,389円の支出計上の取消しと、区への返還を求める。

このことは、クレジットカード利用による支払いによって起きている問題である。このような接続料の支払い処理は、当月の発生費用を当月に支出計上せず翌月以降に持ち越し、当年度の発生費用を年度内に支出計上せず翌年度に持ち越すものであり、不適切である。

プロバイダー業者との契約を変更して、毎月の料金は議員の預金口座からの自動引落しにすれば、毎月当月に支払いが行われ何の問題もない。

政務調査費は現金で交付されており、クレジットカードを利用する必要性などは一切ない。

10. 脇坂たつや

政調費交付額	1,920,000円
戻入額	なし
収支報告書私的資金額	362,866円
返還請求額	1,920,000円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

脇坂議員は22年度の政調費の住民監査請求で請求人の返還要求に応え、研修費を5,380円返還した。監査結果書P308に5,380円の支出に関しては適切な支出に違いないが、講演の詳細等の証明が困難であり、指摘の通り返還する。ただ、内容について1年以上空いた上で説明を求める点については、説明する側にとって非常に困難を要する作業であることを記しておく。」と記述している。

議員の政調費の収支報告書の提出は年度末。そして区民が収支報告書を見ることができるのはそのあと、数か月以上たってからである。現実に区民が議員に説明を求めることに1年以上かかることがある。上記のように「1年以上空いた上で説明を求める点については、説明する側にとって非常に困難を要する作業である」と、脇坂議員は答えているが、政調費の使い方として、支出の根拠として、領収書に証拠書類と説明を付けることは当然ではないか。

脇坂議員は法令などに精通し、熟知していると思われるが、政調費の収支報告書や領収書の保存期間は5年である。「1年以上たったら、説明が非常に困難な作業」ととらえるのは問題である。政調費＝税金を使つての支出であるからには、当然説明責任があるので、支出の根拠となる領収書等の証拠書類及び説明の添付を求める。

脇坂議員は22年度監査結果書を読んでいると思うが、P248に田中区長が「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を以下のように述べていることを付記する。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

携帯電話代 (按分2分の1)、

収支報告書によれば、4/13に、9,152円 5/13に、6,332円 6/7に、6月分6,345円 7/14に、7月分6,502円 8/14に、8月分6,070円 9/15に、9月分4,878円 10/14に、9月分、3,513円(9月分が2回書いてある) 11/30に、10月分8,840円 12/15に、11月分7,898円 1/14に、12月分7,921円 2/15に、1月分9,007円 3/15に、2月分7,580円が記載されている。4/13,5/13は何月分かは書いてない。10/14に9月分が書かれ

ているが、これを10月分の誤記として、それ以後を1か月ずつずらして理解すればいいのだろうか。

現在、携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。添付されている領収書は払込受領書のみなので、政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告書等から判別することは、ほとんど不可能である。従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

22年度の監査結果書P275には当時の藤本なおや杉並区議会議長が携帯電話の欄で「電話料金だけでなく、合理的に経費を区分することが困難な支出についての取り扱い全般については、今後の社会情勢や判例等を参考にしながら、調査検討委員会で継続的に検討を要する課題の一つとして認識している」と監査委員へ回答している。また、平成19年の仙台高裁と大阪高裁の判決では、利用料金や按分比について異なった判決をしている。つまり、携帯電話料金等の計上や按分比は一律ではなく、より詳細な説明が必要であるということである。よって、携帯電話料金を按分2分の1にした根拠と利用内容についての説明を求める。それに、合理性、妥当性が認められない場合は、計上された全額84,038円の返還を求める。

広報費 - 1

広報費 (合計1,907,013円)

政調費交付額1,920,000円の99.3%に当たる1,907,013円を広報費に使っている。政調費についてこれだけ偏った使い方をしている議員はいない。

2011年4月発行Vol.3について

4/11 区政レポート(30,000枚) 140,700円 5/10 切手代封入代(2,760枚) 278,760円、ポスティング(27,000枚) 158,760円

2011年7月発行vo1.4 について

7/20 区政レポート(29,700枚)204,750円 8/18 封筒作成代(3,000枚) 29,610円
切手代封入代(3,502枚) 342,670円 ポスティング(25,000枚) 141,750円

2011年11月発行vo1.5について

10/27 区政レポート(28,700枚) 203,280円 11/30 封筒作成代(3,000枚) 29,610円
切手代封入代(3,167枚) 237,998円 ポスティング(25,000枚) 139,125円

上記のように脇坂議員は「杉並区政レポート惑星」を3回発行している。3回とも按分なしである。3回とも脇坂たつやプロフィールが載せられ、vo1.4では選挙後の当選のご挨拶が載っているように、区政レポートは、大なり小なり、議員の宣伝活動の要素を有しており、按分なしで全てを政務調査活動とは認めがたい。また、全ての領収書には版代、紙代、印刷代、送料代、ポスティングの単価・地域・実施日などの内訳が一切なく、適切な経費であるか、判断できない。特に切手代については、下の資料のように、送料が切手代と書かれているのみで、送料が区内特別割引を使用しているのか、どのように切手を購入しているのか不明である。区議会事務局が発行している「政務調査費の支出に関する事務処理について」の中に切手の購入について「科目を問わず上限額は100,000円」と規定しているが、それすら検証できな

い。内訳の一切ない領収書は認めがたい。

税金を使つての区政レポートの発行であるから、税金に対するコスト意識が必要である。

3回のレポート代の内訳、証憑書類と説明を求める。その説明に合理性、妥当性がない場合、証憑書類がない場合は1,907,013円の返還を求める。

極論であるが、区議全員が脇坂議員のように、政調費の99%を区政報告に使用した場合、政調費の目的を合理性・妥当性を持って説明することが可能であるだろうか。脇坂議員のご意見を伺いたい。

(資料C)

< 公明党 >

11. 青木さちえ、大槻城一、川原口宏之、北明範、島田敏光、中村康弘、山本ひろこ、横山えみ、渡辺富士雄

<u>政調費交付額</u>	<u>15,360,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>4,883,438円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>1,946,475円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

提出された収支報告書は、各支出に整理番号が付されているが、添付された領収書等から、各整理番号に該当議員名を以下の様に推定した。

1000番台 青木さちえ(4月分)、山本ひろこ(5月以降)

2000番台 河原口宏之、3000番台 横山えみ、4000番台 大槻城一

5000番台 北明範、6000番台 中村康弘、7000番台 島田敏光

8000番台 渡辺富士雄

9000番台 会派としての支出

調査研究費

1. 自己所有車の利用に関連した経費計上

青木、山本、横山の3議員を除き、他の6議員が、各人所有の車を、自身の活動に使用し、ガソリン代の50%、駐車場代については、按分なしで、それらの経費を政調費の使途として計上している。更に、河原口、島田、渡辺の3議員は、月極駐車場代の50%を政調費に計上している。

調査研究費 - 1

1) 月極駐車場代(按分比50%)

河原口宏之 15,000円×12ヶ月 = 180,000円、

島田敏光 9,000円×12ヶ月 = 108,000円

渡辺富士雄 11,500円×12ヶ月 = 138,000円

請求人は、平成22年度政調費監査請求において、「自動車を購入するためには、車両税を支払い、法定の車検を受け、対人保障保険等への加入と同じく、駐車場を有することが、私有であろうと、借用であろうと、法的に必須条件とされている。

従って、日常的に利用する駐車場の月極等の賃借経費は、政務調査費の取扱い規定(議長訓令)に、区政に関する調査研究に資するために必要な経費に該当しないものとされている自動車の維持管理に含まれるべきものである」と主張した。これに対して、当該監査結果書(下線は請求人による)は、「月極駐車場代については、使途基準細目で、その支出を認めており、按分比の上限が規定されていることなども勘案すると、政務調査費で支出することを不適切ということは出来ない」と記している。ここでいう「使途基準細目」は、議長訓令に規定されているものと解するが、もしそうであるとすると、請求人の主張に、適正に向き合っているであろうかという疑念を抱かせる監査委員の判断といわざるを得ない。議長訓令は、議長の権限において、議会内の一種の服務規程として出されているものであり、請求人は、その規定自体に、政調費条例の趣旨に反するとの疑義から、監査委員に、その公正不偏の立場から、監査判断を要請してきた。なお、平成21年度監査請求の監査結果書には、<請求人も指摘するように、政調費の取扱いに関する規定で該当しないとされている「自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費」と月極駐車場代を区分する根拠は明確ではない。対象部局の抗弁書は、「自動車本体の維持管理に係る経費」か否か、を基準として説明しているが、例えば、「保険」を考えた場合、対人保障保険が、「自動車本体の維持管理に係る経費」に該当するとは思にくい。考え方を整理し、按分割合の設定根拠なども含めて具体的な説明がされることを望みたい>との判断が示されていたことを、付記する。

上述の考えから、請求人は、月極駐車場代は、政調費に該当しないと解し、全額426,000円の返還を求める。

2) ガソリン代(按分比50%)、駐車場代(按分なし)

河原口宏之	ガソリン代57,647円(402L)、駐車場代36,100円(52回)
大槻城一	ガソリン代29,873円(220L)、駐車場代17,000円(36回)
北明範	ガソリン代35,042円(250L)、駐車場代36,800円(59回)
中村康弘	ガソリン代42,500円(309L)、駐車場代27,260円(68回)
島田敏光	ガソリン代34,786円(253L)、駐車場代22,600円(57回)
渡辺富士雄	ガソリン代43,487円(300L)、駐車場代8,650円(11回)

請求人は、平成21、22年度政調費の監査請求において、「一般常識の観点からは、自動車の利用は、公共の交通機関等の利用が難しく、自動車利用の合理性・妥当性のある理由がある場合にのみ、政調費として計上することが認められるべきである。更に、自動車を利用する場合は、使用する自動車の種類・所有者等を明示し、目的地との間の走行距離を記録し、当該自動車の推定燃費から算出したガソリン料を計上する方法を採用することが、一般常

識上からも、その用途をより明確にでき、公金である政調費支出の趣旨に合致しているといえる」と主張した。

この主張に対して、平成22年度政調費監査結果書(下線は、請求人による)には「移動手段として自動車・バイクを使用することは、通常想定できることであり、そのガソリン代及び駐車料金、有料道路料金を政務調査費から支出することは認められるので、用途基準細目等に即して適正に処理されていれば、不適切とする理由はない」と、監査委員の判断が記されている。前項の月極駐車場の場合と同様、監査委員は、請求人の主張に、適正に向き合っているのであろうかという疑念を抱かせる判断といわざるを得ない。更に、「用途基準細目等に即して適正に処理されていれば」と記されているが、監査委員の判断基準は、議長訓令で規定された用途基準細目と推測せざるを得ないが、監査委員の基本的考えを問いたい。なお、請求人は、当然のことながら、区政に関する調査研究のために、自動車やバイクの使用を禁ずべきと主張しているのではなく、公金である政調費の用途内容の透秀明性をより上げることがを要請し、そのための手立て一つを提案してきたのである。例えば、一般の公共の交通手段の利用には、交通費記録簿の提出が義務付けられていると同様、自動車の利用についても、駐車場代、走行距離等の記録簿を提出すべであるとの提案である。

従って、請求人は、該当する議員には、自動車の利用実態の開示、特に、ガソリン代の按分比を50%とした明確な根拠の説明の責務があると解し、監査委員に対して、開示された根拠の合理性・妥当性の有無の判断を要請する。監査委員が適正と判断した按分比を基とした額との差額の返還を求めが、監査請求書提出時点においては、ガソリン代の全額243,335円の返還とした。

2. 交通費(電車、バス、タクシー)

青木さちえ	36,910円 (内 <u>タクシー代 14,400円 9回</u> 、 <u>迎車代300円</u>)
山本ひろこ	14,520円 (内タクシー代 3,740円 4回)
河原口宏之	53,920円 (内タクシー代 47,940円-30回)
横山えみ	263,910円 (内 <u>タクシー代 225,140円 104回</u>)
大槻城一	230,560円 (内タクシー代4,450円 5回)
北明範	255,990円 (内タクシー代76,050円-43回)
中村康弘	13,600円 (内タクシー代6,530円-4回)
島田敏光	8,460円 (タクシー利用なし)
渡辺富士雄	5,360円 (内タクシー代5,360円-4回)

タクシー利用合計は、383,610円となるが、その中で、横山議員は225,140円、青木議員は、4月のみであるが、14,400円と月当たりの利用額が高い。なお、平成22年度における横山議員のタクシー利用額は、234,930円(81回)であった。

議長名で議員に配布されている政調費の手引書にも、日常の交通手段は、公共交通機関が原則とされており、特別に、公共手段が使えない理由(事故、台風等による電車、地下鉄、バス等の交通手段が止まっていること)がある場合は別として、一般社会常識上も公共交通機関で移動すべきである。

請求人は、横山議員と青木議員に、タクシーを利用せざるを得なかった根拠の

説明を求める。その内容に妥当性、合理性が内場合は、各々、計上全額225,140円と14,400円の返還を求める。

3. 視察

< 公明党として >

1) 長岡

日時 平成23年8月16日
参加議員 横山えみ
視察先 長岡災害支援ボランティアセンター
目的 災害時のボランティア組織の有効な機能発揮について

2) 沖縄

日時 平成23年8月17 - 19日
参加議員 山本ひろこ、横山えみ、中村康弘
視察先 沖縄県立精神保健福祉センター、
社会福祉法人「ゆうなの会」グループホーム、
NPO法人(臨床美術の会)「アート人」、
沖縄国際大学(米軍普天間基地)、
米軍名護キャンプシュワブ
目的 うつ病対策委について
臨床美術の取り組みについて
、 米軍普天間基地移設について

3) 大阪市、島根県津和野市、山口市

日時 平成23年10月20 - 22日
参加議員 山本ひろこ、横山えみ、北明範、中村康弘
視察先 大阪市
島津県津和野町
山口県(障害者国体)
目的 放置自転車対策
歴史文化基本構想・保存活用計画について
障害者国体開会式

< 他会派と共同視察 >

1) 区外施設 湯の里「彩菜」、弓ヶ浜クラブ、南伊豆健康学園

日時 平成23年12月13-14日

参加議員

公明党 山本ひろこ

他会派 藤本なおや、小川宗次郎、河津利恵子、脇坂たつや、浅井くにお、
山下かずあき、田中ゆうたろう、市来とも子、大和田伸、金子けん
たろう、富田たく、山田耕平、

目的 区外施設調査

行程 貸切りバス利用

交通費・宿泊費 山本ひろこ 14,880円

みやげ代4,495円の分担分365円を含む

政務調査活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の社会生

活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政調費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。従って、区外施設視察の際、山本議員が政調費に計上したみやげ代365円の返還を求める。

なお、山本議員の区外施設視察の報告書については、収支報告書の添付書類の摘要欄に「別途報告書の通り、杉並自民区政クラブ脇坂たつや議員添付」と記されているが、参加者全員で視察結果を討議し、その内容を基に、脇坂議員が、代表して纏めたのか、あるいは、脇坂議員が纏めたものを、単に、「参照」としたのかが不明である。

請求人は、それらの視察が、公金を使ったものである限り、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての個別の考え・意見を、一般区民に示し、伝える責務があり、従って、視察報告書には、参加議員の間で、どの様な意見が出され、どの様な討議がなされたかを明示すべきであると解する。

研修費

研修テーマ

山本ひろこ	よくわかる区財政分析
横山えみ	住民投票制度
中村康弘	環境未来都市の構築、在宅緩和ケアにおける地域連携

会議費

横山えみ	116,908円(42回)
大槻城一	22,302円
島田敏光	27,720円
渡辺富士雄	2,205円
会派控室お茶代	77,753円(按分比80%)

資料作成費

島田敏光	2,400円
------	--------

資料購入費

1. 新聞

山本ひろこ	<u>公明新聞</u> (5か月、9,175円)、 <u>読売新聞</u> (3か月、11,160円)、 <u>朝日新聞</u> (3か月、11,160円)
河原口宏之	<u>公明新聞</u> (12か月、22,020円)、 <u>読売新聞</u> (12か月、47,100円)、
横山えみ	<u>公明新聞</u> (12か月、22,020円)、 <u>日経新聞</u> (12か月、52,596円)、 <u>杉並新報</u> (1年分、3,600円11月に計上)、
大槻城一	<u>公明新聞</u> (12か月、22,020円)、 <u>日経新聞</u> (11か月、48,213円)
北明範	<u>公明新聞</u> (12か月、22,020円)、 <u>読売新聞</u> (12か月、44,640円)
中村康弘	<u>公明新聞</u> (10か月、18,350円)、 <u>読売新聞</u> (11か月、39,600円)、
島田敏光	<u>公明新聞</u> (12か月、22,020円)、 <u>読売新聞</u> (12か月、47,100円)
渡辺富士雄	<u>公明新聞</u> (7月、12,845円)、 <u>読売新聞</u> (12か月、47,100円)
会派	<u>かんきょう新聞</u> (6,000円、7月に計上)、 <u>杉並新報</u> (2,000円、2月に計上)

資料購入費 - 1

所属政党の機関紙及び、政党活動関連の新聞等の購読は、社会常識上、政党・後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。多くの議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党员であることに変わりがないと推測され、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、公明新聞の購読料として計上した150,470円の返還を求める。

併せ、監査委員に対して、各議員に、一般紙(朝日、読売、日経の各紙)の購読が政務調査活動を目的であるか否かの情報の開示の調査を求める。その開示内容に疑義がある場合は、それらの計上額の返還を求める。

2. 月刊誌・雑誌定期購読

河原口宏之	日経グローバル(4、5月定期購読料) 14,700円
横山えみ	パド・ウイメンズ・オフィス 1年分16,320円(11月に計上)
中村康弘	地方財務平23年9月 - 平24年8月22,920円
会派として	機関誌月刊公明(8名分、平23年6月計上7-12月号、平24年3月計上1-6月号 合計28,800円)

資料購入費 - 2

請求人は、機関誌月刊公明(公明党機関誌委員会発行の請求書に、党勢拡大に大いに役立てたいと記載されている)の購入は、上述した公明新聞の購入と同様に、公金である政調費に計上できないと解する。従って、計上された28,800円の返還を求める。

資料購入費 - 3

なお、平成24年3月に計上された月間公明の4 6月号の購入は、政調費支出の年度外である。又、中村議員の地方財務誌の購入も、年度外の平成24年4 8月の5カ月分を含んでおり、その購入費に相当する12,000円の返還を求める。

3. 書籍購入(含む雑誌単月購入) 171,030円

山本ひろこ 41,468円

習うより慣れる市町村財政分析、どうなっている新宿の家計簿は!、市民が財政白書をつくったら、学校という現場から、建築ノートEXTRA、世界一わかりやすい放射能の本当の話、福島原発事故どうする日本の原発政策、放射線防護の基礎知識、放射線から身を守る食事法、最強母乳外来、日本中枢の崩壊、アニメが世界をつなく、こころ輝く世界、臨床美術、臨床美術のすすめ、芸術がなぜ認知症を改善するのか、臨床美術の実践、東京直下大地震生き残り地図、文章力が豊かになる本、脳と心の整理術

横山えみ 2,562円

原発国民投票冊子、ブックスタートアフター対策

大槻城一 3,975円

NHKチャレンジホビー(自転車施策研究として)、森田実の言わねばならぬ

名言123選(哲学ある政治家を生み出し、日本の政治を復興するために)、フェイスブック、福島第一原発 真相と展望

北明範 7,390円

防災まちづくり、巨大地震を生き延びられるか、防災マン奮闘記、大震災、地震対策

中村康弘 61,785円

ニュートン7月号(原子力と放射能)、クーレエジャポン7月号(原子力エネルギーの情勢について)、日本復興計画、三度目の奇跡 日本復活への道、世界の変化を知らない日本人、日本中枢の崩壊、自治体財務の12ヶ月、地方自治体のファイナンス、ペイオフと自治体財政、公会計情報活用論、議員が提案する政策条例のポイント、自治体の政策創造、原発はいらない、放射能から子供の命を守る、チェルノブイリ原発事故、世界一わかりやすい放射能の本当の話、今こそエネルギーシフト、原発に頼らない社会へ、なぜうつ病の人が増えたのか、原発はなくてもエネルギーは足りる、エネルギー白書2010、次世代エネルギーの最終戦略、電気とエネルギーの未来は、原発に頼らなくても日本は成長できる、自然エネルギーの可能性と限界、週刊東洋経済(10月)、大阪都構想を超えて、翼賛議会型政治、日本経済の底力、国債非常事態宣言、財政危機と社会保障、日本経済余命3年、都市自治体における財政健全化、公会計制度の改革、行財政改革とガバナンス構築のための新地方会計の実施で活用、自治体予算の仕組み、予算の見方、つくり方、自治体の変数管理システム

島田敏光 2,710円

関東大震災、三陸海岸大津波、限界集落

渡辺富士雄 51,140円

Macピープル、東京大震災は必ず起きる、ガイガーカウンターGuide Book、災害対策マニュアル、中越大震災、放射能の本当の話、Mac Fan(無線LANの構築)、震災対処PCシステム、Itで実践する震災・省電力BCP完全ガイド、子供を放射能汚染から守り抜く方法、ITのコンサルティングの基本、情報セキュリティ白書2011、情報はなぜビットなのか、Ever Note Hack, icloud perfect guide(ネットクラウド調査研究のため)、世界が見た福島原発災害、東日本大震災、南相馬10日間の救命医療、政治は動いていないのか・東日本大震災と政治、自治を担う議会改革、要説日本の財政・税制、日本の財政平成23年度版、シュクライアントが変える、大震災でネットはどう使われたか、自治体クラウド、2012年日本はこう変わる、Google スマートに使いこなす、地域防災力

議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく新規図書の購入ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での閲覧・貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。

なお、議員用図書施設には蔵書が、約6,000冊以上あり、主要紙の縮刷版も備えられている。このような公金で運用されている図書制度を活用することは、各会派・議員の当然の責務であると解する。書籍の購入は、各議員の思想信条に、直接関わる面もあり、特に、娯楽性が高い等、政務調査研究とは相容れないことが一般常識上明らかな場合を除いて、その用途の検証はほとんど不可能に近いともいえる。又、書籍を閲覧・借入れすることに比べて、書籍を個人所有とすることに多くの利点があることも一方の事実であるが、一般常識上は、後者の場合は、個人資金で購入するべきである。

請求人は、公明党が会派として、政調費で多くの書籍が購入されている現状において、約250万円の年間予算で運営されている議員用図書施設の活用をどう捉えているかについて明確な説明を求める。

4. その他

北明範

日経テレコン利用料(平成24年2月) 按分なし 25,200円

島田敏光

年会費 日本ファイナンシャル・プランナーズ(按分比50%) 6,000円

北議員が、日経テレコン利用料を按分なしで、支出全額を政調費に計上しているが、それが、政務調査活動にどう結びついているかの明確な説明を求める。その内容に妥当性、合理性がない場合は、計上額25,200円の返還を求める。

又、島田議員が、年会費の形で、日本ファイナンシャル・プランナーズに加わっている。この会費支払が、当該団体の活動を支えるものであるか、あるいは、情報収集を主目的にしたものであるかについて、按分比を50%とした根拠も含め明確な説明を求める。その内容に疑義がある場合は、計上額6,000円の返還を求める。

広報費

1. ホームページ

青木さちえ(按分比80%) 16,000円

HP 管理・更新

横山えみ(按分比90%) 12,575円

HP 作成・サーバー管理 ヴィエスロジック

北明範(按分比80%) 14,400円

サーバー更新(1月) ペーパーボーイ

島田敏光(按分比100%) 378,000円

HP 管理 R & D Ishiwata

渡辺富士雄(按分比90%) 340,200円

HP 管理 R & D Ishiwata

HPの管理費の政調費への計上按分比が、80-100%と、議員によって異なっているが、現時点で、確認できる各議員のHPの内容からは、特に、島田議員、渡辺議員において、按分比の根拠となる内容を確認することは困難である。両議員

に対して、按分の根拠の情報開示を求めるが、その内容に、妥当性、合理性が内
場合は、計上額の全額378,000円と340,000円の返還を求める。

2. 区政報告

山本ひろこ	48,300円	
区政報告送付用封筒印刷		マルミ印刷
河原口宏之	839,323円	
区政報告制作・印刷・折り・発送代行(7月、11月、1月号) 友美堂		
横山えみ	639,846円	
区政報告・広報用封筒印刷		森総合印刷
宛名シール印刷		ヴィエスロジック
区政報告企画・デザイン		エル・ソル(EL SOL) デザイン
大槻城一	514,275円	
区政報告印刷		森総合印刷
区政報告デザイン		
北明範	451,976円	
区政報告印刷		森総合印刷
中村康弘	443,606円	
区政報告印刷		森総合印刷
島田敏光	654,970円	
議会ニュース制作28、29、30号		R & D Ishiwata
渡辺富士雄	482,000円	
区政報告作成・印刷(vo127,28,29,ハガキ)		R & D Ishiwata

事務費

1. PC 関連及び機器類

青木さちえ	<u>按分比50%</u>	
	インターネット	
山本ひろこ	<u>按分比50%</u>	89,804円
	インターネット、パソコン(5月)、Wi Fi モデム、 ウイルスソフト年間契約、マイクロソフトパブリシャー、 ポメラDMキングジム	
河原口宏之	<u>按分比50%</u>	
	インターネット、モバイルPC用付属品、モバイルPCパケット通 信費、	
	<u>按分比80%</u>	116,331円
	パソコン及び付属品(6月)、プリンター(6月)、	
横山えみ	<u>按分比50%</u>	54,814円
	インターネット、USB	
	<u>按分比90%</u>	22,998円
	デジタルカメラ(6月)、サンデスクSDカード、キャノンCD	
大槻城一	<u>按分比50%</u>	26,979円
	インターネット、ウイルコム(11、12、1月)	

	<u>按分比80%</u>	4,079円
	パソコン保護ケース、携帯電話保護ケース	
	<u>按分比90%</u>	84,227円
	パソコン周辺機器(9月)、U S Bメモリー、パソコン修理代(1月)、 プリンター・スキャナー・インク(3月)	
	映像用コード、充電器、U S B	
北明範	<u>按分比50%</u>	40,388円
	インターネット、ソフトノートンセキュリティ	
	<u>按分比80%</u>	28,938円
	プリンターインクカートリッジ、P Cバックアップディスク	
中村康弘	<u>按分比50%</u>	21,816円
	インターネット	
	<u>按分比80%</u>	2,176円
	プリンターインクトナー	
島田敏光	<u>按分比50%</u>	25,959円
	インターネット	
	<u>按分比75%</u>	4,609円
	プリンターインク、カードリーダー	
渡辺富士雄	<u>按分比50%</u>	119,085円
	インターネット(含む2 ,3月分) スマホバッテリー、スマートフォン	
	W i - F i 接続料、スマホ用充電器、ファクシミリ	
	<u>按分比90%</u>	89,201円
	P C用トラックパッド、ワイヤレスキーボード、外付H D、U S Bメモリー、U S B H u b、インクトナー、O Aタップ、P Cマウス、スマホ用ケース、S Dカード、リチウム電池、コピー用紙、D V D , インクジェット用光沢紙、プリンターインク、 いM a c用ケーブル、無線ルーター、P C増設用メモリー、P C用充電電池、バッテリーチャージャー、ソフトParallelsDesktop7 for Mac, OS windows7	
	ワイヤレスハンドマイク(3,622円)	

ホームページの項において言及した様に、購入費の計上額の按分比が、購入品の種類によって異なっていることに加え、同一品についての購入に対する各議員の按分比にも違いがある。各議員により購入品の使用内容が異なるためであろうと推測されるが、それらの按分比を決めるガイドラインが開示されていない。特に、渡辺議員は、P C関連の多種類製品を購入しており、どんな形で、政務調査活動に活用されているかを判別することは、ほとんど不可能に近い。請求人は、インターネット等の情報手段が、種々の政務調査活動において有用であることを否定することを意図していないが、各議員には、公費である政調費の支出計上には、購入の品の使途目的・内容を、按分比の根拠を説明する責任があると解する。

2. 携帯電話(按分比50%)

山本ひろこ	56,032円(7 12月)
河原口宏之	72,837円
横山えみ	45,643円
大槻城一	62,865円
北明範	73,780円
中村康弘	67,607円
島田敏光	40,800円
渡辺富士雄	94,575円
計上合計額	514,139円

携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な情報開示が必要であり、議長訓令で規定されている按分上限をそのまま適用すべきでないとする。

3. 固定電話(按分比50%)

大槻城一	35,920円
北明範	16,183円
中村康弘	29,195円
島田敏光	10,924円(含む電報代4月5,060円×50%)
渡辺富士雄	57,545円(電話・CATVとして)

島田議員が計上した電話代には、電報代が含まれているが、それが、政務調査活動に関連していることの説明を求める。又、渡辺議員は、CATVの費用を、政調費に計上しているが、それが政務調査活動にどの様に寄与しているかの説明を求める。それらの説明に、妥当性、合理性がない場合は、島田議員には、5,060円、渡辺議員には、計上額全額57,545円の返還を求める。

4. 文具等

河原口宏之	<u>按分比50%</u>	手帳(1月)	1,957円(ファイルと一緒に購入)
大槻城一	<u>按分なし</u>	ハンコウ代	114円(4/11 消えかかった領収書)、 350円(4/30 於安盛堂)
北明範	<u>按分比90%</u>	ボールペン、芯、シャープペン芯、ふでばこキ ーボード、ノート、バインダー	

	<u>按分比80%</u>	インクカートリッジ
	<u>按分比50%</u>	デスクマット、コピーホルダー、固定電話用キーボード
中村康弘	<u>按分なし</u>	手帳(12月) 945円
島田敏光	<u>按分なし</u>	名刺ホルダー、クリアファイル、書類スタンド、ラインマーカー
渡辺富士雄	<u>按分比90%</u>	コピー用紙
	<u>按分なし</u>	のり、筆ペン、ホッチキス、メモ帳、ノート、ファイル、カラーボールペン、スタンプインク
会派控室	<u>按分比80%</u>	カラープリンターインク、ファイル、クリアーフォルダー、チャック付ポリ袋、DVD代

- 事務費 - 1 | 河原口議員と中村議員が、各々按分比で50%、按分なしで、手帳を購入している。
- 事務費 - 2 | 手帳自体が、政務調査活動に必要であることや、特別に、政務活動向けに購入することを否定しないが、一般常識では、政務調査活動に従事していようとまいと、極めて多くの人が、年末、年初に手帳を購入することが習慣となっている。このような性質の手帳を公金である政調費に計上することは認めがたい。従って、両議員に、手帳を政調費に計上する根拠、按分比の根拠の説明を求める。又、大槻議員が、平成23年4月に、2度にわたり、ハンコの購入費を按分なしで、政調費に計上している。ハンコも、手帳と同様、一般生活の必需品であり、公金である政調費への計上は認められない。従って、中村議員、大槻議員に、各々、945円、464円の返還を求める。河原口議員は、手帳代を他の物と一緒に購入しており、手帳代の返還を求める。

事務所費

島田敏光

自宅を事務所として使用し、水光熱費を、按分比10%で政調費に計上

電気	8,404円
ガス	12,464円
上下水道	11,883円

平成21、22年度政調費収支報告書と同様に、<自宅とその事務所部分>と題して、家屋の外形図が添付され、その事務所部分に斜線が引かれ、面積按分が約1/5と記載されている。この添付図は、間取りの概要を示すものでもなく、具体的に、事務所がどの様に使用されているかなど、事務所の実態を明示する資料となっていない。平成21年度政調費監査請求の監査結果書には、「面積割合を示す図面は、区民への説明責任を果たすものでもあるので、より丁寧な図面を提出されたい」とされているが、島田議員は、この要請を、どの様に判断しているのだろうか。請求人は、公金である政調費への経費計上には、最低限の情報開示の責任があると解する。

この図に記載された按分比を基に、更に、電気・ガス・下水道料の経費の政調費への按分比を1/2とし、実際の請求額の1/10が計上され、その年間計上額は、上述の通りである。

自宅を事務所として使用している場合の水光熱費等の基本料金・最低料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の水光熱を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用量に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。

請求人は、政調費への按分比を1/2とした理由を含め、自宅を事務所として使用している実態の合理性・妥当性のある情報の開示を求める。その様な開示がない場合は、電気・ガス・下水道代の合計額32,751円の返還を求める。

自宅を事務所として使うことは、議員の自由であり、それに異議を唱えているのではなく、それにかかる費用を、公金で支払うことは、不法行為に相当する疑いがあると解する。按分すれば、合法だと言えるのだろうか、素朴な疑問である。

(資料D)

人件費

青木さちえ	27,000円 (4月)
事務補助	調査研究資料整理補助
横山えみ	226,000円
事務手伝い	新聞スクラップ、広報郵送、区政報告資料収集

< 民主・社民クラブ >

12. 安齊あきら

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>285,616円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>622,790円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

1. 収支報告内容調査結果の総括

下記 1. 項 科目別問題点 において指摘する理由により、次に記す経費の政務調査費への支出計上の取消しと、計上金額622,790円の区への返還を求める。

調査研究費	月極賃借駐車場代	91,125円	
"	会派視察費用	63,278円	(23年7月 北海道視察)
資料購入費	新聞購読料	7,850円	(23年2月、3月購読分)
事務費	携帯電話代	7,537円	(23年2月使用分)
事務所費	借用事務所家賃	510,000円	
	合計	<u>622,790円</u>	

上記の詳細内容は下記の通りである。

・ 科目別問題点

1. 調査研究費

(1) 月極賃借駐車場代 91,125円

貸主 ニッカン資材 練馬区関町南 1-2-31 (24年1月まで、以後下記に変更)
 (有)ハウジング 関町南 1-2-33 (24年1月以降)

貸主をニッカン資材から(有)ハウジングに変更した理由については、新旧の賃貸借契約書から判断して、貸主側の事情によるものと推察されるが、説明がなく、不明である。

(支出実績)

23年4月分は経費計上なし(前年度にて支出済み)

4月26日 ニッカン資材 5~7月分 (50%) 22,500円

7月12日 " 8~10月分 " 22,500円

10月11日 " 11~1月分 " 22,500円

1月30日(有)ハウジング 2~4月分 " 23,625円(消費税相当額を増額)

合計 91,125円

上記の月極賃借駐車場は、下記の通り、議員の職務上必要とされるものではなく、他の目的のために借用されているものであり、駐車場代を政務調査費に計上して、公費から支出することは、政務調査費の取り扱いに関する規定(第二条の規定するところに該当し、規定に違反するだけでなく、社会通念上においても甚だ不当である。

駐車場賃借料の政務調査費計上の取消しと、費用91,125円の区への返還を求める。

賃借駐車場の場所は上記の通りであるが、自宅(杉並区上井草4- -)とは約200mの距離にあり、事務所(西荻南2-18-19 ウイング西荻南102号)とは全く離れた場所にある。そのことからすると、駐車場の借用目的は議員としての職務のためではなく、他の目的のためであると判断される。

安斉議員の自宅には駐車場があり、自家用車が駐車している。他に駐車場が必要があるとは考えられない。

当年度収支報告において、ガソリン代等の交通費の計上は全くなく、ゼロである。つまり、当年度において政務調査のための車の使用が全くなかったということであり、月極駐車場を借用することとは矛盾する。したがって、月極駐車場の借用の必要はない。

上記の駐車場を使用する車両の車種は、賃貸借契約書によれば「スズキエヴリ・ワゴン」であるが、現地を実地に確認したところ、たしかに同種の軽ワゴン車である。この車種は議員が区政相談のための区内移動に使用するに適した車種ではない。

なお、この駐車場は安斉議員から「安斉あきら後援会」に転貸しされており、同後援会から安斉議員に駐車場代(政務調査費との按分)として上記の政務調査費計上額と同額の金員が支払われている。

もし、転貸しの事実がないとすれば「寄付」に当り、政治資金規正法第21条の2によって禁止されている公職の候補者(地方議会の議員を含む)への金銭による寄附に該当する。

(註)

平成23年分「安斉あきら後援会」収支報告書による安斉議員が同後援会に差入れた領収書によれば、2011年12月31日付で駐車場代1月分～12月分90,000円の記載である。

2012年1月分～4月分については、「安斉あきら後援会」の24年分収支報告書が公開されていないために確認することはできない。しかしながら、過去の支出事例をみれば、同時期についても同様の支出がされているとみるのが合理的である。この点は貴監査委員において安斉議員に確認を求めるところである。

したがって、本月極貸借駐車場代を政務調査費から支出する必要は全くない。

調査研究費 - 2

(2) 会派視察費用 63,278円

23年7月11日～13日に会派民主・社民クラブの7名で北海道千歳～札幌～帯広方面に視察旅行を行ったとして、その費用の各員分割負担分を調査研究費に支出計上している。この会派視察は、下記の理由により、政務調査の目的に合致せず、区政に関する調査研究には当たらないため、「政務調査費の取り扱いに関する規定」第二条の九の規定するところに該当し、政務調査費からの費用の支出は規定に反し、不当である。

上記の会派視察費用の政務調査費計上の取消しと、費用63,278円の区への返還を求める。

種々の言い訳の理由をつけても、杉並区議会議員がこの地域に会派として7名が揃って現地事情を巡回・視察調査する理由などは、何もない。もし、本当に必要性があって実地調査に出向くならば、会派から全員でなくとも1～3名の代表を派遣すれば充分の筈である。また、その事前の目的を具体的に明確にして、それに対して調査の結果はどうであったかをレポートするべきであり、どこを巡回してどのような説明を受けたというようなレポートは意味がない。

上記の点に合わせて、その時期のその地域に、会派の議員全員が揃って「視察」に出掛けるということ自体が不謹慎であり、内実は会派の慰安旅行であると推察するのが外部からの常識的な判断である。そのような「視察」は、「会派の親睦旅行」であると認定すべきである。

資料購入費 - 1

2. 資料購入費

年度支出合計 47,100円 の内の7,850円の支出計上の取消しと、区への返還を求める。

23年度の資料購入費計上の内訳内容は、すべて新聞購読料であり、他の支出計上はない。

その内の23年4月および5月度に計上の合計7,850円は、実際には23年2月購読分と3月購読分であるが、下記に指摘する通り、そのように実際の購読の2ヶ月後に購読料の支出を行わねばならない正当な理由はない。

前年度に発生した経費の今年度での計上は、やむを得ない理由または然るべき理由がない限り、不適切且つ不当である。該当費用7,850円の支出計上の取消しと、区への返還を求める。

新聞購読費23年4月～24年3月分 合計47,100円の内、産経新聞購読料支払いの4月

分3,925円と5月分3,925円は、実際はそれぞれ2月講読分と3月講読分である。以降毎月、購読料の支払い・支出計上は、実際の講読月の2ヶ月後に行われている。これは、クレジットカード利用による支払いによって起きている問題である。このような購読料の支払い処理は、当月の発生費用を当月に支出計上せず翌月以降に持ち越し、当年度の発生費用を年度内に支出計上せず翌年度に持ち越すものであり、不適切である。

また、新聞の購読料は、通常は当月分をその月末に支払うものである。新聞店と契約して、毎月の購読料は議員の預金口座からの自動引落しにすれば、毎月当月に支払いが行われ、何の問題もない。領収書は新聞店が振込みを確認の都度、月内か翌月月初に届けてくれる。

政務調査費は現金で交付されており、クレジットカードを利用する必要性などは一切ない。

事務費 - 1

3. 事務費

年度支出合計146,586円の中の7,537円の支出計上の取消と、区への返還を求める。

この返還請求は、23年4月度支出計上の2月使用分携帯電話代7,537円についてである。

23年度の事務費計上の内の23年4月および5月度に計上の携帯電話代(ソフトバンクモバイル) 合計15,074円は、実際には23年2月および3月使用分である。ソフトバンクの携帯電話代の請求は使用月の翌月になるため、年度最終月の3月分が翌年度4月の計上処理になっても、実際の使用の1ヶ月後の支出計上は実務上やむを得ない。しかし、クレジットカード払いによるからとして、実際の使用の2ヶ月後に支出計上を行う正当な理由はない。

政務調査費は現金で交付されており、クレジットカードを利用する必要性などは一切ない。議員は携帯電話代の支払いを預金口座からの自動引落しにするべきである。

4. 事務所費

年度支出合計528,069円の中の510,000円の支出計上の取消しと、区への返還を求める。

23年度の事務所費計上528,069円の中の借用事務所家賃510,000円(内訳下記)については、既に、別途 区民 c 氏から本年2月7日付けで「杉並区職員措置請求書」が提出されたが、4月2日同請求が棄却されたため、4月8日東京地裁に提訴され審理中である。

本請求人は、上記「措置請求書」および「訴状」の内容を検討した結果、c 氏と意見を同じくするものであり、現在裁判所において審理中であるので、ここで重ねて意見を述べることは省略する。

借用事務所

杉並区西荻南2-18-19 ウイング西荻南102号(面積 18.38㎡ 5.6坪 約12帖)

1ヶ月分賃料 85,000円 家主 八王子市館町

-

家賃支払い額

23年4月13日	4～6月分(按分50%)	127,500円	(255,000円×50%)
7月13日	7～9月分	127,500円	(")
10月12日	10～12月分	127,500円	(")
24年1月16日	1～3月分	127,500円	(")
	合計	510,000円	

13. 市来とも子

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 966,117円

返還請求額 74,063円

検査基準日 H24.8.8 付け報告書による

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

研修費 - 1 }
資料購入費 - 1 |
広報費 - 1 |
事務費 - 1 |

領収証について

政調費の支出に関する事務処理によると「宛名が未記載のものは不可とする」と記載されているので、宛名のない領収証の返還を求める。(様が印字されていないレジスターを除く)

研修費 5件 27,760円 資料購入費 3件 3,020円 広報費 1件 1,000円
事務費 19件 29,892円
合計 28件 61,673円

調査研究費

交通記録簿によると備考欄は区民相談、政務調査の2項目のみであり、何の相談か何の政務調査なのか不明である。区民相談の場所が区外である事の説明を求める。区民相談6月8日水道橋580円。8月7日中野勤労者福祉会館600円。10月24日高田馬場580円2月10日中野260円合計2,020円

東京都以外の3ヶ所に政務調査の為に出張した事になっているが、羽田空港から先の交通費は請求されておらず、何故羽田空港までの請求なのか説明を求める。出張報告書も必要ではないか？。

8月27日山口県 萩窪 - 羽田空港 1,350円 10月12日北京 萩窪 - 羽田空港 1,350円 10月18日成都 萩窪 - 羽田空港 1,350円 合計4,050円
政務調査の為の妥当性がない場合は4,050円の返還を求める。

研修費

2月16日資料購入費30,000円が講師料として に支払われているが、研修費に区分されるべきではないか。

2月26日調査研究費35,000円講師料として に支払われているが、調査研究

費とは「区の事務、地方行政に関する調査研究並びに調査委託分析に要する費用」であるからこれも研修費に区分されると思う。この2件の研修に関するチラシ等を提出すること。

人件費 - 1

人件費

2月23日職員 に支払われた6,320円(1,250円×4H=5,000円+交通費1,320円)について勤務内容が区政報告集會会場案内になっているが、区政報告会が何処で開催されたのか実体がない。会場費の支払い痕跡もないので、報告集會のちらし等を提出しての説明を求める。その報告の妥当性がない場合実体なしとして、6,320円の返還を求める。

14. 小川宗次郎

政調費交付額 1,920,000円

戻入額 986,986円

返還請求額 455,168円

検証基準日:平成24年4月25日

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

広報費 - 1

広報費

区政報告発送費(何号か記入がないので判別できない) 102,339円

区政報告印刷代(何号か記入なし) 89,628円

発送費90%按分50%按分が混在している(4/12) 何号の発送費か同じ発送費で按分率の違いは何か説明を要する。その説明に合理性・妥当性がない場合は発送費102,339円の返還を求める。

4/30(26)の区政報告印刷代(90%) 47,250円 8/2(2)区政報告印刷代(80%)89,628円。何号の印刷代か、また按分率の違いの説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は印刷代合計136,878円の返還を求める。

事務費: 148,544円

プリンター購入費: コピー用紙、インク代、シュレッター代、文具代、OA用紙代、ノート代、パンチ代など80%按分されている。DVテープ代は50%按分。80%按分(DVテープ代50%)とした根拠の明確な説明を求める。その納得いく説明がされない場合は事務費148,544円の返還を求める。

携帯電話代 10ヶ月分 (按分50%) 29,718円

携帯電話は最近では単に通信手段だけでなく、物品の購入などの利便性が加わった。通信手段として政務調査費で使用するのであれば、当然使用記録の内訳が

必要である。また安易に按分を決めるべきではない。50%按分とした根拠の説明を求める。正当な説明のない場合は29,718円の返還を求める。

事務所費

ガス、電気、水道が8.5%按分で計上されている。ガス代11,155円 電気代16,566円 水道代12か月分9,968円(全項目12か月分)

8.5%按分率の根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は合計37,689円の返還を求める。

視察報告書

複数の議員で行われてきた視察の報告書の多くに、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての考えが示されず、報告書を作成したと思われる議員の視察報告書参照とされているのみであった。参加議員の間で、視察結果について、種々の討議がなされたと推測するが、多くの報告書には、各議員の意見が記載されておらず、主体性を持った政務調査活動であったかどうか不明であった。それらの視察が、公金を使ったものである限り、議員の自律性を守る観点から限界があるとしても、視察について、個別の意見を、一般区民に伝える責務があると、請求人は解する。

付記

小川議員の収支報告書の記載に間違いが多すぎる。科目を誤記して合計金額も誤記のまま計算しているため、科目ごとの合計が全く違っている。また月ごとの記録もだぶっていたり間違っただけが多すぎる。

例えば以下のような誤記が多数ある。

6/30、9/30 人件費を事務所費と記入(合計54,400)

8/1 携帯を調査研究費(本来事務費)と記入

11/20 ガソリン代を事務費(調査研究費)

1/25 電気代を事務費(事務所費)

15. 河津利恵子

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>なし(最終訂正日24年11月20日)</u>
<u>収支報告書私的資金額</u>	<u>37,030円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>1,051,138円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

河津議員は当選4回で長く議員であり、それに議会改革特別委員会初代委員長を務めたのだから、政調費については熟知していると思われるが、政調費収支報告書の支出科目を見ると、12月分の交通費3,670円は広報費(他の月は調査研究

費)、区政報告No7区内メール便発送費144,207円は資料購入費で計上されるなど、請求人には理解できない部分がある。収支報告書提出後、7月3日、及び11月20日の2回にわたって支出科目別の誤記控除、誤記更正がされているが、前記の交通費やメール便発送費の科目は訂正されることなく、そのままなので理由があるのだろう。

平成22年度監査結果書P248に田中区長が「政務調査費の適正な執行に関する区の見解」を述べている。

政務調査費の財源は区民が負担する税金(公金)に依拠するものであるから、その使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行い、関連する条例、規則や事務処理マニュアル等に基づいて適切に支出することが求められている。・・・しかしながら、政務調査費に関する住民監査請求が平成18年度分より毎年度なされており、区議会には政務調査費について今まで以上に明確な説明責任が求められている。

区長の見解に従い、以前よりも、河津議員は明確な説明責任を果たしているだろうか。政調費 = 税金ということで、丁寧な説明を求めたい。

調査研究費

調査研究費 - 1

・ 駐車場賃貸料(按分2分の1) 月10,000円×12か月= 120,000円

提出された「駐車場(自動車保管場所) 契約証書」には、「第1条 賃貸借の期間は平成21年4月1日より平成22年3月31日迄向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することもできる」と書かれている。21年度の契約書で、更新の事実証明書もない。今回の支出は平成23年度の政調費なのでこの契約書は無効である。駐車場賃貸料120,000円の返還を求める。

・ 交通費 6月分2,710円、7月分3,180円 8月分1,190円、9月分2,160円 10月分1,580円、11月分1,530円、12月分3,670円、1月分1,060円、合計17,080円

交通費の12月分以外は調査研究費になっているが、12月分は広報費として計上されている。12月分だけ異なるのは何故か。説明を求める。

・ ガソリン代、(按分2分の1) 4/29, 1,839円、5/20, 3,012円、6/24, 3,616円、7/15, 3,065円、9/2, 3,123円、9/22, 2,939円、10/21, 3,420円、11/23, 3,901円、12/22, 2,640円 1/30, 3,230円、2/17, 2,250円、3/23, 3,346円 合計36,381円
交通費については、使うごとに説明があるが、交通費の倍以上使用しているガソリン代については、何ら説明がない。説明を求める。

・ 女性のための政治スクール年間受講料(按分2分の1) 7/7, 35,000円(第17期受講料)

22年度は研修費で計上だが、23年度は調査研究費である。23年度から調査研究と内容が変わったのだろうか。35,000円という高額な支出である。支出目的の説明は当然だろう。説明を求める。

・ 10/28 記載のインターネット接続料4,360円、事務所電話代855円、モバイル通信接続料4,793円はすべて調査研究費になっている。他の月は事務費として計上されているが、10月だけは特別な理由があるのか、説明を求める。

・ 視察費

会派視察(7月11日~13日) 視察先、北海道(帯広、鹿追町、栗山町など)

視察費用 61,400円 + 5,378円 (諸雑費) = 66,778円

参加者(小川、河津、安斉、増田、山本あけみ、市来、山下議員の7人)

政務調査視察報告書は山下かずあき議員が「別添の報告書のとおり」と提出している。また、山本あけみ議員はそれ以外に自身の報告書を添付している。他の議員は「別添の報告書のとおり、山下議員添付」と書いてあるだけである。参加者氏名の欄に書かれているのは「河津梨恵子」の名前で河津利恵子議員の名前ではない。河津議員はこの報告書を読んだらどうか。7人の議員が参加していて、チェックをしないだろうか。河津議員はこの報告書を提出する際、自身で署名しているので、単なるミスとは認めがたい。

参加者全員で「視察報告書」を検討すれば、このような間違いは起きない。この報告書はどのように作成され、検討されたのだろうか。公金を使つての視察には、各議員がそれぞれ個別の意見を区民に伝える責務がある。この視察には公金が約46万円使われている。議員以外の名前が書かれた視察報告書は認められないので、視察費66,778円の返還を求める。

(付記 平成20年5月19日～21日に河津利恵子・小川宗次郎・田中あさ子・安斉あきら・増田裕一議員の5人が、東京電力の招待で青森県の新発関連施設の視察を行った。視察報告書は安斉議員がまとめ、他の議員の報告書の概要は「別氏参照」(報告書のママ)になっていた。全議員が「別氏参照」では、報告書について、参加議員が5人もいて、検討したのか、疑問を持った。今回は河津議員の名前が間違っている。視察報告書のあり方について会派で検討しているのだろうか。)

(資料E)

資料購入費

毎日新聞4～7月、9～12月、2～3月は3,925円×10か月分 = 39,250円、
8月分2,105円、1月分3,145円

日経新聞4～7月、9～12月、2～3月は4,383円×10か月分 = 43,830円
8月分は日経新聞セット2,183円、1月分3,863円

赤旗4～3月分800円×12 = 9,600円

書籍 楽々建築 楽々都市 2,400円、

7/6, ガバナンス年間購読料9,600円

9/11, 発達障害児のための教育プログラム5,800円、(自閉症児のことばの学習5,000円、めいろ・線つなぎ800円)

広報費

ホームページ運営管理費(按分80%) 月16,000円×11か月(5～3月分) = 176,000円

区議会のHPから河津議員のHPを検索すると、なぜか2011年度はすべて削除されている。区政報告No7号に「議会改革特別委員会初代委員長を務めています」という記事がある。初代委員長がなぜ、過去のHPを削除するのか。収支報告書や領収書の保存は5年間である。政調費の支出を検証するためにも、HPの保存を5年間にするのは当然である。責任ある初代委員長としての見解を求める。22年度政調費の住民監査請求の監査結果書P314にHPについて河津議員の説明がある。

ブログの内容について、個人的なものとの指摘ですが、身近なことや時事問題につ

いて、私なりの意見を表しているもので、請求人の指摘は当たらないと考えます。また、政治的な活動につながるものは極力避けるように配慮しており、按分については妥当なものと考えます。

議員活動、区政について議員としての調査は政治的な問題である。それを、政治的な活動につながるものは極力避けるように配慮したら、何のために政調費からHPの経費を支出するのか。また、按分80%とする根拠の明確な説明を求める。河津議員は平成23年度分のHPを削除してしまったが、ある請求人のパソコンの中に残っていた内容から見ると、按分80%とは認めがたい。議会改革特別委員会初代委員長であるからこそ、支出についての透明性を求めたい。河津議員に対し、資料を明示し、80%とした根拠の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は、ホームページ運営管理費(按分80%)176,000円の返還を求める。

区政報告No7について

2/29,封筒デザイン修正及び印刷費6,000部、 80,325円

新聞折り込み代、3/20, 13,251円 3/21, 50,414円

3/22,製作印刷一式 279,300円

3/30, 封入作業費、30,530円

3/30, 区政報告No7、区内メール便発送費 株ポップアイ144,207円が資料購入費になっている。発送費がどうして資料購入費か、説明を求める。

区政報告No7号にTopics「議会改革特別委員会初代委員長を務めています」という記事がある。その文中に「恐らく杉並区議会史上初めてだと思いますが、委員会では議員同士が活発に意見交換し、議会の進め方や報告会の開催等について議論しています」と河津委員長が書いている。何人もの区民が委員会を傍聴している。あの議論の状態が杉並区議会史上初めてというほど、活発な意見交換と他の委員も認めたことなのか。区政報告は客観的事実に基づいて記事を書くべきである。河津議員がTopicsとしてこの記事を書いたのだから多分真実だろうが、どのように検証してこの記事を書いたのだろうか。区政報告No7には政調費＝税金が598,027円使われている。「杉並区議会史上初めて」と書くからには杉並区議会の歴史を知るうえでとても重要な記事である。多くの区民は区政報告によって議会のことを知るのだから、検証した事実の説明を求める。その説明に合理性・妥当性がない場合は598,027円の返還を求める。

事務費

・12/2, 携帯電話新機種本体代金按分 2分の1、 7,927円

・1/23, パソコン按分80%、61,320円、1/27, PCソフト按分80% 20,023円

河津議員は、平成21年2月4日にパソコンを按分80%、100,800円で購入している。

区議会事務局が出している「政務調査費の支出に関する事務処理について」の手引きには物品等の耐用年数にパソコンは4年になっている。購入して3年足らずで買い替える理由が不明である。よってパソコン関係費81,343円の返還を求める。

・1/27, 区政報告No8、郵送用宛名ラベル、6,606円(収支報告書に区政報告No8と書いてあるが、実物はNo7しかないので、6,606円の返還を求める。)

2/10, プリンター、マウス、インク、按分80%、21,107円

事務費 - 1

2/25, 無線LAN 按分80%、2,384円(全額河津区議の持っていたポイントで購入。このポイントはどこから出てきたものか、説明を要する。)これは政調費からの支出とは認められないので、2,384円の返還を求める)

人件費

原子力政策に関する調査研究事務補助に 4/27,4/28 ,5/26 ,5/30に合計14時間、14,000円の人件費を支出している。

河津議員は視察の欄で書いたが、平成20年5月19日～21日に青森県の原発関連施設の視察を行った。報告書の 所感 には「原子力発電所については、将来的な日本のエネルギー需要を考えれば現段階では必要不可欠である。また、安定的な代替エネルギーの見通しが確保できない現状では従来同様の原子力政策の推進が必要である」とまとめている。視察をした時点と異なり、2011年3月11日以後、原発事故で沢山の人の生活が破壊されている。だからこそ、河津議員は「原子力政策に関する調査研究事務」を行ったのだろう。また、平成23年度は「代替エネルギー調査」のために北海道まで視察に行っている。

区政報告No7には、「東日本大震災から1年経ちます。改めて被災された皆様に、お悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を祈っています」と書き、「防災対策大地震に備え/まずは命を守る準備を自分で!」と記述している。「自分で!」対策をとるのは必要だが、福島原発事故で被災している人が多数いる現在、河津議員は人件費を使って調べた原子力政策に関する調査研究や視察のことを区民に知らせる責務があるのではないかと。視察費、人件費を使った研究成果について説明を求め。

16. 増田裕一

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>185,118円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>716,220円</u>
検査基準日	H24.4.6付け報告書による

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

会議費

11月30日産業商工会館使用確認領収書は7,200円である。会議費は調査研究に基づく政策立案や区民からの区政に対する要望等の開催に要する経費であるから会議の目的、参加人数を記載した内訳書の提出がなされていない場合は、用途不明の会場費として7,200円の返還を求め。

広報費

3月16日区政レポート13号デザイン代84,000円の領収書に200円の印紙代に割印をして再提出すること。(印紙貼り付けもれ)

84,000円のデザイン代は割高ではないか? 理由はレポート13号は子育て施設

特集号だが、杉並区保健福祉部に置いてある各種パンフレットとみくらべた結果、図案が酷似しておりレポートの為のデザインではないと思われる。

3月29日区民レポート13号代669,120円が添付してある用紙の備考欄には、印刷費、発送代行料と手書きされているが、レポート印刷枚数、単価、発送代行料の枚数、単価、の内訳書が必要である。ポスティング71,800枚との関連もあるので、内訳書が提出できない場合は内容不備として669,120円の返還を求める。

事務費

3月16日封筒デザイン制作・印刷代39,900円の領収書に内訳書が未添付である。

封筒の部数、単価、印刷代の単価、部数及びデザイン料が不明の為、内訳書の提出がない場合は内容不備として39,900円の返還を求める。

17. 山下かずあき

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 940,112円

返還請求額 566,566円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

調査研究費 計上額合計 121,658円

会派視察代 (7/11～13) 57,900円及び5,378円

会派視察代 (12/13～14) 14,880円

調査研究費 - 1

11/22 商店街振興研究(シャッター通り商店街) 3,000円を計上

山下かずあき議員は、青年劇場上演の芝居「シャッター通り商店街」を、「商店街振興のヒントとすべく鑑賞している」としているが、一般市民の生活に結びついた区政の進展を目指したとしても、芝居見学は娯楽性が強く、公金である政調費からの支出は不適切である。3,000円の返還を求める。

研修費 6/11講演会費(倫理経営講演会) 2,000円を計上

広報費 計上額合計 380,740円

12/26 印刷代(区政レポート12, 10号) 371,700円を計上

領収書の但書きには、区政レポート制作費、ポスティング代と書かれているだけで、明細の添付がない。

明細(印刷枚数、単価、製作・印刷費用の内訳、ポスティングの枚数等)の開示がない場合は、371,700円の返還を求める。(山下議員には同じ会派の山本あけみ議員の領収書を参照することをおすすめする。)

1/18 資料送付代(区政報告) 9,040円を計上

事務費	計上合計額	223,059円
切手7/18 9,471円, 7/18 1,470円, 8/3 500円, 8/29 22,080円, 8/29 4,320円, 9/11 736円, 9/11 14,240円, 9/11 8,008円, 9/12 1,600円, 12/13 1,600円	合計	64,025円
封筒 6/20 210円, 6/22 640円, 8/3 598円, 9/17 210円	合計	1,658円
用紙代 6/25 (按分90%) 472円, 3/6 325円, 12/15 (按分90%) 836円, 12/20 (按分90%) 1,224円	合計	2,857円
電池 5/9 105円, 7/8 998円, 10/30 996円, 3/4 594円, 3/4 594円, 3/19 590円	合計	3,877円
電池3,877円、切手64,025円、封筒1,658円、用紙(90%按分したり、しなかったり) 2,857円合計72,417円は、明確な情報開示がなければ、妥当性、合理性のある検証は極めて難しい為、 <u>72,417円</u> の返還を求める。		
3/27 パソコン(按分90%)	87,885円を計上	
パソコンを、年度末に購入し、主として、次年度の政務調査活動のために購入したと推測されるが、その購入額の90%を政調費に計上している。按分比を90%とした根拠の説明を求めるが、その内容に妥当性、合理性が無い場合は、計上額 <u>87,885円</u> の返還を求める。		
携帯電話代(2011.5~2012.2) (按分50%) 31,564円を計上		
携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。		
平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でない」と判示している。従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な説明を求めるが、それに、合理性妥当性が認められない場合は、計上された全額 <u>31,564円</u> の返還を求める。		
18. 山本あけみ		
<u>政調費交付額</u>		<u>1,760,000円</u>
<u>戻入額</u>		<u>なし</u>
<u>収支報告書私的資金額</u>		<u>156,790円</u>
<u>返還請求額</u>		<u>923,387円</u>
<u>調査研究費</u>	計上額合計	106,256円
5/22 レンタカー代(石巻市、陸前高田)		17,180円
視察報告書(出席者 山本あけみ)は、最後の三行に「 <u>杉並区と南相馬市の今後の支援のありかたと杉並区が震災にあっても被害を最小にする対策を早急に進めなければ</u> 」と結んでいるが、議員としてその後どの様に区政に生かした		

事務費 - 1

のか報告を求める。それに、合理性、妥当性がない場合は計上した17,180円の返還を求める。

8/17	新幹線(東京 - 山形)	9,900円
	新幹線(天童 - 東京)	10,700円
8/29	山形宿泊費	11,400円
8/28	山形 展示場	2,830円

視察報告書(出席者 山本あけみ)には、8/28 山形市内 渡辺ヒーティングショールーム が、昭和45年からヒートポンプによる冷暖房を提案販売してきた会社で、初代社長が現在も敏腕を振るっている。国内屈指の大手業者と紹介し、いかに素晴らしいかが宣伝され報告されている。

8/29は、天童市内「無暖房住宅ボスコホームショールーム」の報告書も、私企業の初代社長の 氏の紹介に始まり、住宅の設計方法や性能を考え直す事で、無暖房住宅を作り出したと書きだし、その素晴らしさが報告されている。

そして、二枚の報告書の二枚目(8/29)の最後のたった20文字に杉並区の事が書かれていた「区役所の担当部署にも一考を促していきたい」である。これが、新幹線で山形迄行き、一泊して出された報告書だ。私企業2つの宣伝チラシと見まごう報告である。又、山本あけみ区議略歴に「三井ホーム(株)1991年～2010年、住環境の専門家としてバリアフリーや省エネの住まい方を提案し、インテリア関連の講習会やセミナーの講師、コラム執筆等を行いました」とあるが、前職を考えた時、2つの報告書からは、渡辺ヒーティングの敏腕社長とボスコホームの 社長の素晴らしさと杉並区政との関わりが、杉並区民の収益にどう関わってくるのかが報告されておらず、公私混同との疑義を抱かざるを得ない。山本議員の説明を求め、その内容に合理性、妥当性がない場合は、計上した34,830円の返還を求める。

ガソリン代(按分比50%)

9/16	3,074円	
10/29	2,310円	
2/14	3,262円	合計8,646円

ガソリン代年三回8,646円を、突然計上しているが、車の種類、所有者等の明示がなく、使用実態の情報の開示もない。公金支出からは不適切である。よって、8,646円の返還を求める。

研修費 計上額合計 25,500円

12/6 区政報告会講師料 20,000円(但し、10/30 講師料として)

10/30 区政報告会の講演会の講師料は20,000円は、講師環境ライター 氏に支払われている。添付資料によると、「北欧の環境都市に学ぶ街づくり」とあり、ストックホルム、スウェーデンの持続可能な社会仕組みの写真が8頁の資料内容である。調査研究費の山形視察にも書いた様に、前職を考えた時、公私混同の疑義を抱かざるを得ない。今、国内の福島が大変な時、何故外国のストックホルム、スウェーデンなのか、一般区民の生活に結び付いた区政の進

展を検証基準に検証しているもので、山本議員の説明を求める。その内容に、合理性、妥当性がない場合は、20,000円の返還を求める。

資料購入費 計上額合計 135,110円

8/13 書籍代 4冊

世界で一番やさしいエコ住宅 β,150円、「世界で一番やさしい住宅性能評価」3,150円、「世界で一番やさしい省エネ法」3,150円、「エアコンのいらぬ家」1,470円

合計10,920円すべてエコ住宅関係

9/2 書籍代(住宅トレンドの徹底分析2011年版) 105,000円

区議が購入した書籍は、通例では、区議の私的所有となっており、請求人は、その購入理由、特に、区民の視点から、高価な書籍の購入は、公私混同、あるいは、利益誘導をさける為にも、又、公金使用である点からも、より明確な説明をすることが、議員の責務と解している。

更に、以下の点からも、書籍代 1冊105,000円と8/13購入の住宅関連の書籍 4冊代10,920円の合計115,920円の返還を求める。

議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所 4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく新規図書の購入ができる)及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での閲覧・貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。

なお、議員用図書施設には蔵書が、約6,000冊以上あり、主要紙の縮刷版も備えられている。このような公金で運用されている図書制度を活用することは、各党派・議員の当然の責務である。この制度の活用の有無の明示のない場合は、図書購入の合理的・妥当な理由の有無とは無関係に、一般常識上からも、政調費支出の対象に該当しないとした。

書籍の購入は、各議員の思想信条に、直接関わる面もあり、特に、娯楽性が高い等、政務調査研究とは相容れないことが一般常識上明らかな場合を除いて、その用途の検証はほとんど不可能に近いともいえる。又、書籍を閲覧・借入れすることに比べて、書籍を個人所有とすることに多くの利点があることも一方の事実であるが、一般常識上は、後者の場合は、個人資金で購入すべきである。従って、購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、政調費への計上を認めないこととした。

議会図書室は、区役所内の案内板には明示されていないが、区役所の議員控室に近接して設置され、議会事務局の管理下にある。蔵書一覧が、一冊の本にまとめられており、利用しやすい形になっているが、請求人の知り得た情報の範囲では、当該図書室の議員による利用は、極めて限られたものとなっている。又、年間200万円以上の予算で運営されているが、例えば、書籍の購入につ

資料購入費 - 1

いて、会派・議員の意向・希望を反映させるために、どのようなプロセスが、取られているか等の図書室の利用実態の詳細は不明であるが、担当する議会事務局の判断で、多くの書籍が購入されていると解した。従って、請求人は、議長が主宰する政調費検討委員会等において、議会図書室の運営が討議され、会派・議員が、政務調査活動に必要な書籍等の購入に、上記の予算の効率的活用をすべきであり、そうすることによって、公金の二重、三重の支出が、防がれることを、期待している。

広報費 計上額合計 1,287,995円

8/3 印刷代、デザイン費(按分比100% 区政レポートvo1.1) 451,500円

(フォーマット作成料105,000円、デザインレイアウト84,000円、印刷納品両62,500円)とあるが、印刷、納品料262,500円に材料の明細を添付する、単価、枚数の開示がない場合は、262,500円の返還を求める。

9/21 印刷代(区政レポートvo1.2) 74,800円

明細書の添付がない。開示がない場合は、74,800円の返還を求める。

9/27 デザイン、レイアウト料(区政レポートvo1.2) 89,250円(按分比100%) 計

上

10/11 区政レポート配布代(8月分) 160,650円(51,000枚) (按分比100%)

10/11 区政レポート配布代(9月分) 76,545円(24,300枚) (按分比100%)

12/24 区政報告vol.3 印刷費125,020円 領収書には、金額のみで、明細の添付が無い。明細の開示が無い場合は、125,020円の返還を求める。

1/11 区政レポートvo1.3 送付代 72,400円

1/11 区政レポートvo1.3 郵送代 3,680円

2/2 区政レポートvo1.3 デザイン、レイアウト 73,500円

3./30 区政報告レポートポスティング代 160,650円計上

領収書は、ポスティング代160,650円とあるだけで、ポスティングの明細(単価、枚数等)の明示が無い。開示が無い場合は、160,650円の返還を求める。

事務費 計上額合計 254,009円(平成24年7月3日に修正)

6/25 印刷代(按分比100%、封筒) 26,890円

領収書の他に凡てが整った明細書も添付があった。公金の支出であるのだから、凡ての議員は、山本あけみ議員の様に、明細書を要求して添付すべきだ。

11/30 業務用スキャナ按分比80% 34,841円

業務用スキャナがどういう機能を持ち、通常機能のPC/プリンターに取り付けられるスキャナとどの様に異なるかは、明確ではないが、山本議員が、業務用を購入した根拠の開示を求める。更に、購入費の政調費への按分比を80%とした根拠の明確な説明を求める。それらに内容に、妥当性、合理性がない場合は、計上額34,841円の返還を求める。

事務所費 計上額合計 5,420円

3/30 会派控室事務費・電話料 5,420円

人件費 計上額合計 91,000円

補助職員1名を雇用しているが、雇用契約書の添付が無い。政調費取扱いに関する議長訓令第4条4号に「事務等を補助する職員を雇用する経費、雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、事務内容、賃金及び雇用期間等勤務の実情を証明する書類」を作成することが規定されている。議長訓令の規定する雇用契約書を締結すべきと解しており、雇用契約書の提示を求める。

補助職員は、5月2日間、6月3日間、7月3日間、8月2日間、9月2日間、12月3日間、1月は1日間雇用されている。7月の3日間の「区内放射線量測定」事務補助、1月の「放射5号道路課題」事務補助以外は、5,6,8,9,12月は、「エコ住宅関連法規」、無暖房住宅調査事務補助とあり、8,9月は「エコ住宅の建設状況」4日間、1日6~8時間雇用、12月は「小規模多機能ホーム建設状況」に、3日間雇用。勤務時間、実働は、12/15(木)9:30~18:30(8時間)、12/16(金)9:30~18:30(8時間)、12/17(土)9:30~12:30(3時間)雇用されているが、特に、8,9,12月の建設状況の事務補助が1日8時間の実働が政務調査にどう関係するのか。12月の18:30迄の実働の建設状況とあるが(12月の18:30は暗くなっているのでは)、雇用した職員の職務が、区政に関する調査研究の業務なのか疑問が生じる。

支出の合理性、妥当性が開示されなければ、69,000円の返還を求める。

住宅関連の人件費計上は、以下の通りであるが、人件費までが、住宅関連が主体になっていることに、区民として一般感覚から、公金である政調費の用途の適正に、どういう事ですかと、声を発せざるを得ない。

5月5,000円、6月16,000円、8月13,500円、9月15,500円、12月19,000円の計69,000円

<共産党>

19. 金子けんたろう、くすやま美紀、鈴木信夫、富田たく、原田あきら、山田耕平

<u>政調費交付額</u>	<u>11,520,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>2,747,420円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>49,756円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

調査研究費 560,186円

1. 放射線測定

ストップウォッチ	980円
放射線モニター3台	395,220円
大気汚染調査カプセル	10,000円
電池代	6,400円

日本共産党杉並区議団ニュース323号に、「すべての小中学校、保育園、幼稚園 放射線測定」との見出しで、種々の活動が伝えられ、その文中に「党独自の放射線調査」と記されているが、政調費に経費計上された放射線モニター等は、これらの活動の一端を支えるものであったと推測される。「緊急事態」との認識の基に、区への対応を待たずに、取った方策であろうが、請求人は、政調費条例の目的とした用途に合致しているのだろうかとの疑義を抱くものである。区議団ニュースにも「区の補正予算で、大規模放射線量調査の要望実現」と記されている様に、区の施策として、これからも起こることが予測される緊急事態も含め、明確な対応基盤を構築することが基本であると解する。

2. 視察〈他会派と共同視察〉

1) 区外施設 湯の里 彩葉、弓ヶ浜クラブ、南伊豆健康学園

日時 平成23年12月13-14日

参加議員

共産党 金子けんたろう、富田たく、山田耕平

他会派 藤本なおや、小川宗次郎、河津利恵子、脇坂たつや、浅井くにお、山下かずあき、田中ゆうたろう、市来とも子、大和田伸、山本ひろこ

目的 区外施設調査

行程 貸切りバス利用

費用 金子けんたろう バス代5,200円、みやげ代 240円

富田たく バス代・宿泊代14,515円、みやげ代 365円

山田耕平 バス代・宿泊代14,515円、みやげ代 365円

2) 区外施設 コニファーいわびつ、富士学園、秋川荘

日時 平成23年12月20-21日

参加議員

共産党 金子けんたろう、富田たく、山田耕平

他会派 河津利恵子、脇坂たつや、浅井くにお、そね文子、田中ゆうたろう、大和田伸

目的 区外施設調査

行程 それぞれ車で移動

費用 金子けんたろう みやげ代のみを計上 262円

富田たく 宿泊代・みやげ代 4,262円

山田耕平 宿泊代・みやげ代 4,262円

調査研究費 - 1

政務調査活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常の社会生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政調費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。従って、金子、富田、山田議員の3名が、区外施設視察の経費として、政調費に計上したみやげ代合計1,756円の返還を求める。

なお、二つの区外施設視察の報告書については、収支報告書の添付書類の摘要欄に「別途報告書の通り、杉並自民区政クラブ脇坂たつや議員添付」と記され

ているが、参加者全員で視察結果を討議し、その内容を基に、脇坂議員が、代表して纏めたのか、あるいは、脇坂議員が纏めたものを、単に、「参照」としたのかが不明である。

請求人は、それらの視察が、公金を使ったものである限り、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての個別の考え・意見を、一般区民に示し、伝える責務があり、従って、視察報告書には、参加議員の間で、どの様な意見が出され、どの様な討議がなされたかを明示すべきであると解する。

研修費 30,000円

学習会

平23年7月	ポリオ問題学習会	10,000円(調査研究費に計上)
平23年9月	介護保険学習会講師料	10,000円
平23年11月	放射能汚染学習会講師料	20,000円
平24年4月	区政・予算分析	100,000円(調査研究費に計上)

会議費 17,800円

会場費

介護保険学習会	5,300円
基本構想学習会	5,100円
放射能汚染学習会	1,600円

区政報告会

金子けんたろう	1,400円×2回
くすやま美紀	2,500円
鈴木信夫	500円

資料作成費(計上なし)

資料購入費 423,515円

1. 新聞・月刊誌購読

しんぶん赤旗	2,900円×12ヶ月
しんぶん赤旗日曜版	800円×12ヶ月
月刊女性のひろば	300円×12ヶ月
東京民報(400円)、民主青年新聞(680円)、われら高校生(380円)	
月刊民商(300円×7か月)、新婦人しんぶん(400円×12ヶ月)	
毎日新聞(3,925円)、都政新報2011.4-2012.3(18,600円)、	
日本教育新聞4-6月(7,875円)、	
経済(400円)、公明新聞(1,835円)、全国革新懇ニュース(900円)、	
環境アセス2011年度分(1,080円)、食べもの通信2011年度分(6,405円)、食べもの通信(10月)4冊、月刊保育情報(4,200円)、婦民新聞2011.4-2012.3(6,000円)	
建築とまちづくり2011.4-2012.3(7,800円)、建築とまちづくり2011.2-2011.3(1,500円)、自治体法務サポート	

後援会活動の一環とみなされ、政調費の支出として認められない。請求人の主張は、公金で所属政党の機関紙を購読することは、それが、会派・議員の政務調査活動に資するかどうかの議論の以前に、対象部局の表現を借用すれば、所属政党を経済的に支援し、政党の方針や政策を学習する側面があることを、どう捉えるかの点に基づいている。

多くの議員は、議員の立場を獲得したと否とにかかわらず、政党员であることに変わりがないと推測され、議員になることにより、政務調査活動として、当該機関誌の購読が公金で賄われることは、一般常識上も認められることではない。従って、請求人は、所属政党機関誌の購読は、全額、個人資金で賄うべきであると解し、しんぶん赤旗、しんぶん赤旗日曜版、月刊女性のひろばの購読料48,000円の返還を求める。

2. 書籍購入

議員定数減らしていいの、ゼロからわかる政治とカネ、福島原発事故、くらしに役立つ制度のあらし2冊、放射能のはなし、放射能事件ファイル、脱原発再生エネルギー、太陽熱エネルギー革命、校庭の昆虫、校庭の生き物ウォッチング、野外観察ハンドブック、教科書調査報告書杉並区(コピー代)、国力とは何か、国力論、TPP開国論のうそ、路上からできる生活保護申請ガイド、地方財政状況調査表杉並区(コピー代)、保育園と幼稚園がいっしょになるとき、いまこそ都市農、小学校から中学校への学校移行、これでいいのか小中一貫教育、改正介護保険2冊、なくそう！官製ワーキングプア、震災復興の論点、からだの中の放射線、原発放射線図解データ、放射線被ばくの見えない恐怖、市町村議会の常識、地方議会再生、東京都市計画図、大規模開発事業の概要杉並区(コピー代)、食べもの内部被爆について(DVD)、食卓の放射能汚染、人間と環境への低レベル、京王線複雑線事業に係る環境影響評価準備に対する意見書、杉並住宅地図(34,440円)、隠された被爆、低線量放射線と健康、低線量内部被爆、土壌と農作物、放射線、食の安全はこう守る、必携地方自治、これだけは知っておきたい地方議会、東京都市計画図展示図録(コピー代)、震災時火災における避難場所及び避難道路の指定(コピー代)、原発の闇、ケアありな日本経済、格差社会と増税、富裕層課税論、庶民増税にたよらない社会、やさしい放射線教室、私たちにたいせつな生物多様性のはなし、プロが教える太陽電池のすべてがわかる本、理科年表平成24年、自然災害ハンドブック、日本の原子力全データ、消費税のカラクリ、帝国時代の戦争と民主主義、大発見の思考法、新自由主義の犯罪、これでいいのか小中一貫校、国保の危機は本当か、新たな福祉国家を展望する、国保広域化で命は守れない、消費税増税の大ウソ、暮らし視点の経済学、広がる内部被爆、エネルギー進化論、放射性セシウムと人体、正社員没落する他6冊、市民による行政改革他6冊、特別区の2011年度予算分析資料集

平成22年度政調費監査結果書の議長調査にたいして「図書室の利用については、さらに活用を考えていきたい」としているが、請求人は、共産党が会派として、政調費で多くの書籍が購入されている現状において、約250万円の年間予算で運営されている議員用図書施設の活用をどう捉えているかについて明

確な説明を求める。

広報費 4,379,270円

- 1. ハンドマイク(按分比80%)
 - 電池 3,152円
 - ハンドマイクスピーカー4台 205,296円
 - ハンドマイク2本 33,432円
- 2. H P (按分比50%)
 - 区議団H P 運営費 2,388円/月×11か月
 - H P 更新料 119,280円
- 4. 区政報告(按分なし)
 - 区議団ニュース323号 1,255,170円
 - 区議団ニュース325号 1,150,002円
 - 区議団ニュース328号 1,286,670円
 - 区政報告ハガキ1,000枚×6名 300,000円

事務費 1,364,659円

- 1. 文具・事務用品・コピー代(按分比80%) 759,597円
- 2. P C ,プリンター関連経費(按分比80%) 553,840円
- 3. 電話代(按分比50%) 41,212円
- 4. 郵送費(区内団体との懇談・案内)(按分なし) 3,610円

事務所費(計上なし)

人件費 2,005,750円

<生活者ネット・みどりの未来>

20. 小松久子

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 なし

収支報告書私的資金額 172,887円

返還請求額 708,961円

検証基準日 平成24年4月18日付報告書による

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

研修費: 10,693円

「ごみゼロの討論会」「エネルギーシフト連続学習会」

視察交通費、宿泊代、みやげ代

みやげ代(393円)を税金から支出する慣例は一般区民からすると、社会常識から

逸脱していると思われる。政調費が税金であるということの認識が希薄ではないか。再考を求める。

広報費: 539,064円

機関紙 80号、82号、83号は按分50% 81号のみ按分75%

81号印刷費60,080円 81号送料201,530円 82号印刷費77,134円

82号送料6,165円 83号印刷費34,839円 83号送料151,632円

以上計上された支出の明細の開示を求める。開示がない場合と按分率の違いの説明、さらに開示された内容に合理性・妥当性がない場合は合計金額536,720円の返還を求める。

広報費 - 1

80号については見本の提出を求める。提出がない場合と内容に合理性・妥当性がない場合は80号送料2,326円の返還を求める。

事務費 23,964円

文具(50%按分) 3120円 (75%按分) 4579円 按分なし5464円と按分率が違うのはなぜか? 按分率の違いの納得できる説明がない場合は13,163円の返還を求める。トナー代も(50%按分)2044円、(按分なし)2807円となっているが、トナーで按分ありとなしはどのようなことか? 納得できる説明がない場合は4,851円の返還を求める。

人件費 - 1

人件費: 701,901円

例年通り職員2名の給与50%を1/3ずつ支払っている。さらに政務活動専門の補助職員を雇用している。

職員2名分(50%を1/3)329,989円 補助職員1名分371,912円

合計701,901円

政務調査費で許可されている人件費の上限は1ヶ月50,000円である。50,000円の11ヶ月は550,000円である。差額151,901円の返還を求める。

視察報告書について

複数の議員で行われてきた視察の報告書の多くに、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての考えが示されず、報告書を作成したと思われる議員の視察報告書参照とされているのみであった。参加議員の間で、視察結果について、種々の討議がなされたと推測するが、多くの報告書には、各議員の意見が記載されておらず、主体性を持った政務調査活動であったかどうか不明であった。それらの視察が、公金を使ったものである限り、議員の自律性を守る観点から限界があるとしても、視察について、個別の意見を、一般区民に伝える責務があると、請求人は解する。

21. 市橋綾子

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 なし

収支報告書私的資金額 180,688円

返還請求額 646,178円

検証基準日 平成24年4月18日付報告書による

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

調査研究費 - 1

調査研究費 65,880円

5月24日タクシー代(南阿佐ヶ谷 永福南小往復) 3,130円が、5月31日交通費精算5,080円の中にも記入されている。だぶっているのでタクシー代3,130円の返還を求める。

広報費 539,046円

機関紙 80号、82号、83号は按分50% 81号のみ按分75%
81号印刷費60,080円 81号送料201,530円 82号印刷費77,134円
82号送料6,165円 83号印刷費34,839円 83号送料151,632円

以上計上された支出の明細の開示を求める。開示がない場合と按分率の違いの説明、さらに開示された内容に合理性・妥当性がない場合は合計金額536,720円の返還を求める。

広報費 - 1

80号については見本の提出を求める。提出がない場合と内容に合理性・妥当性がない場合は80号送料2,326円の返還を求める。

事務費 23,964円

文具(50%按分)3120円 (75%按分)4579円 按分なし5464円と按分率が違うのはなぜか? トナー代は(50%按分)2044円、と(按分なし) 2807円がある。トナーで按分ありとなしはどのようなことか? いずれも納得できる説明がない場合は合計金額18,014円の返還を求める。

人件費 - 1

人件費 635,988円

例年通り職員2名の給与50%を1/3ずつ支払っている。さらに政務活動専門の補助職員を雇用している。

職員2名分(50%を1/3) 329,989円 補助職員1名分305,999円
政務調査費で許可されている人件費の上限は1ヶ月50,000円である。
50,000円の11ヶ月は550,000円である。差額85,988円の返還を求める。

2.2. そね文子

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 16,239円

返還請求額 564,204円

検証基準日 平成24年4月18日付報告書による

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

広報費: 539,046円

機関紙80号、82号、83号は按分50% 81号のみ按分75%

81号印刷費60,080円 81号送料201,530円 82号印刷費77,134円

82号送料6,165円 83号印刷費34,839円 83号送料151,632円

以上計上された支出の明細の開示を求める。開示がない場合と按分率の違いの説明、さらに開示された内容に合理性・妥当性がない場合は合計金額536,720円の返還を求める。

広報費 - 1

80号については見本の提出を求める。提出がない場合と内容に合理性・妥当性がない場合は80号送料2,326円の返還を求める。

事務費について

按分なしの文具、1,149円 + 1,044円 + 105円 + 3,943円

50%按分の文具3,597円 + 293円 + 477円 + 2827円とトナー代2044円

75%按分の文具4579円

同じ文具でも按分なし、50%按分、75%按分と按分率が混在している。説明がなければ按分率の根拠がわからない。納得いく説明がなされない場合は文具代等の20,058円の返還を求める。

人件費: 493,464円

例年通り職員2名の給与50%を1/3ずつ支払っている。さらに政務活動専門の補助職員を雇用している。

職員2名分(50%を1/3) 329,989円 補助職員3名分163,475円

政務調査活動補助職員勤務報告書で2010年11月分、2010年12月分の記載の報告書がある。2010年はそね議員はまだ区議会議員ではないはずである。単なる記録間違いだとしたら速やかな訂正を求める。

2010年12月分と記された報告書が2011年の間違いとすると、12月31日11:00~

17:00(勤務内容は議会質問に関する資料作成)に補助職員が勤務している。大晦日で事務所は閉まっているはずである。勤務場所の説明を求める。説明が納得できない場合は計上された5,100円の返還を求める。

収支報告書の記載の件

9月31日に職員給与、交通費概算等計上しているが、9月31日は存在しない。単なる間違いとしても、税金を使っていることをしっかりと認識していないのではないかと疑われる。政務調査費に関して議員の再考を促したい。

23. すぐろ奈緒

政調費交付額 1,920,000円

<u>戻入額</u>	なし
<u>収支報告書私的資金額</u>	25,290円
<u>返還請求額</u>	1,219,690円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

資料購入費 計上額合計 53,650円

新聞赤旗 3/2 (2月分) 800円、3/22 (2月分) 800円と計上しているが、領収書は、3/22 (3月分) があるので、只の転記ミスと思われる。

広報費 計上合計額 1,288,260円

3/26 区議会報告印刷費 490,350円と

3/27 区議会報告配布費 488,880円は、領収書には、金額の提示だけである。印刷、ポスティングの枚数、戸数、単価を含め製作・印刷費用の明細の添付がない。開示がない場合は、979,230円の要返還とする。

2/29 東京新聞(2月分) 2,550円を広報に計上しているが、科目は、資料購入費の間違いだと思われる。(領収書の添付有)

事務費 計上額合計 114,980円

携帯電話代として、按分比50%で77,560円を計上

携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な説明を求めるが、それに、合理性妥当性が認められない場合は、計上された全額77,560円の返還を求める。

事務所費 計上額合計 300,000円

すぐる議員が、個人の資格で、ワンルームタイプの部屋(28.82㎡)を、月額110,250円で賃借し、議員自身の使用面積を11.62㎡とし、一部の9.7㎡を団体みどり未来に貸与し、残り7.5㎡を共有とし、すぐる議員と自分が共同代表を

務めるみどり未来との共同事務所としている。按分の理由・根拠は明示されていないが、次記の支払式により算出される経費が、事務所費として、政調費に計上されている。

< 政調費計上額=支払額110,250円-みどり未来支払い分50,000円-手数料250円=30,000円>

請求人は、みどり未来の負担する月額50,000円が、どのような根拠で決められたのかの情報開示と説明を要請する。みどり未来の共同代表を務め、その管理運営の責務を有すると推測されるすぐる議員が、個人的に賃借した部屋を、当該団体に貸与する場合は、ある種の公私混同・利益誘導を避ける手立てがなされるべきであると解する。

尚、今期「事業用建物の賃貸借契約書」が提出が無い旨を議会事務局に問い合わせた所、平成22年度提出の契約書を事務局がコピーして渡してくれたが、事務局は、議員本人に提出を求めるべきではないか。又、区議が添付した領収書50,000円(50,000円×12ヶ月)は、12ヶ月分すべての領収書に収入印紙が貼られていない。平成22年度政調費監査請求における議員の説明の中に、公私混同、利益誘導は避けるべきとの監査委員の指摘に、「一方の利益になることはない」とだけ書いているが、公私混同をさける為にも、収入印紙を貼るべきでないだろうか。事務局の議員に対する指摘を求める。収入印紙に関して、荻窪税務署に問い合わせた所、「印紙税脱税にあたる」との事。議会事務局は、脱税ほう助にあたる行為である議会事務局は、法律に則った仕事をして頂きたい。

人件費 - 1

人件費 計上額合計 162,900円

補助職員1名を雇用しているが、雇用契約書の添付がない。

政調費取扱いに関する議長訓令第4条4号に「事務等を補助する職員を雇用する経費、雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、事務内容、賃金及び雇用期間等勤務の実情を証明する書類」を作成することが規定されている。議長訓令の規定する雇用契約書を締結すべきと解しており、雇用契約書の提示を求める。その提示がない場合は、162,900円の返還を求める。

< 無所属区民派 >

24. けしば誠一、新城せつこ

政調費交付額	<u>3,680,000円</u>
戻入額	なし
収支報告書私的資金額	<u>383,133円</u>
返還請求額	<u>1,445,500円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

調査研究費 計上額合計 88,911円

5/27 南相馬市視察ホテル代 25,600円を計上

5/25,5/26 飲食小計 1,800円×2 = 3,600円

宿泊費、朝食費以外の飲食代3,600円の返還を求める。

11/13 部落解放同盟婦人部交流集会

新幹線 26,400円、参加費 2,000円 合計28,400円

上記交流集会が、区民の受益にどのように関係しているか具体的説明を求める。政調費に関わる行為が認められない場合は、計上額の28,400円の返還を求める。

研修費 計上額合計 114,880円

7/10大田昌秀講演会の費用計上があるが、議会事務局に提出する「領収書添付用紙」には、タクシー代の領収書と 氏からの領収書が貼ってあるだけであった。別のファイルを見て始めてチラシがあり、内容が解ったが、内容が解らず返還請求する所であった。摘要欄にチラシのありなし杉並区との関わり等を付記してもらいたい。(議会事務局の受付にも、この事を徹底していただきたい。)

資料購入費 計上額合計 227,370円

7/6 都労連交流会通信費5,000円×2、高麗博物館会費5,000円、個人情報保護団体PIJ 会費10,000円、8/25 朝鮮高校生裁判を支援する会年会費10,000円、1/24 反原発議員連盟10,000円

合計45,000円

添付された証拠書類からは、諸々の会費が、資料の購入の為に支払われているのかが判明しないので、情報の開示を求める。その内容に妥当性、合理性が無い場合は、45,000円の返還を求める。

広報費 計上額合計 1,877,710円

『おふえる』のデータ処理費

5/20 80,000円,7/28 80,000円,8/30 80,000円,9/27 80,000円

10/31 106,700円,12/27 69,720円 合計計上額 496,420円

領収書等添付用紙には、どの様なデータ処理を依頼したかの説明がない。その依頼内容についての情報開示、説明を求めるが、その内容に合理性、妥当性がない場合は、計上全額496,420円の返還を求める。又、12/27封筒印刷代、議会報告の印刷代及び配布代(69,720円)も、おふえるに、データ処理代として支払をしているが、印刷、配布のデータ処理とはどういう業務なのか説明を求める。

なお、請求人は、公金である政調費の用途については、会派・議員には、その説明責任があり、支出計上の最低限の条件であると解している。

事務費 計上額合計 280,106円

5/12に事務所電話料金(4月分)事務所費、同じく5/12に事務所電話料金(5月分)事務所費とあるが、科目が事務所費と事務費になった理由を議会事務局に提

出する「領収書添付用紙」の摘要欄に記す事をお願いする。

誤記なのかどうか判断するのに、1年分の算定をするのは時間がかかるので、摘要欄の記入は必須である。

紙代 233,806円(按分なし、一部が事務所費として計上されている)、

インク代 155,711円(パソコンインク、プリンターインクの2つの表記があり後者は、按分比が50%となっている)

トナー 17,820円(ポイント分が引いてある)、

ドラムカートリッジ代 66,796円(按分比50%)

以上の支出計上合計は、520,730円である。

郵送代 326,350円(区政報告の何号を発送した費用かの記載なし)

はがき 50,000円

けしば議員、新城議員が提出した区政報告

<けしば議員> (すべてA4サイズ、142,144号は、片面のみの印刷であるが、他のすべては、両面印刷)

No127 (5月)、128 (5月)、134 (7月)、135 (7月)、136 (7月)、138 (8月)、

139 (10月)、142 (11月)、144 (11月)、145 (12月)、146 (12月)、156 (3月)

<新城議員> (すべてA4サイズ、109,112号は、片面のみの印刷で、他のすべては、両面印刷)

No101 (5月)、105(8月、9月)、107(10月)、109(11月)、110(11月) は2種類ある。112(12月)

<チラシ>

大田昌秀(沖縄慰霊の日)、「放射線と子どもの健康」、放射線から命守りたい」、育鵬社教科書

事務費 - 1

紙代、ドラムカートリッジ代の支出合計が、520,730円と多額だが、一方、上記したように、区政報告の回数も多く、無所属区民派主催のチラシ4回分も作成している。しかし、購入した紙の枚数及び発行した報告書、チラシの枚数を開示すべきであるし、郵送代は、区政報告の何号の費用かを記載することが、公金である政調費の支出の必須条件である。

その開示内容に、合理性、妥当性が無い場合は、紙代等520,730円と郵送代326,350円の返還を求める。

事務所費 - 1

事務所費 計上額合計 1,035,395円

4/25 事務所費家賃 65,000円計上

事務所費の上限は、50,000円とすると、65,000円 - 50,000円 = 15,000円となり、15,000円の返還を求める。

6/26 事務所移転(廃棄物処理代20,000円×1/2) 10,000円計上

事務所移転に伴うゴミの処理費は、税金である政調費からの支出になじまない。計上額の10,000円の返還を求める。

付記

収支報告書の領収書添付用紙の摘要欄で知りえる情報の付記が少なく、又、科目への分類の誤記が数多く見られた。

< 創新 >

25. 佐々木浩

<u>政調費交付額</u>	<u>1,760,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>なし</u>
<u>収支報告書私的資金額</u>	<u>17,780円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>58,634円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

広報費 - 1

広報費 876,270円(按分なし)

・政務調査レポート3回分(夏号・秋号・冬号)の、印刷代、封筒代、発送費

- 返還請求
1. 3月25日購入ラベル用紙 5,380円
 2. 3月28日購入広報誌発送用封筒 26,000円

理由 - この時点(3月25日・28日)での広報誌用ラベルと封筒の購入は、明らかに次年度用であると考えられ、この時期での用途としては違和感がある。備品等とは性格の異なるものであり、公金であることを意識してのコスト低減に徹することを求める。

佐々木議員の場合、収支報告書私的資金額17,780円が報告されているが、その前に政調費の用途を予算内に収める努力をすべきではないか。特別の説明や根拠も示されていない。

よって、合理的説明がない場合は、31,380円の返還を求める。

事務費 196,034円

パソコン、キーボード、ソフト、電話料金、携帯電話通話料金

返還要求 携帯電話通話料金(50%按分) 25,884円

理由 - 平成23年2月の杉並区職員措置請求監査結果の携帯電話についての判断において「今日、携帯電話は、一般的な通信手段であり、政務調査活動に使用されるのは必然であり、その経費を政務調査費から支出すること自体は問題ないと判断する。問題は按分のあり方についてであるが、すでに繰り返し述べてきたところであり、現在の取り扱い方を直ちに不適切とする理由はないものと判断する。なお今後も適宜、必要に応じた見直しを進められたい。」としている。請求人は「政務調査費に計上されている携帯電話がどのような形で使われているかを、収支報告等から判断することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されるとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件である」と主張している。

確かに携帯電話が政務調査活動に使用されることは大いに考えられるが、按分算出の根拠をどのように求めたらよいか重要な問題点であることは、監査委員も認めている。按分が問題であり、按分根拠を収支報告等に求めることが不可能であるなら、納税者の生活感覚からすれば、携帯電話通話料金については、政務調査費からの支出はすべきではないと考える。

佐々木議員は、携帯電話の番号を、「ぎかいのしおり」、自身のホームページ、広報誌いずれにも載せていない。通話料金の一部を政務調査費に依拠するためには、最低でも公開は必須であると考え。また、携帯電話の用途についての説明は一切ない。

よって、合理的な説明がない場合は、25,884円の返還を求める。

事務所費 373,039円

・事務所家賃、駐車場代、水光熱費、その他

返還要求 ごみ処理券 1,370円

理由- 事務所のごみを処理したとの想像はできるが、そのゴミが政務調査との関連を示す根拠がない。納税者からすれば、政務調査費が公費である以上、このことを議員は肝に銘じてほしいとの思いがある。額の大小にかかわらず、コストの削減に徹する活動であるか否かは政務調査費検証の基準のひとつである。

よって合理的説明のない場合は、ごみ処理券1,370円の返還を要求する。

26. 松浦芳子

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>なし</u>
<u>収支報告書私的資金額</u>	<u>386,237円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>769,025円</u>

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

1. 収支報告内容調査結果の総括

下記 . 項「個別具体的内容の問題点」において指摘する理由により、次に記す経費の政務調査費への支出計上の取消しと、計上金額769,025円の区への返還を求める。

調査研究費	6月30日	日本会議地方議員連盟視察費用	110,400円
研修費	8月8日	天使のほほえみ講演会	1,000円
"	8月8日	而今の会研修	1,500円
"	8月15日	日本政策研究センター研修費	5,000円
"	10月25日	日本会議首都圏地方議員懇談会研修	2,000円
資料購入費	7月25日	日本政策研究センター資料代金	10,000円

	7月25日 明日への選択 地方議員ネットワークFax会費	3,000円
広報費	郵便事業(株)豊島支店区政報告用葉書購入	12,000枚 600,000円
"	(有)弘志堂区政報告印刷用インク購入按分率1/2に訂正	36,125円
	合計	769,025円

上記の個別内容の詳細は下記の通りである。

・ 個別具体的内容の問題点

調査研究費 - 1

1. 調査研究費

- (1) 6月30日 日本会議地方議員連盟視察費用 110,400円 吉田議員同行
(沖縄県石垣市・与那国町7月9日～11日)

この視察は、日本会議地方議員連盟という特定の政治・思想団体が主催するものであって、それへの参加は社会通念上、特定の政治・思想活動への参加・関与に当るものであり、視察内容においても「区政に関する調査研究に資する」区政のための視察には当らない。議員個人の参加は自由であるが、公費から費用を支出すべきものではない。

政務調査の目的に合致せず、区政に関する調査研究には当らないため、「政務調査費の取り扱いに関する規定 第二条の二および九の規定するところに該当し、政務調査費からの費用の支出は規定に反し、不当である。

2. 研修費

- | | | | |
|---------|------------|------------------|---------------------|
| 研修費 - 1 | (1) 8月8日 | 天使のほほえみ講演会 | 1,000円(2,000円×1/2) |
| 研修費 - 2 | (2) 8月8日 | 而今の会研修 | 1,500円(3,000円×1/2) |
| 研修費 - 3 | (3) 8月15日 | 日本政策研究センター研修費 | 5,000円(10,000円×1/2) |
| 研修費 - 4 | (4) 10月25日 | 日本会議首都圏地方議員懇談会研修 | 2,000円 |

先生

上記(1)～(4)の研修は、それぞれ「NPO法人 天使のほほえみ」、「而今の会」、「日本政策研究センター」、「日本会議」という特定の政治・思想団体が主催するものであり、それへの参加は「区政に関する調査研究に資する」区政のための研修に該当しない。

社会通念上、特定の政治・思想活動への関与に当るものであり、議員個人の参加は自由であるが、公費で費用を支出すべきものではない。

また、上記の研修は、政務調査の目的に合致せず、区政に関する調査研究には当らないため、「政務調査費の取り扱いに関する規定 第二条の二および九の規定するところに該当し、政務調査費からの費用の支出は規定に反し、不当である。

3. 資料購入費

- | | | | |
|-----------|-------|-------------------------|---------|
| 資料購入費 - 1 | 7月25日 | 日本政策研究センター資料代会費 | 10,000円 |
| 資料購入費 - 2 | 7月25日 | 明日への選択 地方議員ネットワーク Fax会費 | 3,000円 |

上記のと は、共に「日本政策研究センター」という特定の政治・思想団体が主催するものであり。その資料会員への加入、資料請求は特定の政治・思想活動への賛助に当るものであり、「区政に関する調査研究に資する」ための資料購入には該当しない。

上記1.項および2.項の視察および研修と同じく、政務調査の目的に合致せず、区政に関する調査研究には当たらないため、「政務調査費の取り扱いに関する規定」第二条の二および九規定するところに該当し、政務調査費からの費用の支出は規定に反し、不当である。

広報費 - 1

4. 広報費

(1) 葉書購入

6月14日	郵便事業(株)	豊島支店区政報告用葉書購入	4,000枚	200,000円
10月5日	郵便事業(株)	豊島支店区政報告用葉書購入	4,000枚	200,000円
1月6日	郵便事業(株)	豊島支店区政報告用葉書購入	4,000枚	200,000円
		合計		600,000円

まとまった枚数の葉書購入は、何故か区内の杉並支店、荻窪支店、杉並南支店からでなく、東池袋の豊島支店から購入されている。その点も、説明がないため、疑問である。

しかし、それを問わないとしても、郵便切手の購入については「領収書のほか、広報活動に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要」(換金の防止)との政務調査費使途基準の「支出にあたっての留意事項」の規定が、切手に限らず、葉書の購入についても適用されると解釈するのが合理的であり、その「説明や証拠資料」の添付がないため、規定に反する。

広報費 - 2

(2) 区政報告印刷用インク購入

7月20日	(有)弘志堂区政報告印刷用インク購入	24,000円
7月28日	"	11,900円
10月30日	"	20,000円
12月28日	"	9,000円
12月30日	"	7,350円
	合計	72,250円の1/2 = 36,125円

24年7月3日の収支報告書訂正報告において、(有)弘志堂印刷用インク購入代金については科目を広報費から事務費に変更し、また計上額を1/2(50%)に訂正しているが、上記の5件については何故かその訂正がなされていない。単純に事務的な訂正洩れと判断されるが、いずれにしても、上記5件は、計上額を1/2(50%)に訂正すべきである。

< 自民と区政クラブ >

27. 岩田いくま

政調費交付額	1,920,000円
戻入額	なし
収支報告書私的資金額	83,962円
返還請求額	511,955円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、

その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

調査研究費	計上額合計	260,795円
-------	-------	----------

交通費

J R ,私鉄、バス(182回 内区役所167回)

タクシー3回

有志による視察 7/16 浦安1,480円(液状化状況/対策視察)

7/25 熊本730円(自宅-羽田)、7/26 福岡730円(羽田-自宅)

11/4 杉並南郵便局120円-区役所440円

2/24 飯田橋770円(区政相談)

2/19 品川区総合区民会館660円(研究会出席、墓地条例関連)

調査研究費 - 1

1) 区役所への交通費

出張先区役所年間167回(128,580円)の交通費を、政調費(税金)から支出しているが、市民感覚からすると、すぎ丸や自転車の利用をすれば良いと思う。特に、すぎ丸の利用は、バスの中であり、バスの中は、区政調査の良い空間、良い機会になると思われる。そして何より、監査委員の意見である「効果的支出について 最小の経費で最大の効果を挙げる」(法第2条第14項)という考え方は、政調費の支出に当たっても十分に考慮されなければならない>にある最小の経費つまり節約になる。最小の経費の計上で、私的資産(83,902円)の計上をしなくてすむのではないか。勿論、雨の日、雪の日はこの限りではない。

又、岩田区議は、政調費交通記録簿に、出張先の区役所と自宅の往復に利用交通機関(JR,丸の内線、井之頭線)、経路、出発駅-到着駅(富士見ヶ丘-吉祥寺-南阿佐ヶ谷)往復860円と記載してある。区役所往復の167回のうち860円と記載している回数は100回である。860円の経路は、往路は井之頭線を吉祥寺迄利用し、吉祥寺でJRに乗り換えて荻窪駅で下車し、荻窪駅で丸の内線に乗り換え一駅目の南阿佐ヶ谷で下車し、区役所に来ている。復路は、丸ノ内線の南阿佐ヶ谷から一駅目の荻窪で降り、JR荻窪駅から吉祥寺に行き、吉祥寺から井之頭線に乗り替えて富士見ヶ丘駅に到着している。この様に、自宅から来る時も、区役所から帰るときも荻窪で途中下車して乗り換えをしている。

岩田区議は、足も不自由そうに見えないし、体に不自由な所があったとしても、荻窪の乗り替えはかえって大変ではないかと思われる。区役所にJR阿佐ヶ谷駅から区役所への行き方をたずねると「大人の方で徒歩7~8分、歩行が困難な方は、駅前から15分に1回出ている100円バスのすぎ丸にお乗りになると区役所の前で止まります」と案内している。

自宅から区役所への167回の往復路を、往路か復路に荻窪下車をしなかった日は、9/22 540円、12/19 550円、12/21 520円、1/20 270円、2/2 490円の5回のみであった。残りの162回は、荻窪駅下車で丸ノ内線、JRの利用で運賃が高くなるルートを使っていた。区民感覚からすると歩ける距離は歩き、自転車で行ける所は自転車で行き電車賃は安いルートを選んで暮らしている。前渡された政調費(税金)は、預り金なのだと言う感覚が皆無で、

財布に入ったら、1円たりとも返したくないと思っているがごとの収支報告である。

区役所の往復に支出された128,580円のうち

(9/22, 12/19, 12/21, 1/20, 2/2) 5回を除いた126,210円の返還を求める。

なお、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第7条3項に、「旅費の支給方法は、杉並区職員の旅費に関する条例(昭和50年3月杉並区条例第10号)の適用を受ける職員の例による」とされ、職員の旅費条例第7条に、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する」と規定されている。岩田区議が政調費に計上した交通費も、同じ理念・考えに基づき判断されるべきと解する。

2) 2/24 飯田橋770円(区政相談)とあるが、区外での区政相談に実体が不明な場合は、770円の返還を求める。

3) 2/19 品川区総合区民会館660円(研究会出席、墓地条例関連)とあるが、政務調査との関連が不明の場合は、660円の返還を求める。

資料購入費 計上額合計 265,741円

購入書籍

日本の原発、原発事故残留汚染、地方議会改革、震災で日本経済はどうか、原子力事故・自衛マニュアル、県庁おもてなし課、論点解説日経TEST、日経TEST公式練習問題集、先送りできない日本、大地震とっさの行動マニュアル、法学入門、憲法は行政に対する命令である、防災・減災の人間科学、倫理朽ちるインフラ、介護の地域力を高める、日本を大切に仕事、私たちはこうして「原発大国」を選んだ、魂を養う教育・悪から学ぶ教育、創造的社会福祉、認知症ケア最前線、新自由主義の復権、つながりのコミュニティ、税と社会保障の抜本改革、国民皆保険が危ない、生活保護手帳、生活保護手帳別冊問答集、変えよう地方議会、議会改革白書2011年版、保護のてびき、障害者の経済学、ラーメン屋の看板娘が経営コンサルタントと手を組んだら、西郷南洲手抄言志録を読む、ニッポンも大問題30、地方自治法小立法・平成24年版、政治家の殺し方、訣別、四書五経入門、困っている人、子どものうつと発達障害、ポイントカードをマーケティングに使いこなす方法、世代間格差、資本主義と自由、もし小泉進次郎がフリードマンの「資本主義と自由」を読んだら、成長産業としての医療と介護、リーダーシップ、日本の論点2012、いまこそハイエクに学べ、世代間格差ってなんだ、2020年日本が破綻する日、体制維新、大阪維新、弱者99%社会、「お手本の国」のウソ、日本中枢の崩壊、弱者の居場所がない社会、行政ビジネス、日本破綻を防ぐ2つのプラン、2020年の東京、2020年の東京への実行プログラム、地域主権改革 関連法、ソーシャルブランデザイン、「常識」としての保守主義、「社会を変える」を仕事にする、私が弁護士になるまで、これから10年活躍できる人の条件、松下政経塾が日本をダメにした、第3の案

以上の書籍購入費は98,925円であった。

議員の私的な所有となる書籍の購入については、区役所4階に、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく新規図書の購

入ができる) 及び、一般区民に開放されている区の図書館を活用することが、前提である。対象となる書籍について、議員用図書施設あるいは区の図書館での閲覧・貸出しや購入申請をおこなうことが困難な合理性・妥当性のある理由が明示される場合を除いて、政調費として計上することは、一般常識上からも認められない。なお、議員用図書施設には蔵書が、約6,000冊以上あり、主要紙の縮刷版も備えられている。このような公金で運用されている図書制度を活用することは、各党派・議員の当然の責務である。この制度の活用の有無の明示のない場合は、図書購入の合理的・妥当な理由の有無とは無関係に、一般常識上からも、政調費支出の対象に該当しないとした。

書籍の購入は、各議員の思想信条に、直接関わる面もあり、特に、娯楽性が高い等、政務調査研究者は相容れないことが一般常識上明らかな場合を除いて、その用途の検証はほとんど不可能に近いともいえる。又、書籍を閲覧・借入れすることに比べて、書籍を個人所有とすることに多くの利点があることも一方の事実であるが、一般常識上は、後者の場合は、個人資金で購入すべきである。従って、購入費を計上した書籍について、それらを、何故購入することと判断したかの理由の明示・開示を求めるが、それがなされない場合は、政調費への計上を認めないこととした。

なお、岩田議員は、書籍を購入した書店、例えば啓文堂の領収書に、金券と同様の働きを持つポイントの付与が明記されているが、支出計上額にポイントが反映されていないので、ポイントと相当額の返還を求めたことに対し、平成22年度政調費監査結果書に記載されている岩田議員からの説明で「家電量販店のように、売上値引きの要素が強いものを除き、ポイント相当額まで考慮に入れる必要がないと考える」とあるが、例えば、啓文堂書店は京王グループの共通ポイントサービス加盟店であり、「お買い上げ額の1%ポイント」と明記されている(ご利用ガイド)「1,000ポイントで1,000円相当のポイント券とお控えができ、京王グループ共通ポイントサービス加盟店でご利用いただけます。」とある。又、上述の岩田議員の説明の中に「ポイント数が不明」と抗弁しているが、ご利用ガイド(添付参照)に記載されている書籍購入額の1%の額の返還を求める。

以上の事から、書籍購入額(98,925円)プラス書籍購入額の1%のポイント額(989円)の合計99,914円の返還を求める。

(資料F)

<u>事務費</u>	計上額費合計	287,351円
------------	--------	----------

10/25 軍手(按分比50%) 147円

西友で購入した軍手296円を50%の按分で、147円計上しているが、その用途に関する情報が不明である。情報の開示、説明を求める回答に合理性、妥当性が無い場合は、147円の返還を求める。

携帯電話計上額 35,534円(按分比50%)

携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイ

事務費 - 1

力等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告等から判別することは、ほとんど不可能であり、従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

平成19年の仙台高裁の判決では、政務調査活動で、携帯電話を使用することがあると想定されるが、その活動のために使用する必要性は乏しいとし、更に、使用した金額が多額になる場合は、社会通念上はその多くが政務調査活動以外に使用されたと考えられるとし、政調費での支出は適当でないと判示している。

従って、請求人は、携帯電話の利用内容について明確な説明を求めるが、それに、合理性妥当性が認められない場合は、計上された全額35,534円の返還を求める。

固定電話

自宅事務所の電話代として、按分比50%で、政調費に計上しているが、自宅を事務所として使用している場合の電話の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。従って、政務調査活動のために、自宅の固定電話を使用した場合は、基本料金を含まない、その使用回数に応じた使用料のみを、使用実態に合った按分比で、政調費に計上すべきである。電話の使用料金に基づいた電話計上額について、情報の開示を求めるが、その内容に、合理性・妥当性がない場合は、電話料として計上された全額31,281円の返還を求める。

事務所費 計上額合計 217,439円

岩田いくま氏は、1か月160,000円で賃借しているマンション(実生活の場)を、岩田いくま区議の事務所として1か月16,000円で又貸ししている(賃貸契約書なし)。

又、間取り図として添付されている不動産屋(株)エスケーハウズの賃貸マンションのチラシ(下記に添付)には、どの部分が1/10の事務所なのかの記載がなく、事務所というからには、机やいすが必要だろう。(固定電話の設置も必要だろうが、固定電話料金は事務費として、50%按分して31,281円を計上している、公私混同の疑義が生じる) 按分1/10がどの部分か開示を求める。

平成22年度政調費監査請求結果書に記載されている岩田区議の説明では、「事務所部分を面積按分し(1/5)、それを「政治活動一般」と「政務調査活動」で1/2按分としている。事務所としての使用実態とのことであるが、24時間対応の仕事であり、登庁以外の政務調査活動の拠点であることは自明であると考え」と抗弁している。

請求人は、議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、特に、自宅を事務所として使用している場合の賃借料や水光熱費等の基本料金は、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものであると解する。

議員から提出された収支報告書や領収書等の情報からは、政務調査活動としての事務所の使用実態を把握することが容易でないとの検証結果を基にしている。即ち、当該監査判断が、「賃貸借物件であれば自宅であっても、その一部を面積割合に応じて事務所費の計上を認めているが、事務所としての実態を反映しているのか、いささか疑問の残る点等もあるので、今後も透明性を高める努力を期待したい」

と述べていることが、正に、請求人の疑問である。固定電話代、水光熱費が、議員の自律性で判定されたとされる按分比が適用されて、政調費に計上されているが、いわゆる「公私混同」を明確に排除することは、極めて難しい。従って、繰り返しになるが、請求人は、事務所費、電話代、水光熱費が、按分されて、政調費に計上されている場合は、提示された根拠について、可能な範囲で厳格な検証を行うこととした。事務所としての使用実態の情報開示の内容に合理性、妥当性がない場合は、計上されている事務所費の全額217,439円の返還を求める。

(資料G)

28. 藤本なおや

<u>政調費交付額</u>	1,920,000円
<u>戻入額</u>	なし(平成24年8月3日現在)
<u>収支報告書私的資金額</u>	75,293円
<u>返還請求額</u>	825,981円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

月極駐車場代

按分2分の1で月10,000円×12か月=120,000円を支出している。22年度の監査結果書P304で藤本議員は「使途基準細則の定め通りの通り支出額を1/2に按分し計上した」と答えている。また、その続きに「しかし、按分割合の設定に当たっては今後の判例や他自治体の動向を注視し、引き続き議会全体として不断の見直しに努める必要があることも理解している。」と書いている。納税者の区民の側からすれば、「使途基準細則で1/2の按分だからと単純に按分するのではなく、使用実態の説明の下、透明性を図るべきだと解する。また議会として不断の見直しに努めたのか、問いたい。按分を2分の1にした根拠と使用実態の説明を求める。それに、合理性、妥当性が認められない場合は、計上された全額120,000円の返還を求める。

区政報告について

34号と35号の2回発行している。

34号は資料作成費として5/10に区政報告作成費(34号)：255,150円が計上されている。

35号はすべて按分2分の1で6/29区政報告作成費:64,443円と6/23に送料274,870円が計上されている。

34号は按分もなく、送料の計上もない。255,150円の領収書には「但し、区政報告代金」と書かれているのみである。

区政報告は、大なり小なり、議員の宣伝活動の要素を有しており、按分なしで全

てを政務調査活動とは認めがたい。また、34号の領収書の「但し、区政報告代金」だけでは、版代、紙代、印刷代、送料代、ポスティングの単価・地域・実施日などの内訳が一切なく、適切な経費であるか、判断できない。この区政報告はどのように区民に配布されたのだろうか。内訳の一切ない領収書は認めがたい。税金を使つての区政報告の発行であるから、税金に対するコスト意識が必要である。34号はなぜ按分がないのか、また、区政報告代の内訳、証憑書類の説明を求める。その説明に合理性、妥当性がない場合、証憑書類がない場合は255,150円の返還を求める。

携帯電話について

現在、携帯電話の機能は、大きく変化しつつあり、従来の通話やメールに加え、スイカ等の金券、カメラ等の機能を持ちうる状況にある。添付されている領収書は払込受領書のみなので、政調費に計上されている携帯電話が、どのような形で使われているかを、収支報告書等から判別することは、ほとんど不可能である。従って、政務調査研究活動が、通常の電話・メール機能に限定されているとしても、より詳細な按分比の根拠の開示が必須条件であるとした。

22年度の監査結果書P275には当時の藤本なおや杉並区議会議長が携帯電話の欄で「電話料金だけでなく、合理的に経費を区分することが困難な支出についての取り扱い全般については、今後の社会情勢や判例等を参考にしながら、調査検討委員会で継続的に検討を要する課題の一つとして認識している」と監査委員へ回答としている。また、平成19年の仙台高裁と大阪高裁の判決では、利用料金や按分比について異なった判決をしている。つまり、携帯電話料金等の計上や按分比は一律ではなく、より詳細な説明が必要であるということである。よって、携帯電話料金を按分2分の1にした根拠と利用内容についての説明を求める。それに、合理性、妥当性が認められない場合は、計上された全額150,831円の返還を求める。

事務所費：300,000円

1/2按分25,000円×12ヶ月=300,000円

「事務所賃貸借契約書」を提出するのみで、生計を一にしてないとはいえ親の持ち物を事務所として政調費の支払いを認めるのは、税金を納める区民としては納得できない。透明性の確保を図るため使用実態の説明を求める。携帯電話・月極駐車場代の欄に書いたように、「合理的に経費を区分することが困難な支出について」の取り扱いについて「検討を要する課題の一つとして認識している」と藤本議員自身が書いている。按分を2分の1にした根拠と使用実態の説明を求める。それに、合理性、妥当性が認められない場合は、計上された全額300,000円の返還を求める。

HPについて

2011年6月7日に「久しぶりにブログを更新します。(約1年ぶりです)」と書かれ、13回更新されている。

6月に5回、7月に1回、9月に1回、10月に1回、12月に1回、1月に2回、3月に2回更新している。HPリニューアル制作費は按分2分の1で99,246円であり、1回あたり7,600円の経費である。納税者である区民から見れば、高い経費を負担させられ

ている気がする。藤本議員の思いついた時に書いているのか、更新回数も少なく、更新期間が非常にあいている時もある。政調費を使つてのHPであるならば、もっと定期的に更新回数を増やし、区民に伝えるべきである。HPの経費と更新回数についての藤本議員のご意見を伺いたい。

< みんなの党 >

29. 横田政直

<u>政調費交付額</u>	<u>1,920,000円</u>
<u>戻入額</u>	<u>なし</u>
<u>収支報告書私的資金額</u>	<u>133,710円</u>
<u>返還請求額</u>	<u>1,367,034円</u>
検査基準日	H24.4.9付き報告書による

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

広報費 - 1

広報費 4月16日区政報告費の折り込み代として121,800円を4月13日に前払いをしているが区政報告書が提出されておらず、領収書にも枚数、単価、配布地域が未載の為、該当なしとして121,800円の返済を求める。(創刊号が該当とするならば前年度である。)

2月10日区政報告費375,900円の領収証に区政報告発行年月日、単価、枚数の内訳書が添付されていない。

1月5日区政報告書の折り込み代200,025円の領収証に内訳書が未添付の為、折り込み単価、部数、エリアが不明である。

2月3日折り込み代88,725円の領収証にも内訳書が未添付の為折り込み単価、部数、エリアが不明である。

区政報告2号の印刷費2月10日375,900円の内訳書が貼付されていない為、折り込み部数及びそれに係る人件費の配布作業等が不明確になっている。従って支払代金の説明と内訳書の添付を求め、説明と内訳書の添付がない場合は664,650円の返還を求める。

合計返還額 4月16日 121,800円 2月10日 375,900円 1月5日 200,025円
2月3日 88,725円 合計786,450円

事務費 ケイタイは最近通信手段のみならず、物品の購入等多岐に亘り利便性が追求され続けている機器となっており、政務調査費として使用するのであれば、当然使用記録の内訳が必要となる。安易に%を決める事の出来ない程の効能があり、50%に設定した根拠の説明を要する。

1月分は何故か記載されておらず合計は85,584円である。使用中の機種によって正当な根拠のない場合は85,584円の返還を求める。

事務所費 月額50%を根拠にしているが、根拠の説明を求める。使用料の支払

い金額は498,000円である。

人件費 - 1

人件費

職員勤務報告書によると5月～11月迄毎月7日(55H) 49,500円×7ヶ月=346,500円を支払い勤務内容は総て区政報告2号作成及び作成補助になっているが、区政報告の形体は議員活動及び各種講演会、議会開催後の通知が記載。本題タイトル外に写真25枚が掲載されているのみでありこれに7ヶ月もかけて雇用し作成した区政報告であるとは到底承認出来ない。346,500円が正当な支出であるならばその旨の説明を求める。

12月～2月迄毎月49,500円×3ヶ月=148,600円の勤務内容は区政報告2号の配布補助になっているが、区政報告折り込み代288,750円の(部数不明)支払い済みもあり前回も指摘した通り1日8時間もの配布作業は疑問が残る。これらの広報作成、配布の実体と正当性の説明を求める。その説明に合理性、妥当性がない場合は148,500円の返還を求める。

5月～11月分346,500円 + 12月～2月分148,500円=495,000円

合計返還額 495,000円

< 共に生きる杉並 >

30. 木梨もりよし

政調費交付額 1,760,000円

戻入額 13,140円

返還請求額 1,669,280円

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その使途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その使途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その使途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

広報費 - 1

広報費

平成24年3月29日に計上

区政報告印刷代 976,500円 (案分なし)

区政報告新聞折り込み代 692,780円 (案分なし)

合計 1,669,280円

広報費の計上は上記の区政報告(2012年春季号とした1回)のみで、年度未処理をしており、政調費総額に対する比率は94,85%を一括処理したことになっている。

政調費の中で、年度末計上が発生するケースが無いわけではないが、通常年間経費予算の95%を年度末に特定科目で一括処理する異常さは、企業会計の中でも予算消化目的と見なされ(たとえば次期にまたがる経費の処理、資金プール、無目的等) 監査が入ることとなるので、詳細な説明、根拠が必要である。

まず、広報費の証憑における問題点として内訳不明があるので、適切な経費であるか判断できない。数千円から数万円ではない高額である。印刷代は97万円台であるが、見積もり上、少なくとも版代、紙代、印刷代、折代、送料、納品日等の内訳があるの

であり、提出すべきである。折り込み代は収支報告、備考メモによると157,459部と記載があるが、証憑で証明するものがない。この部数から推測されるのは杉並区全区の各紙(毎日、読売、サンケイ、東京、日経)の総部数に該当する。また、折り込み代@4.4円という収支報告記載になっているが、通常の折り込み代相場はB4で3.3円(税抜、東京都の新聞折り込み料金)レベルとみられるので、コスト面からも説明される必要がある。折り込み配布実施日、配布地区内訳等を含め証憑として用意することは困難な説明ではない、業者に内訳明細を作らせればいいわけで(見積もりや請求時点で)、公費としては最低限の事務処理であるに過ぎない。

税金に対するコスト意識が必要だということでもある。その説明に合理性・妥当性が無い場合、証憑が無い場合は計上額1,669,280円の返還を求める。

上記は、過去の木梨議員の政調費における、広報費処理の説明(議員からの個別事項への説明)ともかけ離れており、議員の自立的な範疇ということだけでは、説明にならない。平成21年度の監査結果では、広報費処理の区政報告DMに、「区政報告は心を込めて、切手を貼って出すことは手間やコストがかかっても効果があり、区民の皆様が受け取ったときに、その内容をしっかりと受け止めてくれています。区民のみなさまからお預かりした大切な税金が有効に活用されているものと確信しております。」と明確に記述されている。

当時支持者等宛名を入れたDMの送付について、請求入らが切手44万円(5500枚)を購入したのは換金性の問題や、税金の節約意識がなく、切手ではなく割引の発送手段があったはずとしてたことに答えたものである。これからしても、今回の不特定多数の全戸全紙配布新聞折り込みの処理(15万部以上)は按分もなしにどう説明できるのか、極めて矛盾している。心を込めたわけでもなく、受け止めを期待したわけでもない切手によらない折り込みチラシとはなんであるか、「木梨議員の名前」をとにかく年度末ぎりぎりに政調費を使って区内全戸配布したとと変わらない。

政調費にそのような知名度アップの活動趣旨もあるとはとうてい理解しがたい解釈である。

次に、区政報告の現物による内容について政務調査費としての妥当性を検証する。区政報告全4ページは、全ページが2012年2月20日の木梨区議の第一回定例会での質疑そのものだけである。他の記事や解説は一切ない。公開されている議会議事録版と一字一句変わらないということである。請求人は、この区政報告春季号の内容について、木梨議員が一年間進めてきた政務調査研究活動であるかどうかの議論に立ち入るのではなく、また、政務調査活動の内容そのものは、木梨議員の自律・自立的判断に依拠していると解している。しかし、按分なしに、全額を政調費に計上することに配布手法含めて疑念を持たざるを得ない。それは、政調費支給額の95%、160万円を超える公金を使い(広報費の計上の極端さは他の議員と比べても一目瞭然)、議員本人の名前、「共に生きる世の中を」の標語、会派名、顔写真、事務所住所、連絡先電話、FAXとあとは議会議事録と全く同一のものだけを記事とした区政報告(木梨議員の解説や区民意見聴取の勧誘記述も皆無)を杉並区内に全紙全数折込で配布しているからである。今回は議員の支持者や後援会関係者へのDMではなくいわば杉並区全住人不特定多数宛てのチラシで、この一回だけである。これは、広報費の扱いについて区の監査結果に言うところの「区の施策の一部や議会質問内容などを区政報告として区民に配布することは、自らが関心を持つ施策や考え方を区民に周知することを通じて、

それらの課題に対する区民の意見等を収集し、区政に関する調査研究の一助にしようとする試みとして理解されるのであって、少なくとも『議員の調査活動基盤を充実させその審議能力を強化させる』ものとしてみることができる」

・・・と言う見解からしても合致しないこととなる。つまり、明確な意見等収集の意図がないこと、議員の調査活動基盤との関連が無いことが明白な内容だからである。

各議員が自費でどのような区政報告や各種広報紙、後援会チラシを出そうと主体的な自由な活動である。ただし税金である政調費は全く別である。税金・公費として政調費の95%が年度末に一括で今回のような区政報告折り込みチラシのみで経費処理される状態を区民・納税者は適正だとは思えず、少なくとも、按分なしで政調費に計上した明確な根拠の説明とそれに関連した情報開示を求める。極論すれば区議全員が、このような政調費の95%を木梨議員のような折り込みチラシ代に一括処理すると考え場合に、合理性・妥当性があるとする説明が存在するのかということである。

それらの内容に合理性・妥当性が認められない場合は計上全額1,669,280円の返還を求める。

<無所属>

3.1. 堀部やすし

政調費交付額	1,920,000円
戻入額	19,823円
返還請求額	なし

請求人は、提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類を基に、政調費の検証を行い、その用途が、政調費条例の趣旨に反するとの疑義がある場合、及び、その用途に関する情報が不明、あるいは、その情報の開示が不十分である場合は、その旨を記載し、その用途に計上された政調費の全額の返還を求めた。

資料購入費について

平成23年度政調費における堀部議員の書籍、雑誌等の資料購入費の計上額は、549,836円である。過去の政調費支出において、堀部議員が資料購入費として計上した額は、平成22年度462,325円、21年度682,439円、20年度766,938円であり、他の議員のそれに比して、極めて多額の計上になっている。請求人は、堀部議員の資料購入自体に異議を述べるのではなく、又、議員の自律性を尊重する点から、購入した書籍、雑誌の内容に立ち入ることを意図しない。しかし、一般区民の感覚からは、毎年、極めて高額な書籍等の購入費を、公金である政調費に計上し続けている堀部議員には、購入する書籍等を活用した結果として、どの様に区の施策立案に結び付けてきたかを、納税者である一般区民に説明責任があると解する。

一方、区役所4階には、議員用として備えられている図書施設(議員には、閲覧・貸出しだけでなく新規図書の購入ができる)があり、約250万円の年間予算で運営されている。その議員用図書施設の活用を、堀部議員が、どう捉えているかについて明確な説明を求める。当該図書施設の活用が難しい等、運営上の課題・問題点を含め、図書施設のあるべき姿について、堀部議員の意見を明

確にすることを要請する。堀部議員を含め議会として、図書施設の運営のありかたを改善しなければ、毎年、250万円以上の税金が無駄に使われ続けてしまう状況を憂慮するものである。

会派事務費・人件費の分担について

収支報告書には、会派事務所の所在場所の記載がなく、区役所3階の会派・議員の控室が、当該会派事務所に該当するとした。議員控室使用規程は、議長訓令として、昭和38年に発令され、平成4年に改正されているが、その第2条に、控室の使用については杉並区役所所内規則に拠るほか、本規程の定むるところによるとされている。又、その第3条には、控室の使用は議会開会中とし、必要があって議会休会中に使用する場合は事務局員職員の勤務時間内とするとされ、更に、その第2項に、特に必要がある場合は議長の承認を得て時間外にわたり使用することができる、と規程されている。


請求人は、過去の政調費の監査請求において、各会派が計上した控室の費用(事務費、控室を職場として雇用されている補助員の人件費等)の政調費への計上について、説明を求めてきた。平成21年度の政調費の監査結果書には「会派が自律的に定めた按分を尊重する」としつつ、「議員控室の本来の目的などを踏まえ、より透明性の高い按分割合を検討されることを期待する」と、監査委員の意見が記されている。しかし、各会派の控室使用の実体は、議員控室使用規程の内容と異なり、恒常的な会派の事務所となっている。

請求人は、会派・議員の自律性を尊重する立場から、その控え室の使用実態について立ち入る意図からではなく、又、状況の変化と共に、控室の機能が変遷することはあり得ると解するが、平成21年度政調費監査結果書の付言にもあるように、議員控室の本来の目的・機能を、会派・議員が、どの様に捉えているかについて、明確な説明を求める。請求人は、会派の活動は、議会等における政党的な駆け引きを目的とした活動を含め多岐にわたり、政務調査活動は、その一端であり、その所属議員は、一方、自分の事務所を起点に、政務調査活動を含めた種々の活動を行っていると解する。

従って、議員控室を会派事務所として活用する場合においては、その中における政務調査活動の位置づけは、相対的にも小さくなると解すべきであり、会派事務所の経費の按分比を50%として、公金である政調費に計上することの疑念を有する。会派・議員に、その根拠の明確な説明を求めるが、それに、合理性・妥当性がない場合は、計上された事務費・電話費の返還を求めることとする。

以上

(注) 資料1～7は請求人による見出し。見出しのないものには資料A～Gと表記した。

<p>44 頁</p> <p>資料 1 資料 2</p>	<p style="text-align: center;">(資料 1)</p> <p style="text-align: right;">(資料 2)</p> <p>政務調査交通費記録簿 (H. 23年度)</p> <p>出納簿 整理番号 4 月分-2 No.</p> <p>職員名 大泉時男</p> <p style="text-align: right;">No009</p> <h3 style="text-align: center;">領 収 書</h3> <p>2011年07月27日 23:34 車番 321</p> <p>運賃 1520円</p> <p>合計 1520円</p> <p>お忘れ物は当社へ  太陽自動車株式会社 TEL 03 (3693) 1621 ご要望は当社又は (財)東京タクシーセンター (3648) 0300</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>出張先</th> <th>利用交通機関</th> <th>経路 (出発駅-到着駅)</th> <th>交通費 (円)</th> <th>科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>和泉</td> <td>タクシー</td> <td>高円寺-和泉</td> <td>1,250</td> <td>調査研究費 区取組</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>西荻</td> <td>タクシー</td> <td>永福-西荻</td> <td>2,150</td> <td>調査研究費 区取組</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>荻原</td> <td>タクシー</td> <td>西荻-荻原</td> <td>1,250</td> <td>調査研究費 区取組</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>高井戸</td> <td>タクシー</td> <td>荻原-高井戸</td> <td>710</td> <td>調査研究費 区取組</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>阿佐ヶ谷</td> <td>タクシー</td> <td>高井戸-阿佐ヶ谷</td> <td>1,160</td> <td>調査研究費 区取組</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>堀の内</td> <td>タクシー</td> <td>永福-堀の内</td> <td>710</td> <td>調査研究費 区取組</td> </tr> </tbody> </table>	日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費 (円)	科目	26	和泉	タクシー	高円寺-和泉	1,250	調査研究費 区取組	27	西荻	タクシー	永福-西荻	2,150	調査研究費 区取組	27	荻原	タクシー	西荻-荻原	1,250	調査研究費 区取組	27	高井戸	タクシー	荻原-高井戸	710	調査研究費 区取組	27	阿佐ヶ谷	タクシー	高井戸-阿佐ヶ谷	1,160	調査研究費 区取組	30	堀の内	タクシー	永福-堀の内	710	調査研究費 区取組												
日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅-到着駅)	交通費 (円)	科目																																																		
26	和泉	タクシー	高円寺-和泉	1,250	調査研究費 区取組																																																		
27	西荻	タクシー	永福-西荻	2,150	調査研究費 区取組																																																		
27	荻原	タクシー	西荻-荻原	1,250	調査研究費 区取組																																																		
27	高井戸	タクシー	荻原-高井戸	710	調査研究費 区取組																																																		
27	阿佐ヶ谷	タクシー	高井戸-阿佐ヶ谷	1,160	調査研究費 区取組																																																		
30	堀の内	タクシー	永福-堀の内	710	調査研究費 区取組																																																		
<p>44 頁</p> <p>資料 3</p>	<p style="text-align: center;">(資料 3)</p> <p>■ご利用明細 ※ご利用者様の「本」は本人会員、「家」は家族会員を表わしています。 ※Visa Touchご利用分は、ご利用内容欄の先頭に「VT/」と表示されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ご利用年月日</th> <th>ご利用者</th> <th>ご利用内容</th> <th>新規ご利用額 (円)</th> <th>今回ご利用額 (円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>本 1</td> <td>年会費</td> <td>10,500</td> <td>10,500</td> <td>内地消費税 600円</td> </tr> <tr> <td>11.07.15</td> <td>本 1</td> <td>ETC分 高井戸 普</td> <td>600</td> <td>600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.07.15</td> <td>本 1</td> <td>ETC分 中央連絡 普</td> <td>300</td> <td>300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.07.17</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別割引 八王子本線 普</td> <td>400</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11.07.17</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別割引 河川本線 普</td> <td>260</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合 計</td> <td>14,360</td> <td>14,360</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">25</p>	ご利用年月日	ご利用者	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回ご利用額 (円)	備考		本 1	年会費	10,500	10,500	内地消費税 600円	11.07.15	本 1	ETC分 高井戸 普	600	600		11.07.15	本 1	ETC分 中央連絡 普	300	300		11.07.17	本 1	ETC特別割引 八王子本線 普	400	400		11.07.17	本 1	ETC特別割引 河川本線 普	260	260				合 計	14,360	14,360													
ご利用年月日	ご利用者	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回ご利用額 (円)	備考																																																		
	本 1	年会費	10,500	10,500	内地消費税 600円																																																		
11.07.15	本 1	ETC分 高井戸 普	600	600																																																			
11.07.15	本 1	ETC分 中央連絡 普	300	300																																																			
11.07.17	本 1	ETC特別割引 八王子本線 普	400	400																																																			
11.07.17	本 1	ETC特別割引 河川本線 普	260	260																																																			
		合 計	14,360	14,360																																																			
<p>45 頁</p> <p>資料 4</p>	<p style="text-align: center;">(資料 4)</p> <p>■ご利用明細 ※ご利用者様の「本」は本人会員、「家」は家族会員を表わしています。 ※Visa Touchご利用分は、ご利用内容欄の先頭に「VT/」と表示されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>ご利用年月日</th> <th>ご利用者</th> <th>ご利用内容</th> <th>新規ご利用額 (円)</th> <th>今回ご利用額 (円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.01.01</td> <td>本 1</td> <td>ETC分 浦安東 普</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>現地通貨額 浦安東線 換算レシート(円)</td> </tr> <tr> <td>2.01.01</td> <td>本 1</td> <td>ETC分 中央連絡 普</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>福地柏市 杉並区</td> </tr> <tr> <td>2.01.21</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別割引 高井戸出口 普</td> <td>400</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.01.21</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別割引 八王子出口 普</td> <td>400</td> <td>400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.01.21</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別割引 河川線 普</td> <td>950</td> <td>950</td> <td>福地柏市</td> </tr> <tr> <td>2.01.21</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別割引 八王子本線 普</td> <td>950</td> <td>950</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.01.21</td> <td>本 1</td> <td>ETC特別 中央連絡線 普</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>小笠原 杉並区河川町北口</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合 計</td> <td>4,700</td> <td>4,700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ご利用年月日	ご利用者	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回ご利用額 (円)	備考	2.01.01	本 1	ETC分 浦安東 普	800	800	現地通貨額 浦安東線 換算レシート(円)	2.01.01	本 1	ETC分 中央連絡 普	900	900	福地柏市 杉並区	2.01.21	本 1	ETC特別割引 高井戸出口 普	400	400		2.01.21	本 1	ETC特別割引 八王子出口 普	400	400		2.01.21	本 1	ETC特別割引 河川線 普	950	950	福地柏市	2.01.21	本 1	ETC特別割引 八王子本線 普	950	950		2.01.21	本 1	ETC特別 中央連絡線 普	300	300	小笠原 杉並区河川町北口			合 計	4,700	4,700	
ご利用年月日	ご利用者	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回ご利用額 (円)	備考																																																		
2.01.01	本 1	ETC分 浦安東 普	800	800	現地通貨額 浦安東線 換算レシート(円)																																																		
2.01.01	本 1	ETC分 中央連絡 普	900	900	福地柏市 杉並区																																																		
2.01.21	本 1	ETC特別割引 高井戸出口 普	400	400																																																			
2.01.21	本 1	ETC特別割引 八王子出口 普	400	400																																																			
2.01.21	本 1	ETC特別割引 河川線 普	950	950	福地柏市																																																		
2.01.21	本 1	ETC特別割引 八王子本線 普	950	950																																																			
2.01.21	本 1	ETC特別 中央連絡線 普	300	300	小笠原 杉並区河川町北口																																																		
		合 計	4,700	4,700																																																			
<p>46 頁</p> <p>資料 5</p>	<p style="text-align: center;">(資料 5)</p> <h3 style="text-align: center;">領 収 書</h3> <p style="text-align: right;">SS-0750213 2011年11月12日 17:19 伝票No.3754</p> <p style="text-align: center;">大泉時男事務所 様</p> <p style="text-align: center;">¥10,275</p> <p>但し燃料代、整備代として (内消費税等) ¥489 (株)JOMOネット 杉並方南通りSS 東京都杉並区大宮2-6-6 TEL:03-5377-4833</p> <p>※本書保管上のお願 財布・手帳等にはさんで保管願く場合 印刷面を内側に折り保管して下さい。</p> <p>備考 11月12日のカーナビ代、整備費(洗車代)が加入済みあり、半額に請求する。</p>																																																						

(資料 6)

覚 書

グリーン住建株式会社(以下甲という)と大泉時男事務所(以下乙という)は、末尾記載の事務所使用について、下記の条項に合意したので本覚書を作成し、各自所持することとした。

1. 甲は、乙に対し末尾記載の事務所の一部および事務社員と電話を含む事務機器等の使用を認めることとした。
2. 使用開始は平成13年4月1日より、甲の指定する日までとする。
なお、使用料の支払いは毎月初めとする。
3. 使用上疑義が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって話し合い、解決するものとする。

平成13年 3月27日

東京都杉並区永福2-51-14
甲 グリーン住建株式会社
代表取締役 大泉時男

東京都杉並区永福1-31-19
乙 大泉時男事務所
代表 大泉時男

(事務所表示)

所在: 東京都杉並区永福2-51-14
建物: 鉄骨造スレート葺き二階建てのうち一階部分
面積: 事務所約四十三平米

29

(資料 7)

契約条件

1. グリーン住建株式会社(以下甲)と大泉時男事務所(以下乙)は、末尾記載の事務所使用について、下記の条項に合意したので本覚書を作成し、各自所持することとした。
2. 使用開始は平成13年4月1日より、甲の指定する日までとする。
なお、使用料の支払いは毎月初めとする。
3. 使用上疑義が生じた場合は、甲乙双方で誠意をもって話し合い、解決するものとする。

ぷくぷく
Puku Puku
天然酵母のふわふわパンケーキ

杉並区南荻窪4-1-15
TEL・FAX 03-6795-5695

2011年 6月 3日 12:50
069727

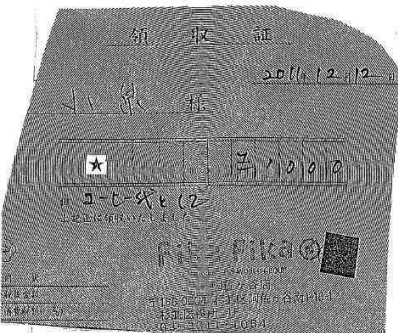
食パン 6点	¥300
マイトパン	1,800
5点	130
こしつぶ	¥130
	650

外税対象額	¥2,580
外税 5.0%	¥129

合計	¥2,709
お預り	¥10,709
お釣	¥8,000

② 1/2 Puku Puku

民商銀行 1,991円 2011.5.29



備考 1/2 Puku Puku 大泉時男

ぷくぷく
Puku Puku
天然酵母のふわふわパンケーキ

杉並区南荻窪4-1-15
TEL・FAX 03-6795-5695

2012年 1月23日 13:21
092746


食パン 5点	¥350
5点	1,750
5点	¥145
外パン	725


内税対象計	¥2,475
内税 5.0%	(¥117)


合計	¥2,475
お預り	¥5,000
お釣	¥2,525

37 1/2 Puku Puku 民商銀行 1,991円 2011.5.29

58 頁 資料 B

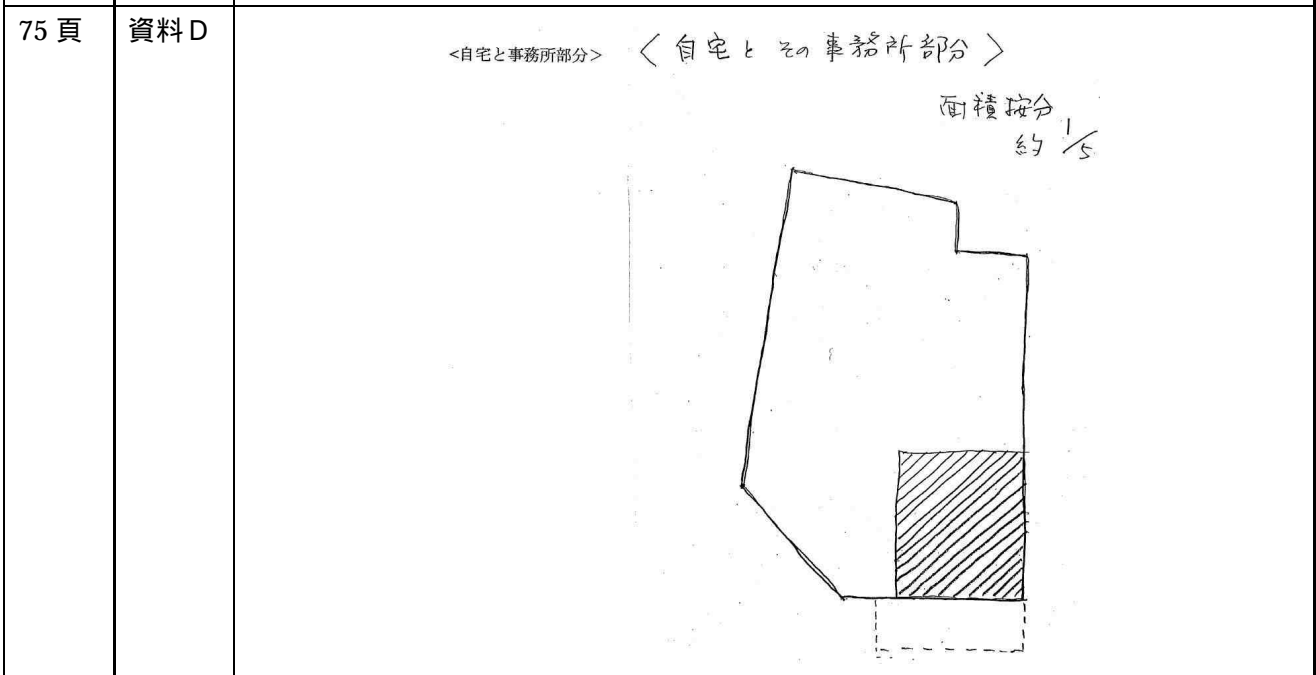
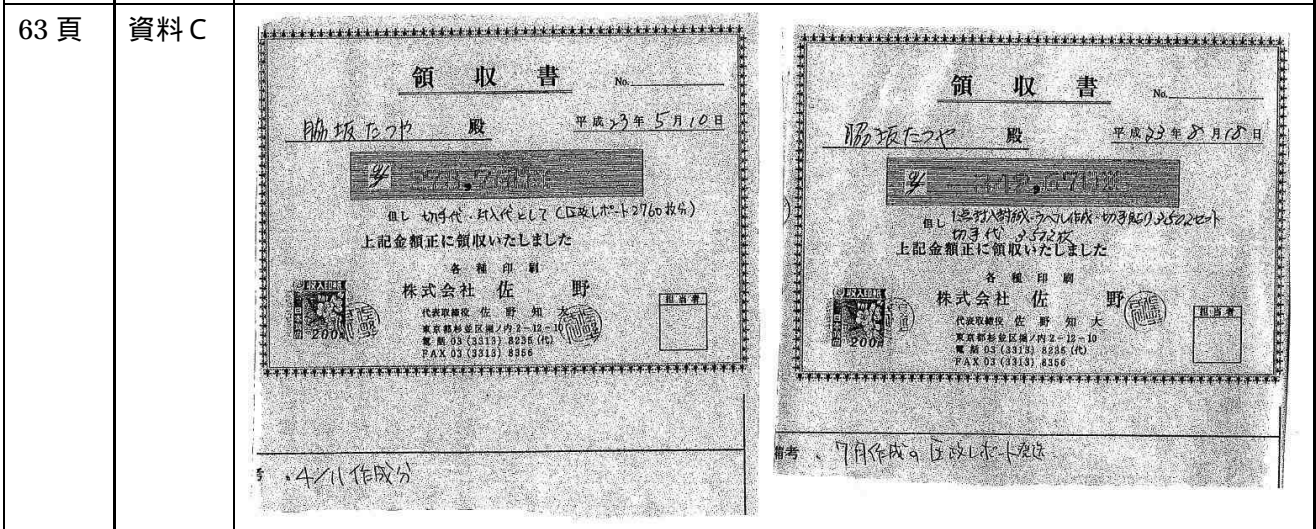
。  ごあいさつ

。  がんばれ! とみもと卓



石原 のぶてる
-自由民主党幹事長 衆議院議員-

「私の秘書を十年間務めたとみもと君が区政史上最年少で議長を2度務めるなどめざましい活躍をしているのは本当にうれしい限りです。自信と誇りを持って推薦します。門下生であるとみもと君への皆様の力強いご支援を心からお願いします。」



83 頁 資料 E

第3号様式 (第4条関係)

政務調査視察報告書

会派・議員名 河津利恵子 (民社長派)

出納簿 整理番号	7 月分	No. 6
----------	------	-------

視察・研修会等報告

実施日	平成 23 年 7 月 11 日～平成 23 年 7 月 13 日
参加者氏名	小川崇次郎、河津利恵子、安斉あきら、増田裕一、山本あけみ、市来とも子、山下かずあき
視察先	鹿沼町役場 農業振興環境保全センター、防災学習交流センター/そなえーる、栗山町議会
視察目的	代替エネルギー調査、災害対策調査、議会改革調査
行程	羽田空港→帯広空港→(車)→鹿沼町役場 農業振興環境保全センター→(車)→帯広治→(車)→防災学習交流センター/そなえーる→(車)→札幌治→(車)→栗山町議会→(車)→新千歳空港→羽田空港
概要	別添の報告書のとおり 山下かずあき議員 添付

109 頁 資料 F

藤京王グループ共通ポイントサービス加盟店

ポイントとはポイント

京王百貨店 (新大塚駅前店+丸の内線三軒茶屋店)

※一般加盟店は、最大10%ポイント (特約ご入会の方の年間獲得ポイント率15%とさせていただきます。)
ポイント率は京王百貨店での前年のお買い上げ額により変わります。
※お買い上げポイント率 前年お買い上げ額20万円未満…1%ポイント
20万円～50万円未満…2%ポイント
50万円以上…3%ポイント

※食品(総店等)は、5%ポイント
※豪華ギフト・食品(生鮮食品等)・書籍・レストランは1%ポイント
※美容品は、京王百貨店の店頭で取り扱っている商品のみです。

◎毎月の「特別ご賞賛」は最大15%オフ
最大10%ポイント + 5%割引 = 最大15%オフ
※特別ご賞賛は、1円未満の端数も対象となります。1円、10円未満は0.5円、100円未満は10円、1,000円未満は100円、10,000円未満は1,000円、100,000円未満は10,000円とさせていただきます。

※お申込み・登録費(京王グループ)は10%割引
ポイント対象外の商品は、特別ご賞賛の対象とはなりません。
※ご購入は、必ず「京王百貨店」にてお買い上げください。お買い上げポイント5%ポイント
※京王百貨店以外の店舗でのご購入は、ポイントサービスとはなりません。
※京王百貨店以外の店舗でのご購入は、ポイントサービスとはなりません。

京王ストア・キッズコート	※お買い上げ額の0.5%ポイント ※毎週末限定は「5%ポイントの日」 ※京王ストア・キッズコート限定商品にのみ適用となります。
京王アートマン	※お買い上げ額の1%ポイント ※京王アートマン限定商品にのみ適用となります。
京王プラザホテル(新宿・多摩・八王子)	※ご購入1泊につき200ポイント ※ご予約は、(お電話/お申し込み)にてお申し込みください。
京王プラザホテル札幌	※ご購入1泊につき100ポイント ※ご予約は、(お電話/お申し込み)にてお申し込みください。
京王プレッソ	※ご購入料金の1%ポイント
京王観光	※オンライン予約は、一般の予約ページよりご利用の0.5%ポイント ※一部特別価格の商品は適用されません。
せいでまアパレル専門店(レストラン街 5F京王百貨店5Fショップセンター)	※お買い上げ額の1%ポイント ※一部特別価格の商品は適用されません。
京王モール・京王モール・アクセス(新大塚駅前地下)	※各店舗によりポイントは異なります。
英文書局店	※お買い上げ額の1%ポイント ※一部特別価格の商品は適用されません。
アラフォーショップ 京王	※お買い上げ額の1%ポイント
ペーパーショップ ムバ	※お買い上げ額の1%ポイント
カラーショップ CAC	※サービス券(10枚)で「ポークカレー(食サービス)まで」40ポイント分のポイント交換券(お買い上げ額)が、お買い上げポイントに付与されます。
リモーネ (購入料+送料込み)	※お買い上げ額の1%ポイント

※ポイントサービスをご利用の際は、ポイント交換後の残りのポイントが必ずポイント残高に表示されます。ポイント残高が0ポイントになると、ポイントサービスがご利用いただけません。
※(京王百貨店)ポイントサービスは、ポイントサービス加盟店のお買い上げ額に応じて、自動的にポイントが付与されます。

111 頁 資料 G

賃貸マンション

◆敷地内駐車場(月/2万円)
◆モニター付インターホン
◆エアコン2基

洋5帖
クローゼット

賃貸マンション

最寄駅 富士見ヶ丘 駅

3DK

賃料 156,000円

管理費 4,000円
礼金 2ヶ月
敷金 2ヶ月

所在地 杉並区久我山5-

交通 有/有線 富士見ヶ丘駅 徒歩4分
購物 銭形27-1 徒歩3分

築年数 平成7年4月

面積 60.79㎡

入居日 07年10月入居予定

期間 2年契約

更新料 前賃料の1ヶ月分

設備 エアコン2基(1+1)、Wi-Fi

備 考
[個人入居希望者、6名以内]
[ペット飼育不可]
[保証人:保証会社、保証書、収入証明
(個人保証可)、入居履歴書、社印保証
(個人保証可)、入居履歴書、社印保証
入居の履歴書(保証書)
個人入居希望者、保証書、収入証明書

〒168-8571 東京都杉並区高井戸1-10-7
TEL 03-3336-7788
FAX 03-3336-6050

株式会社エスケー・ハウス